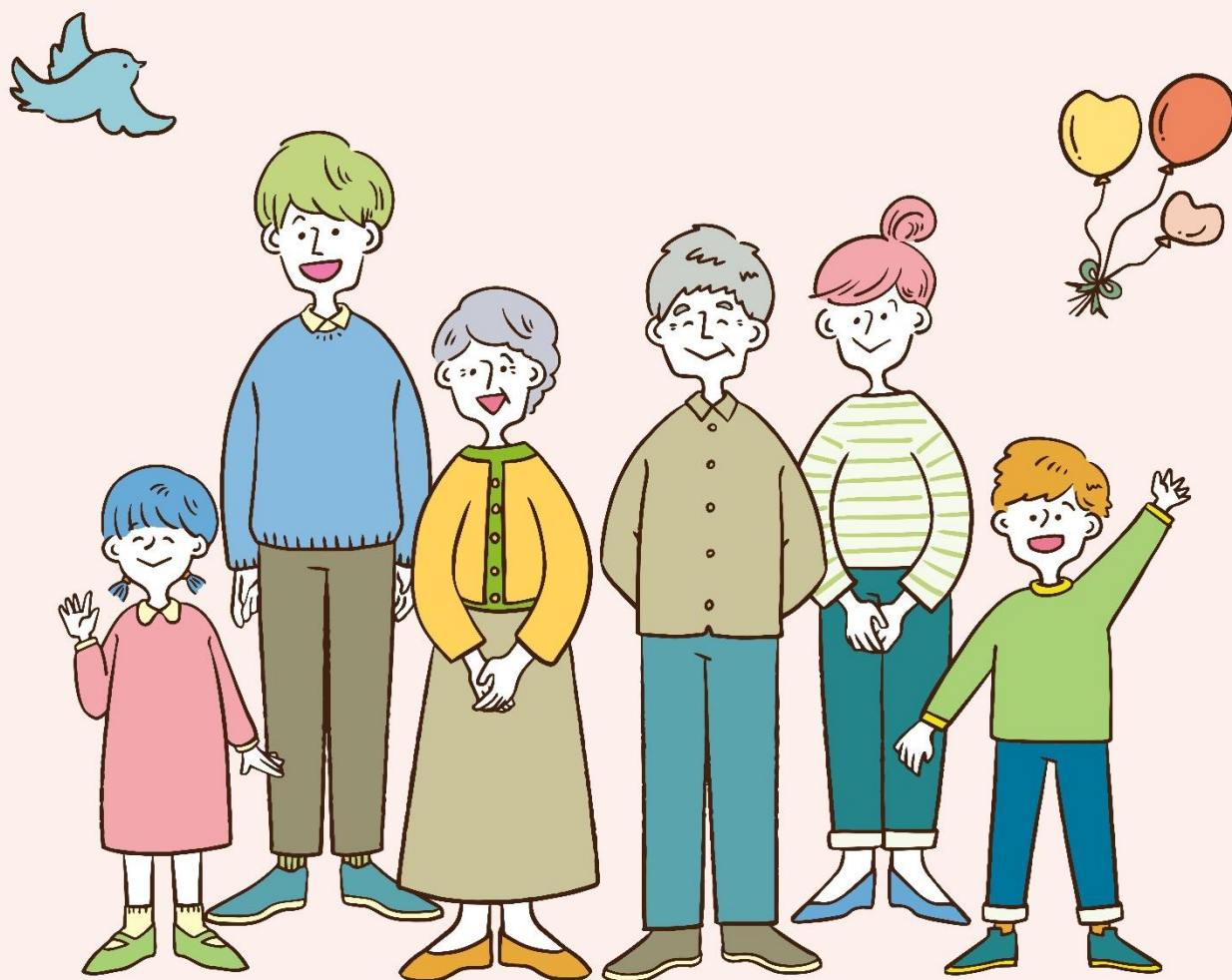


坂戸市高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画

第9期 / 令和6年度～令和8年度

～健康長生きプラン～



令和6年3月
坂戸市



はじめに

これまでの長きにわたり地域を支えて来てくださった高齢者の皆様が、これからも住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、様々な支援制度の充実を進める中、いわゆる団塊の世代が75歳になる2025年問題は目前になり、さらにその先には65歳以上の高齢者人口がピークを迎える2040年問題に対応すべく、さらに地域力を高める必要に迫られています。

こうした中、介護を国民皆で支え合う仕組みとして創設された介護保険制度は、平成12(2000)年の制度開始から20年以上が経過し、高齢者や介護する家族の生活を支える制度として定着してきました。令和2(2020)年6月に公布された「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」では、地方公共団体の責務として子ども・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会である“地域共生社会”の実現や認知症施策の地域社会における総合的な推進が位置付けられるなどの改正がなされました。

また、令和6(2024)年1月には、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行され、国・地方公共団体は、認知症の方が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を策定・実施する責務を有することとなりました。

このような社会全体の大きな変容の中、本市の高齢化の進行とこれまでの取組を踏まえ、本計画では基本理念である「互いを認め合い、健康で心豊かに暮らせるまち」を掲げ、地域包括ケアシステムを十分に機能させ、高齢者の方の活動場所の充実を図るとともに、地域共生社会の実現に向けた取組の方向性を示し、高齢者福祉施策の推進や必要としている方には、的確に介護を提供できるよう介護保険事業のより一層の充実を図ってまいりたいと考えております。あわせて、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の方に関する正しい理解を深め、共生社会の実現に寄与するよう努めてまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、さまざまな視点から御審議いただきました審議会委員の皆様をはじめ、貴重な御意見、御提案をお寄せいただいた多くの皆様に厚く感謝申し上げます。

令和6年3月

坂戸市長 石川 清



目次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の背景等.....	1
2 計画の性格と位置づけ.....	2
3 計画の期間.....	4
4 計画の策定体制.....	5
第2章 本市の高齢者福祉の状況.....	7
1 人口の状況.....	7
2 介護保険事業の状況.....	9
3 将来推計.....	15
4 本市の高齢者の実態.....	19
5 第8期計画期間中の実績.....	43
6 高齢者を取り巻く主な課題.....	52
第3章 計画の基本的な考え方と日常生活圏域の設定.....	55
1 基本理念と基本目標.....	55
2 日常生活圏域の設定.....	60
第4章 施策の展開.....	67
基本目標1 介護予防・健康づくりと生涯活躍の場づくりの推進.....	70
基本目標2 地域包括ケアシステムの深化・推進.....	81
基本目標3 認知症高齢者を支える仕組み～「共生」と「予防」～.....	98
基本目標4 持続可能で質の高い介護保険サービスの推進.....	108
第5章 介護保険事業に関する総費用の推計と介護保険料の設定.....	137
1 費用の推計と介護保険料の算出手順.....	137
2 第9期介護保険事業計画の総費用の推計.....	138
3 所得段階別保険料率.....	145
4 中期的な費用推計.....	149
第6章 計画の推進体制.....	151
1 計画の推進体制.....	151

第7章 第2期坂戸市成年後見制度利用促進基本計画.....	155
1 計画の目的.....	155
2 位置付け.....	155
3 期間.....	155
4 基本理念.....	156
5 実施体制.....	157
6 基本方針.....	158
7 基本方針ごとの取組.....	160
8 計画の進行管理.....	166
資料編.....	167
資料1 坂戸市高齢者福祉及び介護保険事業審議会条例.....	167
資料2 坂戸市高齢者福祉及び介護保険事業審議会委員名簿.....	168
資料3 諮問書.....	169
資料4 答申書.....	170
資料5 用語の解説.....	173

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景等

介護保険制度は、平成12(2000)年4月に施行されてから20年以上が経過し、全国でも介護サービスの利用者数はスタート時の3倍を超えるなど、高齢期の暮らしを支える社会保障制度として、必要不可欠な制度となっています。

今後は、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22(2040)年に向け、総人口及び現役世代人口が減少する中で、高齢者人口がピークを迎えるとともに、介護ニーズの高い85歳以上人口が急速に増加することが見込まれています。

また、単身高齢者世帯や高齢者のみの世帯、認知症高齢者の増加も見込まれるなど、介護サービス需要が更に増加し、多様化することが想定される一方で、現役世代の減少が顕著となり、高齢者福祉・介護保険制度を支える人的基盤の確保が課題となります。

第8期計画では、団塊の世代が75歳以上となる令和7(2025)年を見据え、介護保険制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを可能としていくため、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら、介護サービスの確保のみに留まらず、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制である「地域包括ケアシステム」の深化・推進に取り組んできました。

今後、高齢化が一層進む中で、地域包括ケアシステムは、高齢者介護、障害福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野の枠や、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会が繋がり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる「地域共生社会」の実現に向けた中核的な基盤となり得るものです。

また、令和22(2040)年を見据えて、社会福祉法等に基づく社会福祉基盤の整備と介護保険制度の一体的な見直しが行われ、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化を進めていく必要があります。

第9期計画では、地域包括ケアシステムの構築を目指した令和7(2025)年を迎えるとともに、現役世代が急減する令和22(2040)年を念頭に、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据えつつ、第8期での目標や具体的な施策を踏まえ、今後3年間の高齢者福祉や介護保険事業に係る具体的な内容について計画に位置付けていきます。

2 計画の性格と位置づけ

(1)根拠法令等

「高齢者福祉計画」は、老人福祉法第 20 条の8により、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画として定めることとされています。

「介護保険事業計画」は介護保険法第 117 条により、市町村は3年を1期として介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画を定めることとされています。

なお、両計画は、密接な関連性を持つことから一体のものとして定めることとされています。

高齢者福祉計画

すべての高齢者及び 40～64 歳の壮年者を含めた健康づくりや生活習慣病の予防、介護予防とともに、高齢者の社会参加や生きがいづくり、在宅生活の支援、地域包括ケア、防犯や防災対策などを含む総合的な計画です。

介護保険事業計画

要介護(要支援)高齢者、要介護(要支援)となるリスクの高い高齢者を対象とした、介護(予防)サービス、地域支援事業の基盤整備に関する実施計画です。

(2)認知症施策の総合的な取組を含めた策定

認知症に関する法律「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が令和5(2023)年6月14日に成立しました。この法律には、認知症の人が尊厳を持ち、希望を持って暮らせる共生社会の実現や社会参加の機会の確保、意思決定の支援や権利利益の保護等が盛り込まれています。

本計画は、認知症基本法の基本理念に基づいた認知症施策の総合的な取組を踏まえて策定します。

(3)成年後見制度利用促進基本計画との一体的な策定

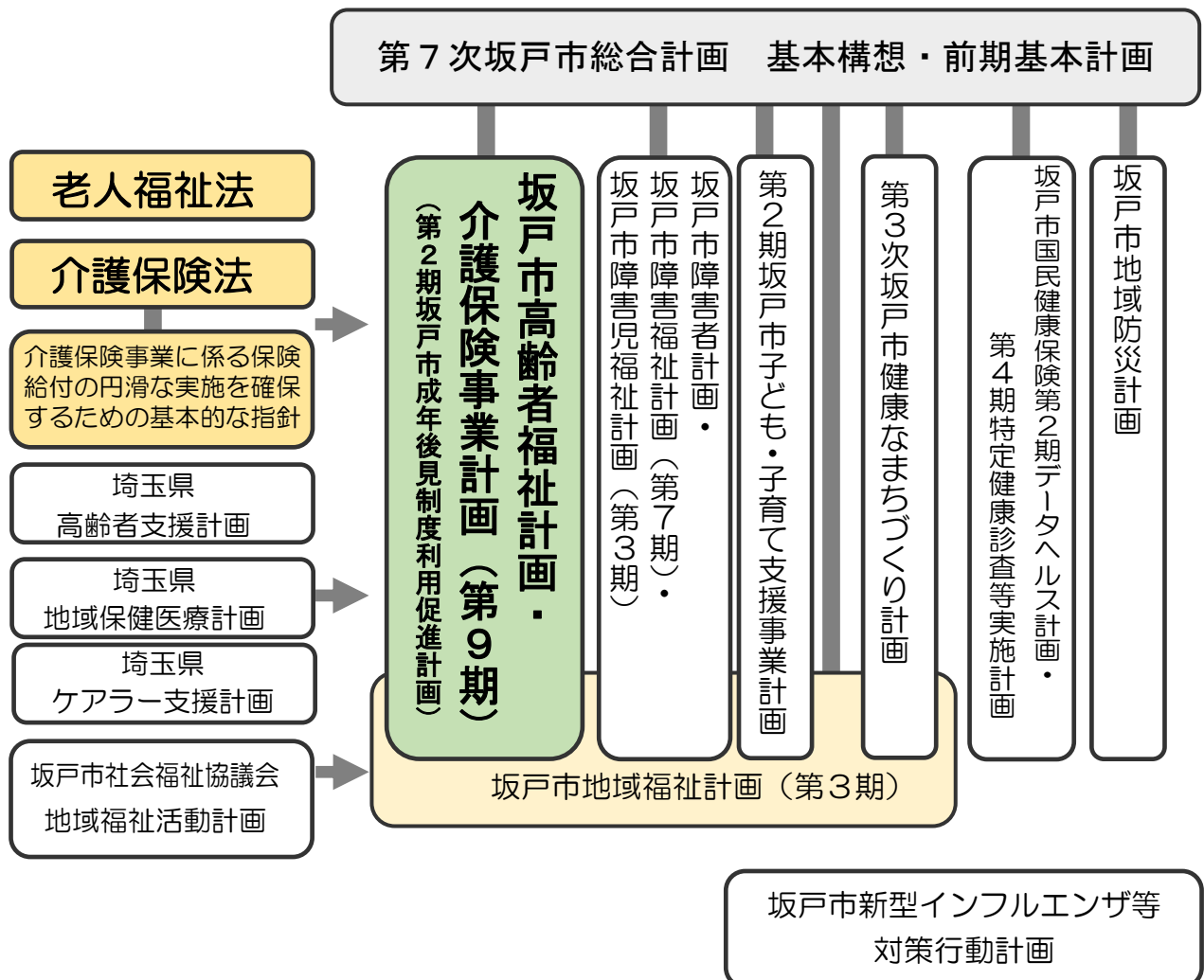
本市では、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」及び「国の基本計画」に鑑み、「成年後見制度利用促進基本計画」を本計画の第8期計画策定時に一体的に策定しました。今期においても、本計画と一体的に策定するものとします。

(4)関連計画との位置づけ

本計画は、介護保険法の規定に基づいて厚生労働省が告示する「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」を踏まえるとともに、埼玉県が策定する「埼玉県高齢者支援計画」、「埼玉県地域保健医療計画」、「埼玉県ケアラー支援計画」との整合性を確保して策定します。

また、本市の市政運営の基本を示す「第7次坂戸市総合計画 基本構想・前期基本計画」における高齢者福祉に係る分野別計画の役割を担うものであり、本市の地域福祉分野を推進するための基本計画である「坂戸市地域福祉計画(第3期)」や、「坂戸市障害者計画・坂戸市障害福祉計画(第7期)・坂戸市障害児福祉計画(第3期)」、「第2期坂戸市子ども・子育て支援事業計画」、「第3次坂戸市健康なまちづくり計画」、「坂戸市国民健康保険第2期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画」といった本市の福祉・保健分野の関連計画との調和を保った計画として策定します。

さらに、近年の台風や豪雨等による風水害への対応、令和2(2020)年春以降に世界的に感染が拡大した新型コロナウイルス感染対策の重要性を踏まえ、「坂戸市地域防災計画」、「坂戸市新型インフルエンザ等対策行動計画」との調和を保った計画として策定します。



(5)SDGs(持続可能な開発目標)との関係

令和 12(2030)年までに世界各国が達成を目指す共通の目標であるSDGs(持続可能な開発目標)の実現に向けて、わが国では令和元(2019)年 12 月に「SDGs実施指針改定版」を定めています。第9期計画は、SDGsの基本的理念である「誰一人取り残さない」を意識し、17 の目標の1つである「すべての人に健康と福祉を」の達成を目指す計画として策定します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

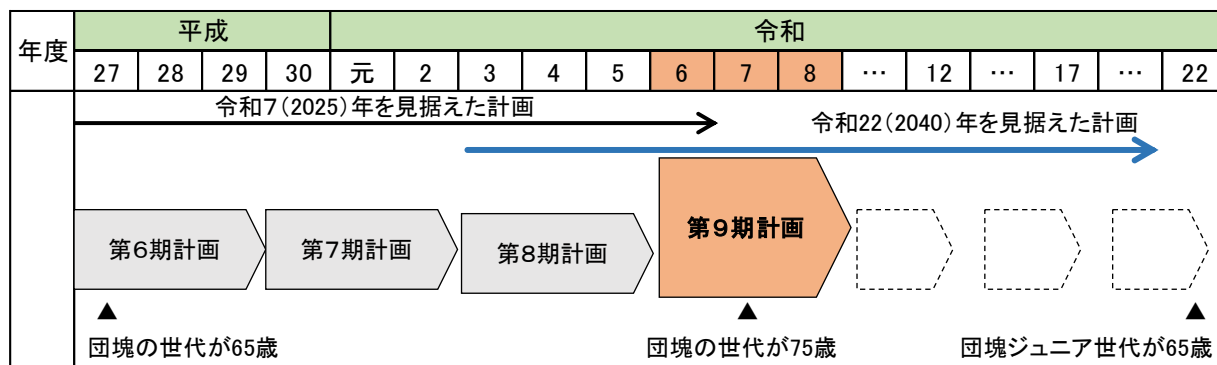


3 計画の期間

第9期計画の期間は、介護保険法の規定により、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3年間とします。

なお、介護保険給付の動向や福祉施策の推進状況、社会情勢等を踏まえ、令和8(2026)年度に第9期計画を見直し、次期計画を策定する予定です。

■計画の期間



4 計画の策定体制

(1) アンケート調査の実施

第9期計画の策定に先立ち、日常生活圏域ごとの被保険者の心身の状況、その置かれている環境等を把握することを目的として、令和4(2022)年12月にアンケート調査を実施しました。

(2) 坂戸市高齢者福祉及び介護保険事業審議会等における検討

第9期計画の策定にあたっては、被保険者、介護サービス事業者、保健医療福祉等関係者、地域団体関係者、学識経験者等の代表で構成した「坂戸市高齢者福祉及び介護保険事業審議会」において、計画案の審議を行いました。

計画案の作成にあたっては、市役所の庁内関係各課等との協議により、関連施策との整合性を確認するとともに、具体的な取組の検討を行いました。

(3) 市民の意見の把握と反映

第9期計画の素案については、本市のホームページに掲載するとともに、市内の各公民館等の施設に配置し、令和5(2023)年12月5日～令和6(2024)年1月4日に「市民コメント」を実施しました。

市は、市民の皆様からいただいたご意見の趣旨を計画に反映させました。

第2章 本市の高齢者福祉の状況

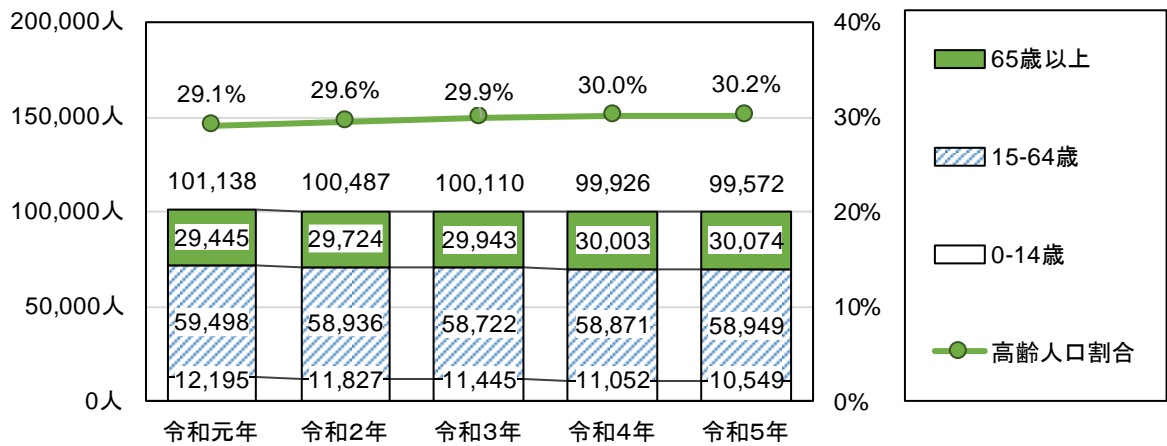
1 人口の状況

(1)人口動態

本市の人口の推移は、令和元(2019)年の101,138人から令和5(2023)年の99,572人へ1,566人減少しており、高齢化率は30.2%となっています。

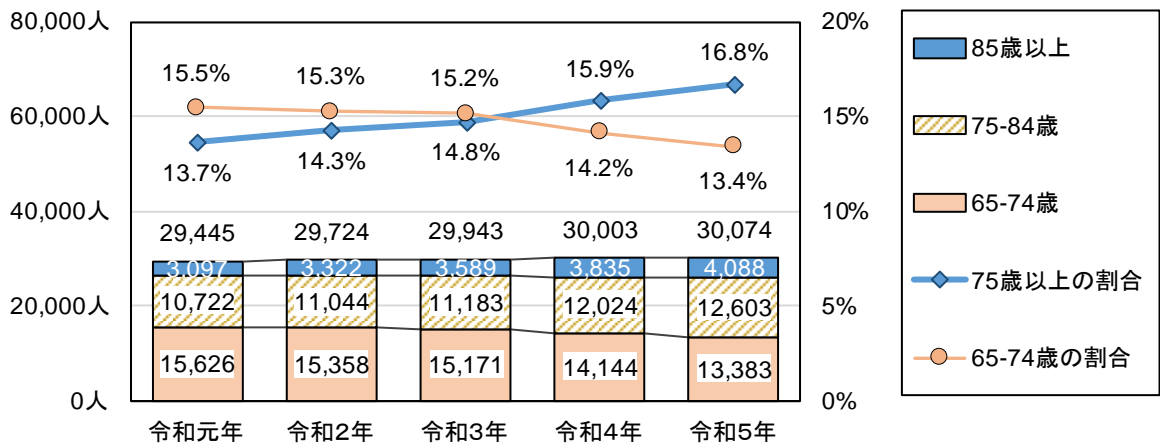
また、年齢区分別の高齢者数の推移をみると、高齢者数は年々増加しているとともに、令和4(2022)年以降は75歳以上高齢者数が65歳以上高齢者数を上回っています。

■人口推移



資料:住民基本台帳(各年10月1日現在)

■年齢区分別の高齢者数の推移

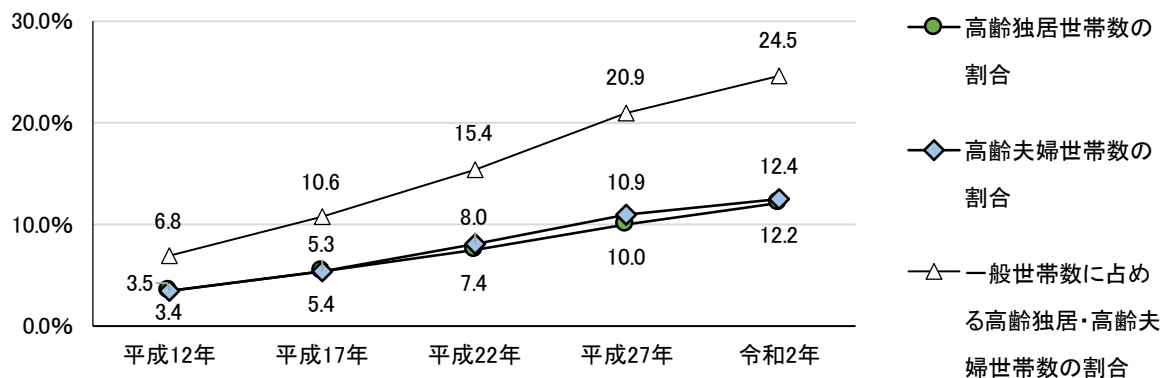


資料:住民基本台帳(各年10月1日現在)

(2) 高齢者のいる世帯の状況

本市では、高齢独居世帯、高齢夫婦世帯いずれも、世帯数、割合ともに増加し続けており、令和2(2020)年では高齢独居世帯は5,409世帯、高齢夫婦世帯は5,514世帯と平成12(2000)年の約5倍に増加しています。

■ 高齢者のいる世帯数の推移



	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
高齢独居世帯数	1,198	2,085	3,073	4,279	5,409
高齢夫婦世帯数	1,237	2,033	3,307	4,674	5,514
一般世帯数	35,707	38,705	41,472	42,846	44,495
一般世帯数に占める高齢独居・高齢夫婦世帯数の割合	6.8%	10.6%	15.4%	20.9%	24.5%

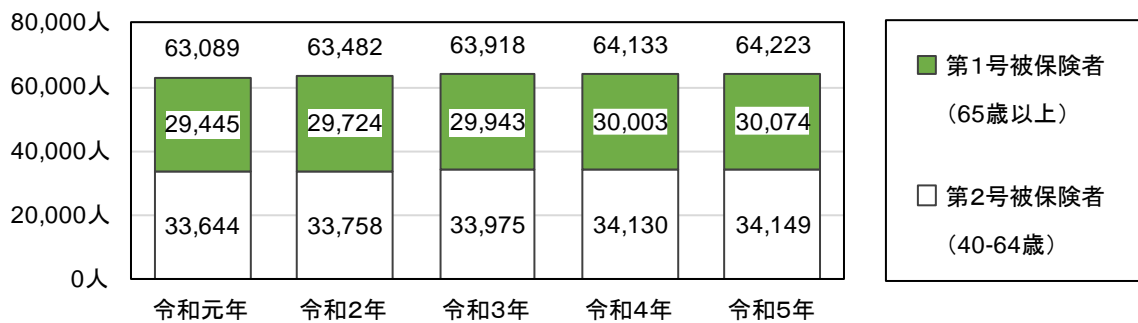
資料: 地域包括ケア「見える化」システム

2 介護保険事業の状況

(1)被保険者数の推移

本市の介護保険被保険者数は増加傾向にあり、令和5(2023)年では 64,223 人となっています。

■被保険者数の推移



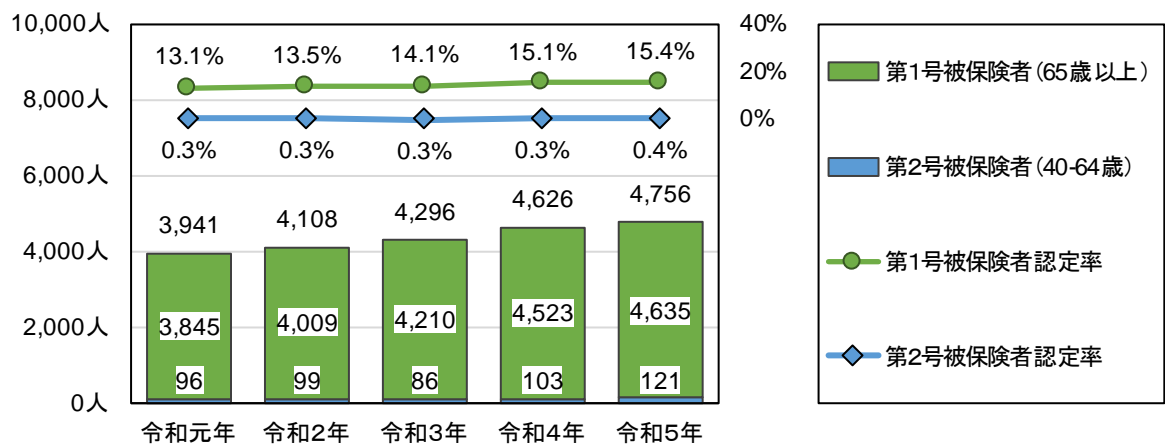
資料:住民基本台帳(各年10月1日現在)

(2)要支援・要介護認定者数の推移

本市の要支援・要介護認定者数は増加傾向となっています。

認定率については、第1号被保険者の認定率は微増、第2号被保険者の認定率は横ばいで推移しています。

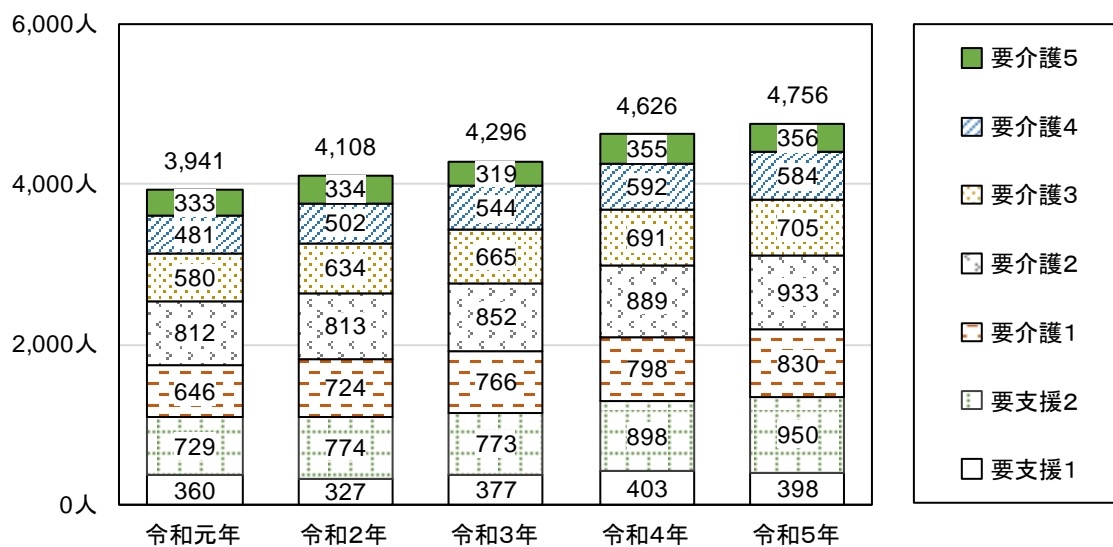
■要支援・要介護認定者数の推移



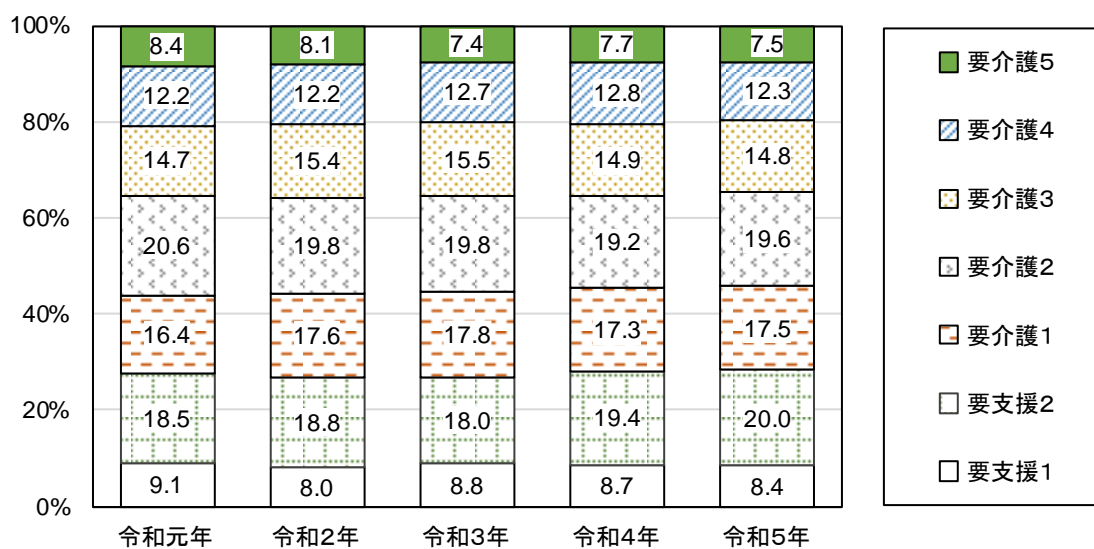
資料:介護保険事業状況報告(各年9月末日現在)

要介護度別にみると、多くの介護度において増加しており、特に要支援2～要介護2が占める割合が高くなっています。

■要支援・要介護認定者数の推移(要介護度別)



■要支援・要介護認定者構成比の推移(要介護度別)



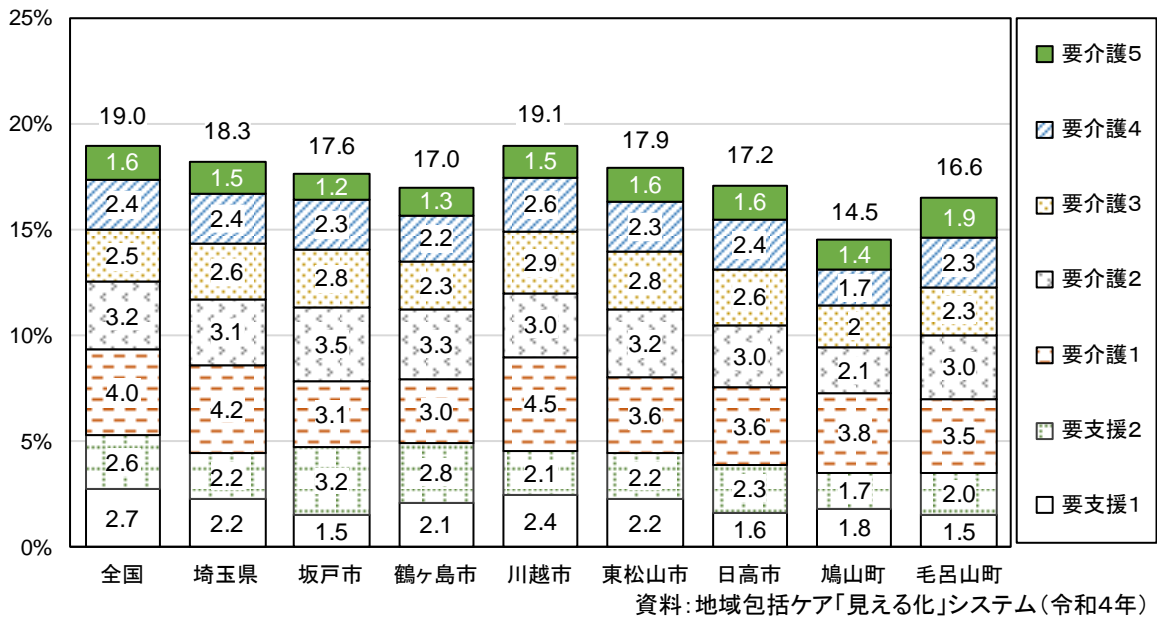
資料:介護保険事業状況報告(各年9月末日現在)

(3)要支援・要介護認定率の状況

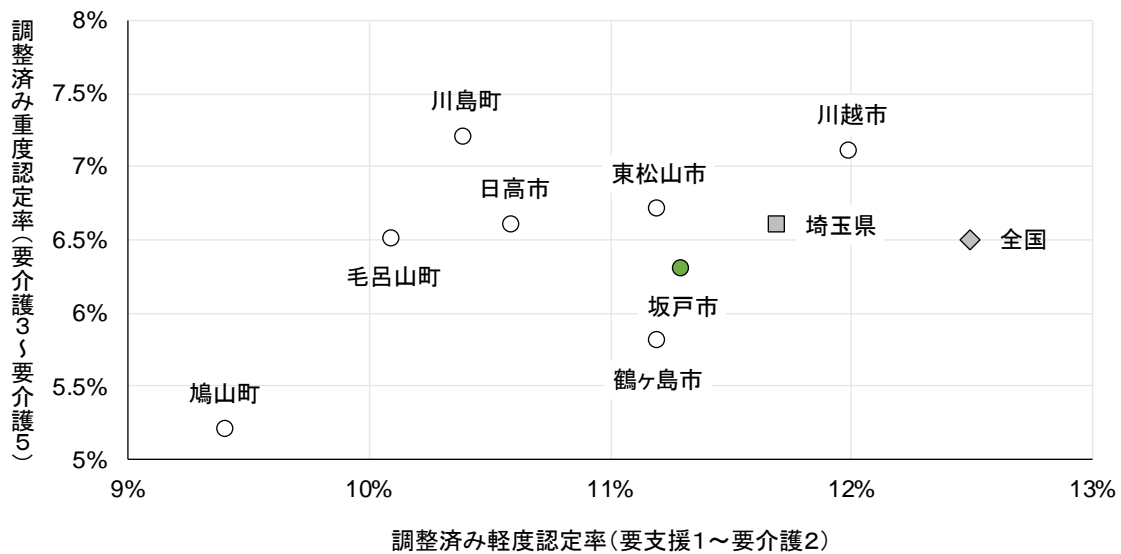
人口の年齢構成が全国と同じと仮定したときの本市の要支援・要介護認定率(調整済み認定率)は、令和4(2022)年時点で17.6%となっており、国・県を下回っています。

軽度(要支援1～要介護2)・重度(要介護3～5)の比較でも、軽度・重度ともに国・県を下回っています。

■要支援・要介護認定率の状況



■重度認定率と軽度認定率の分布



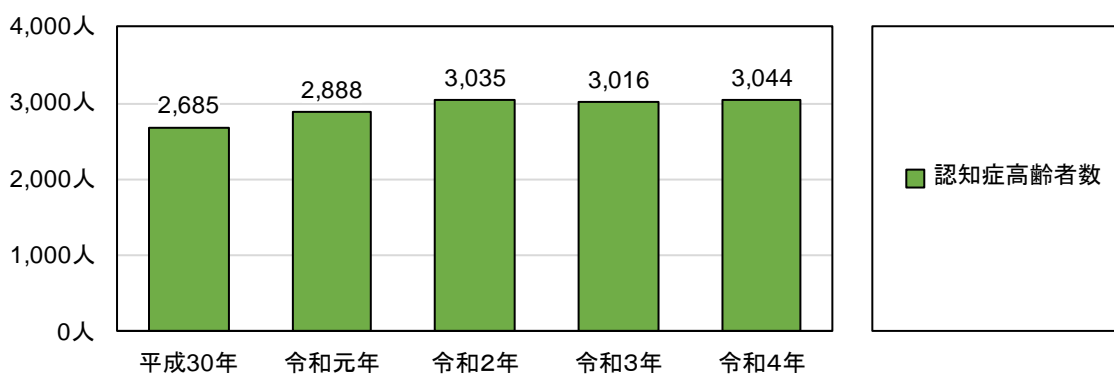
(4)認知症高齢者の状況

本市の認知症高齢者数(認知症高齢者自立度Ⅱ以上の要支援・要介護認定者)は、増加傾向にあり、令和4(2022)年では3,044人となっています。

高齢者人口に対する認知症高齢者の割合(概算)は1割程度で推移しています。要支援・要介護認定者に対する認知症高齢者の割合をみると、令和4(2022)年では66.9%となっています。

なお、認知症高齢者自立度Ⅱは、日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる状態です。

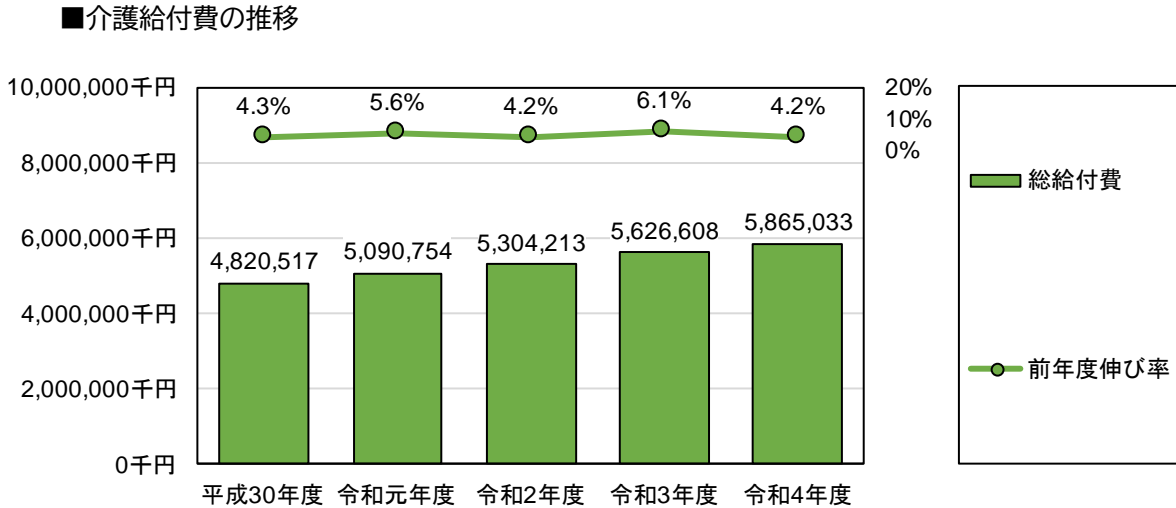
■認知症高齢者の状況



資料:地域包括ケア「見える化」システム

(5)介護給付費の推移

本市の介護保険サービス給付費は、増加傾向で推移しており、令和4(2022)年度では約58億6千5百万円(前年度伸び率4.2%)となっています。

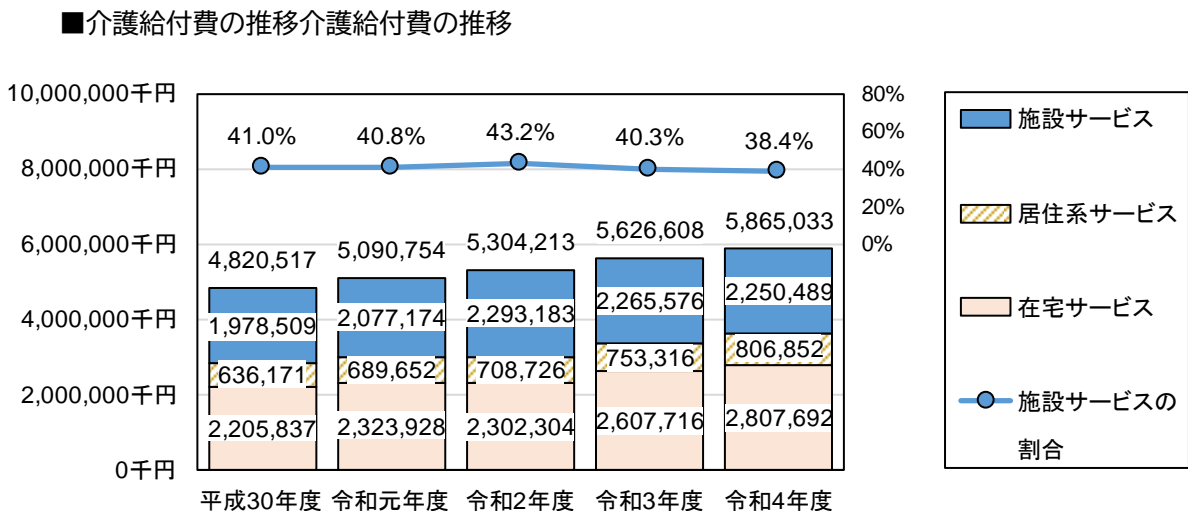


※端数処理の関係で合計があわないことがあります。以降同じ。

資料:地域包括ケア「見える化」システム

サービス区別にみると、各サービスの給付費はいずれも増加傾向にあります。

給付費の構成比をみると、施設サービスの割合は令和3(2021)年度以降減少傾向であり、令和4(2022)年度では38.4%となっています。



資料:地域包括ケア「見える化」システム

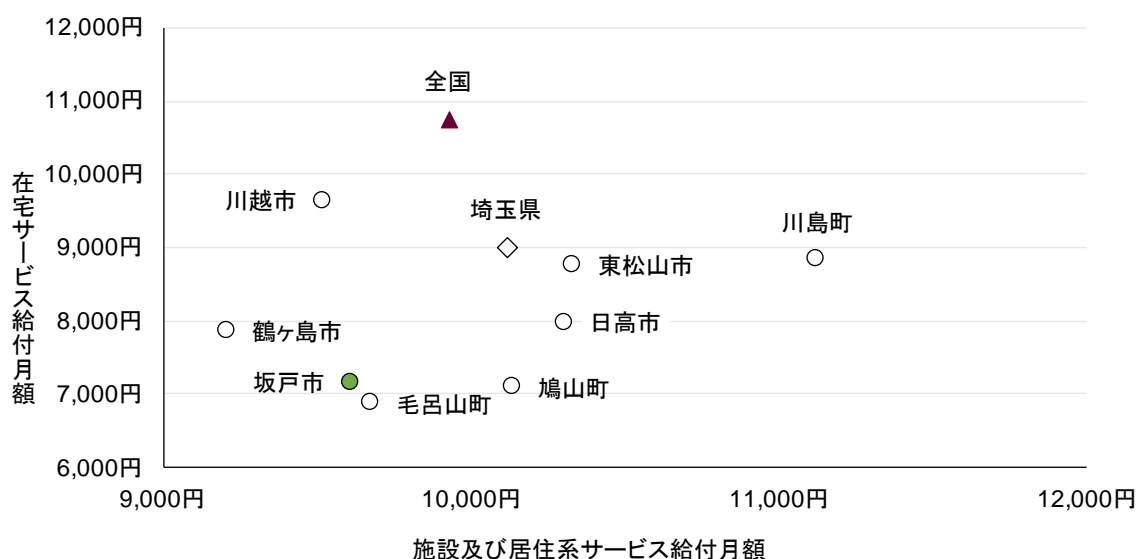
(6)第1号被保険者1人あたり給付月額

在宅サービスと施設及び居住系サービスにおける第1号被保険者1人あたり給付月額について、縦軸を第1号被保険者1人あたりの在宅サービスの給付月額、横軸を施設及び居住系サービスの給付月額として、県内近隣市町の分布状況に、市の位置を示しました。

上に位置するほど居宅サービスが活発に利用され、右に位置するほど施設サービスの利用が多いことを意味しています。

本市は、在宅サービス(7,158 円)と施設及び居住系サービス(9,610 円)ともに全国や県平均を下回るエリアに位置しております。

■第1号被保険者1人あたり給付月額(年齢等調整済み)



資料:地域包括ケア「見える化」システム(令和4年)

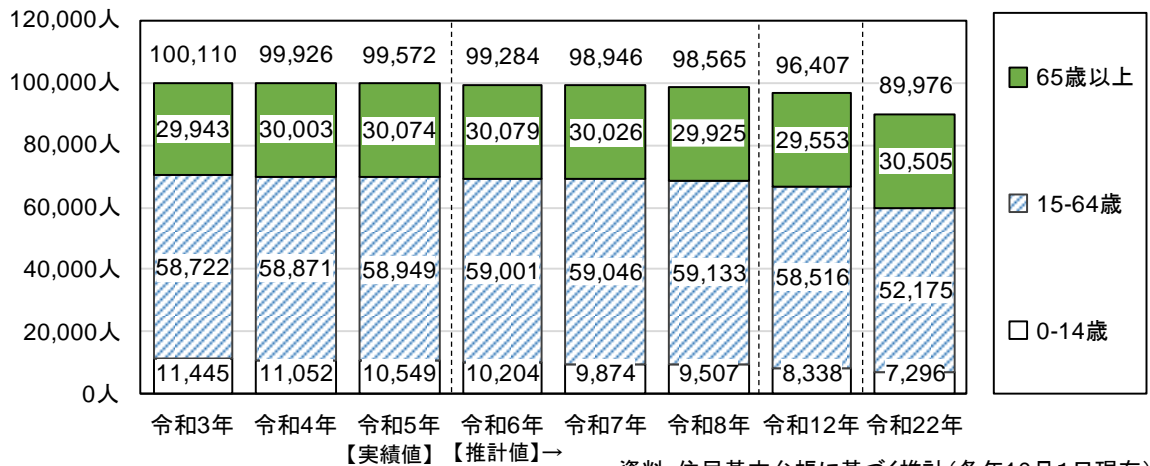
3 将来推計

(1)推計人口

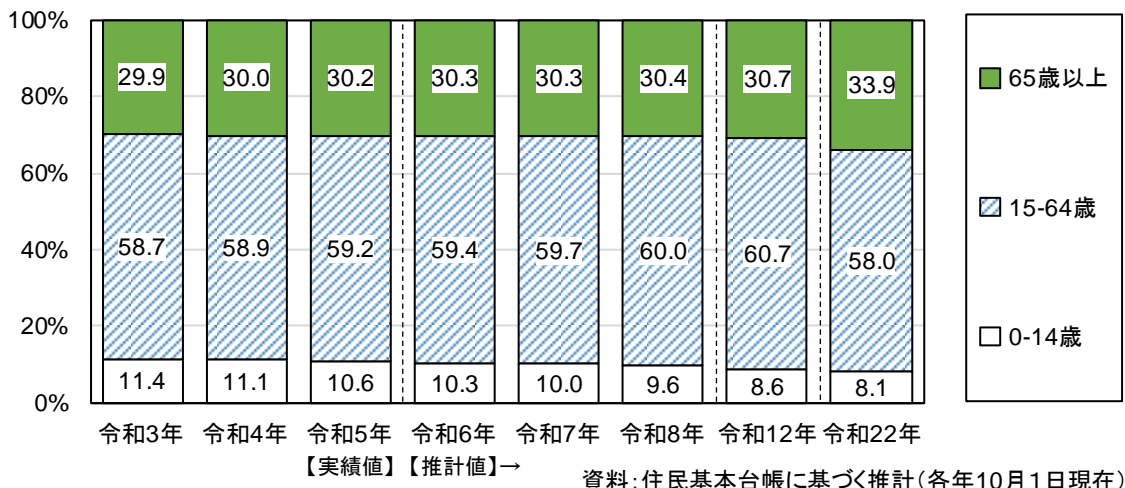
本市の住民基本台帳を基に、コーホート変化率法(同じ年に生まれた人々の動向から変化率を求め、その結果に基づき将来人口を推計する方法)により算出した推計人口をみると、今後も人口は減少傾向が予測され、第9期計画最終年度の令和8(2026)年には 98,565 人になると見込まれます。

人口構成比では高齢化率は令和8(2026)年には 30.4%となり、令和22(2040)年には 33.9%になると見込まれます。

■推計人口



■推計人口(構成比)



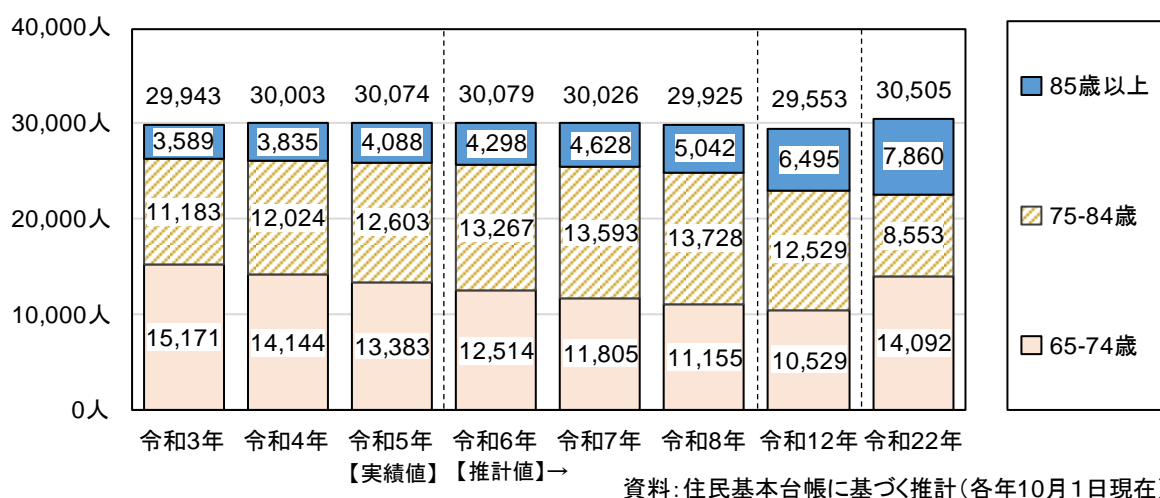
(2) 高齢者人口の推計

高齢者人口は、第9期計画最終年度の令和8(2026)年には29,925人、令和22(2040)年には、30,505人になると推計されます。

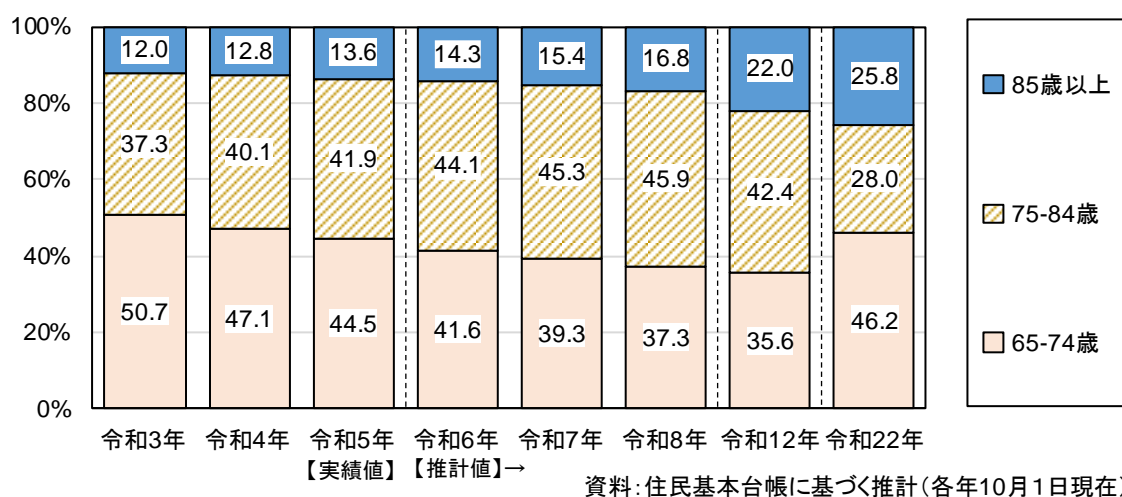
また、高齢化率の変化はあまりないものの、高齢者人口の後期高齢者(75歳以上)が占める割合が高くなり、令和12(2030)年にピークを迎えると想定されます。

さらに、令和22(2040)年には団塊ジュニア世代が65歳以上になり、ふたたび高齢者人口が増加する見込みとなります。

■ 高齢者人口の推計



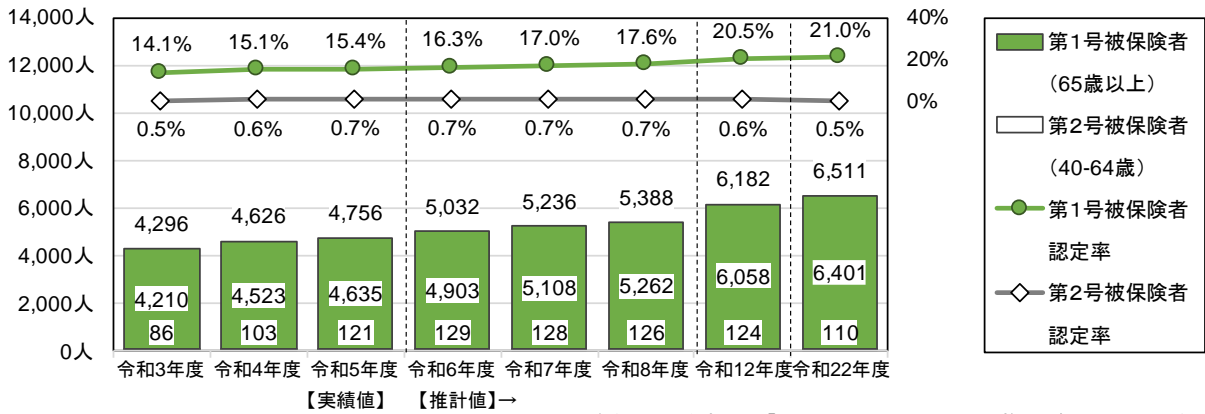
■ 高齢者人口の推計(構成比)



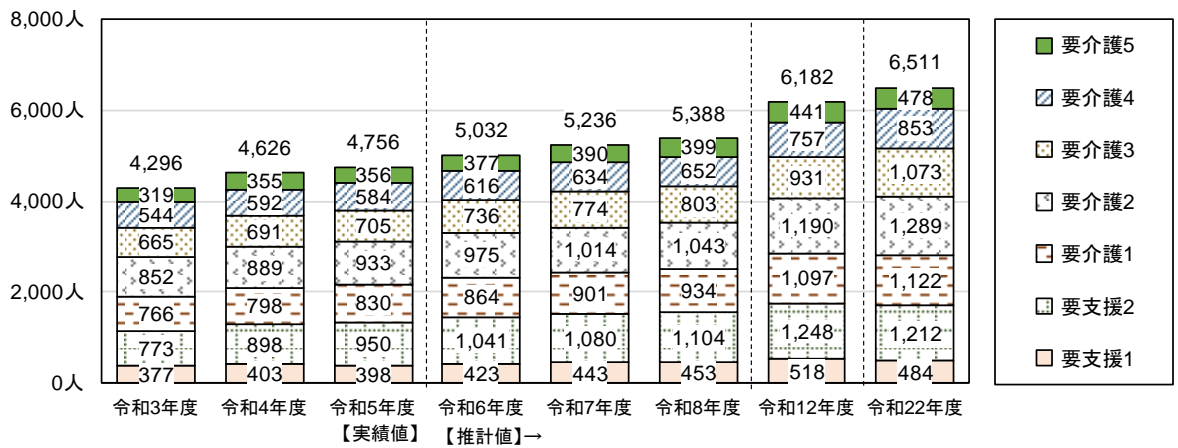
(3)要支援・要介護認定者の推計

本市の要支援・要介護認定者数の推計をみると、年々増加を続け、計画最終年の令和8(2026)年には 5,388 人となり、認定率は 17.6%となることが見込まれます。令和 12(2030)年には 6,182 人、令和 22(2040)年には 6,511 人になると見込まれます。

■要支援・要介護認定者数の推計



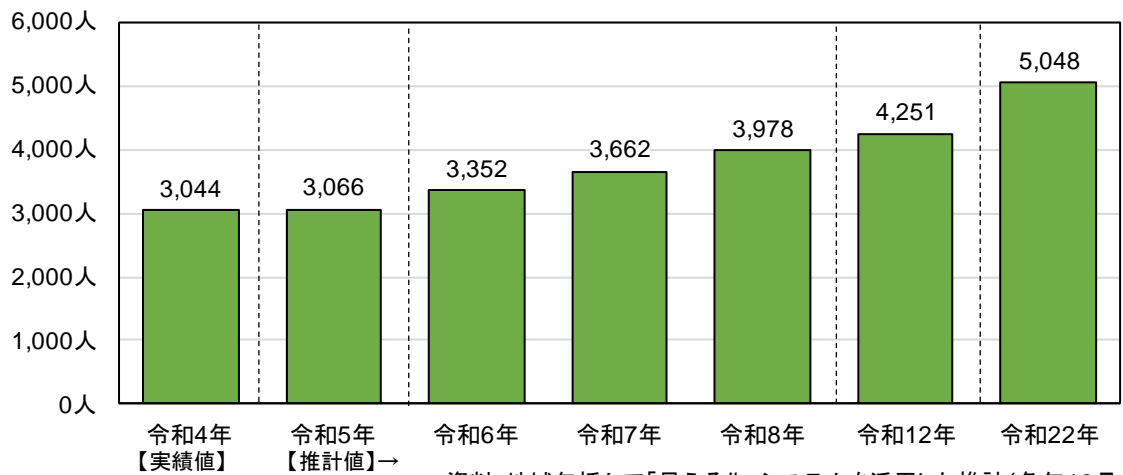
■要支援・要介護認定者数の推計(要支援・要介護度別内訳)



(4) 認知症高齢者の推計

本市の認知症高齢者の推計(要支援・要介護認定者に対する認知症高齢者自立度Ⅱ以上の割合を人口推計に乗じて算定)をみると、年々増加を続け、計画最終年の令和8(2026)年に3,978人となり、令和12(2030)年には4,251人、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22(2040)年には5,048人となり、高齢者の約17%を占めると見込まれます。

■ 認知症高齢者の推計



4 本市の高齢者の実態

第9期計画の策定に先立ち、高齢者の日常生活状況、健康状態、社会参加の状況等を把握するとともに、在宅生活の継続や介護者の就労継続に有効なサービス整備の方向性等を把握し、計画策定及び高齢者福祉施策の推進のための基礎資料を作成することを目的として、アンケート調査を実施しました。

調査及びその結果の概要は、以下のとおりです。

■調査対象・調査方法・実施時期

区分	調査対象	調査方法	実施時期
介護予防・日常生活圏域二重調査	要介護認定を受けていない65歳以上の高齢者	郵送	令和4年11月～12月
在宅介護実態調査	要支援・要介護認定を受けている65歳以上の高齢者(施設サービス利用者除く)	認定調査員・ケアマネを通じて調査	令和4年12月～令和5年3月
介護人材実態調査	坂戸市被保険者に対して介護保険サービスを提供している事業所	郵送	令和5年2月～3月

■配布・回収状況

区分	配布数	有効回収数	有効回収率
介護予防・日常生活圏域二重調査	5,000件	3,235件	64.7%
在宅介護実態調査	608件	608件	100.0%
介護人材実態調査	140件	122件	87.1%

(1)介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

(ア)生活機能の低下リスクについて

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査は、国が提示した調査項目(必須項目)を組み込んで実施しました。評価方法から算出した各機能の低下やリスク状況を年齢別や地区別に集計をしました。全体をみると、第8期調査時に比べて、ほぼすべての項目でリスクの割合が高くなっています。また、いずれも概ね年齢が上がるほど機能の低下やリスクの割合が高くなっています。圏域別では東部が8つ、中央第三が6つの項目でリスク該当者割合が市全体の平均よりも高くなっています。

■生活機能の低下リスク該当者割合

		運動機能の低下あり	転倒リスクあり	閉じこもり傾向あり	低栄養の疑いあり	口腔機能低下あり	認知機能低下あり	IADL(手段的自立度)の低下あり	うつ傾向あり	知的能動性の低下あり	社会的役割の低下あり
全体(第9期)		12.2	26.6	15.5	1.5	23.6	41.3	4.8	36.9	17.1	40.0
第8期		10.2	—	12.2	1.1	20.6	41.2	11.4	33.3	—	—
性別	男性	8.9	24.7	14.3	1.0	21.9	39.6	5.1	33.0	18.8	45.6
	女性	14.9	28.1	16.7	1.8	24.9	42.8	4.5	40.1	15.8	35.5
男性×年齢別	65-69歳	2.4	17.3	9.8	1.2	13.8	31.1	2.8	33.9	22.4	42.1
	70-74歳	5.6	21.3	10.7	0.5	20.8	36.8	3.4	30.5	19.6	45.8
	75-79歳	8.8	24.2	15.1	1.6	22.6	40.3	3.4	30.9	15.8	42.1
	80-84歳	14.1	30.7	17.0	0.4	27.8	43.3	8.7	37.2	19.1	48.7
	85歳以上	21.5	39.2	26.2	2.3	26.9	55.4	13.1	36.9	16.9	55.4
女性×年齢別	65-69歳	5.1	21.2	7.9	1.4	20.5	36.3	0.7	42.1	17.1	34.6
	70-74歳	9.9	24.1	13.2	1.3	18.2	37.9	1.8	36.8	12.9	31.6
	75-79歳	11.1	27.7	12.3	1.0	27.7	44.4	1.8	38.4	13.3	33.5
	80-84歳	21.4	31.1	24.2	3.5	27.0	46.2	7.5	42.5	16.4	37.1
	85歳以上	42.8	45.0	38.9	3.3	37.2	55.0	20.0	46.1	27.2	49.4
圏域別	東部	13.7	29.2	17.2	2.3	28.2	42.4	6.2	36.2	22.2	39.5
	西部	11.3	24.3	20.4	1.3	21.8	43.2	5.3	34.3	16.5	37.5
	中央第一	11.4	24.3	11.9	1.5	19.7	39.0	3.5	36.5	12.3	41.9
	中央第二	11.4	25.0	15.0	0.8	22.4	41.5	4.7	36.6	16.5	41.0
	中央第三	13.2	30.7	12.7	1.4	26.2	40.3	4.2	41.8	18.8	40.8

※IADL(手段的日常生活動作):ADL(日常生活動作)よりも複雑で高次な動作のことで、具体的には買物、洗濯等の家事、金銭管理、服薬管理、乗り物に乗ることなどが含まれる。

※知的能動性:知的活動の実施や知的好奇心を反映する能力のことで、具体的に書類を書く、新聞や本を読む、物事への興味関心があることなどが含まれる。

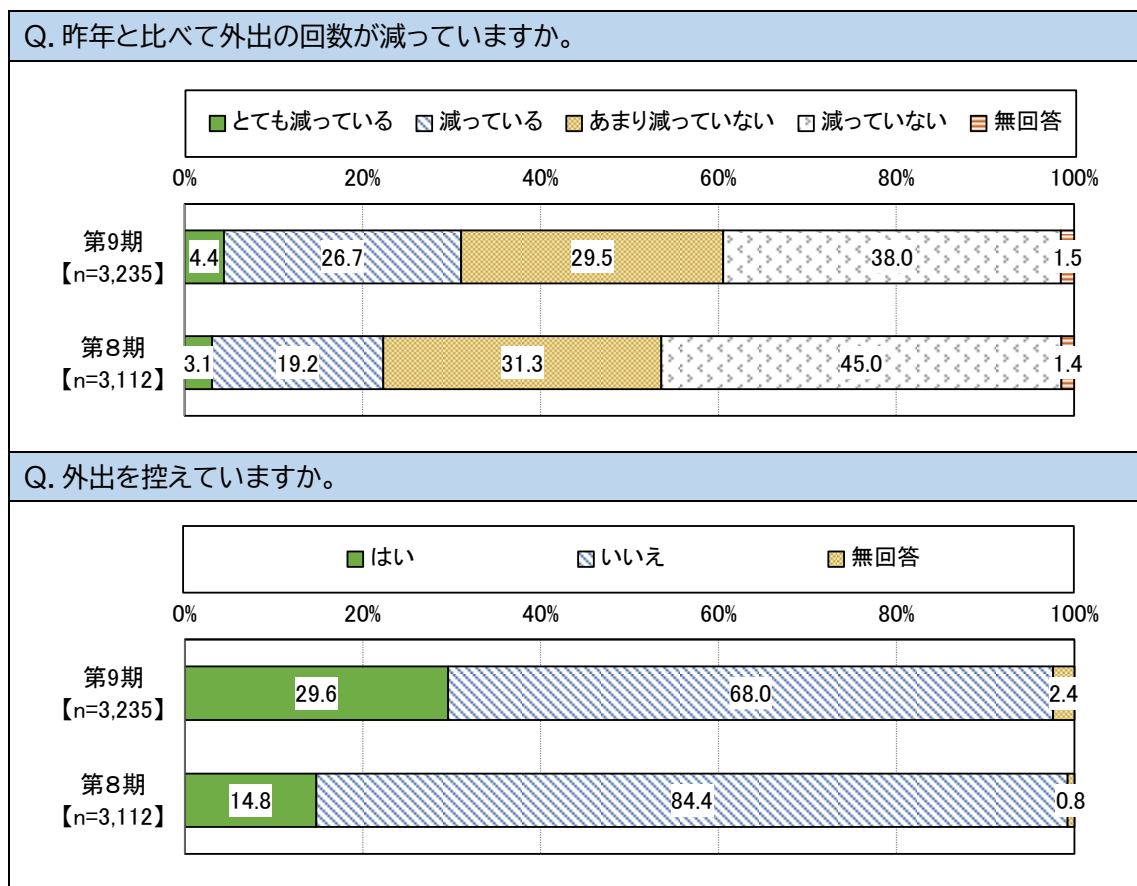
(イ)外出について

昨年と比べて外出の回数が減っているか尋ねたところ、「減っている」「とても減っている」、「減っている」と回答した割合が31.1%と、第8期調査時の22.3%から8.8ポイント増えています。

外出を控えている人は29.6%ですが、第8期調査時の14.8%から約2倍に増えています。これらは、新型コロナウイルス感染症による外出の自粛の影響を受けたことによる特異な数値と思われます。

外出を控えることは体力や認知機能の低下などを引き起こす可能性があります。今後は、閉じこもりによるリスクを啓発するとともに、家にいながらにしてできる運動など、心身の健康の維持と意識付けを促進する必要があります。また、これらの取組は、フレイルの予防に繋がると考えられます。

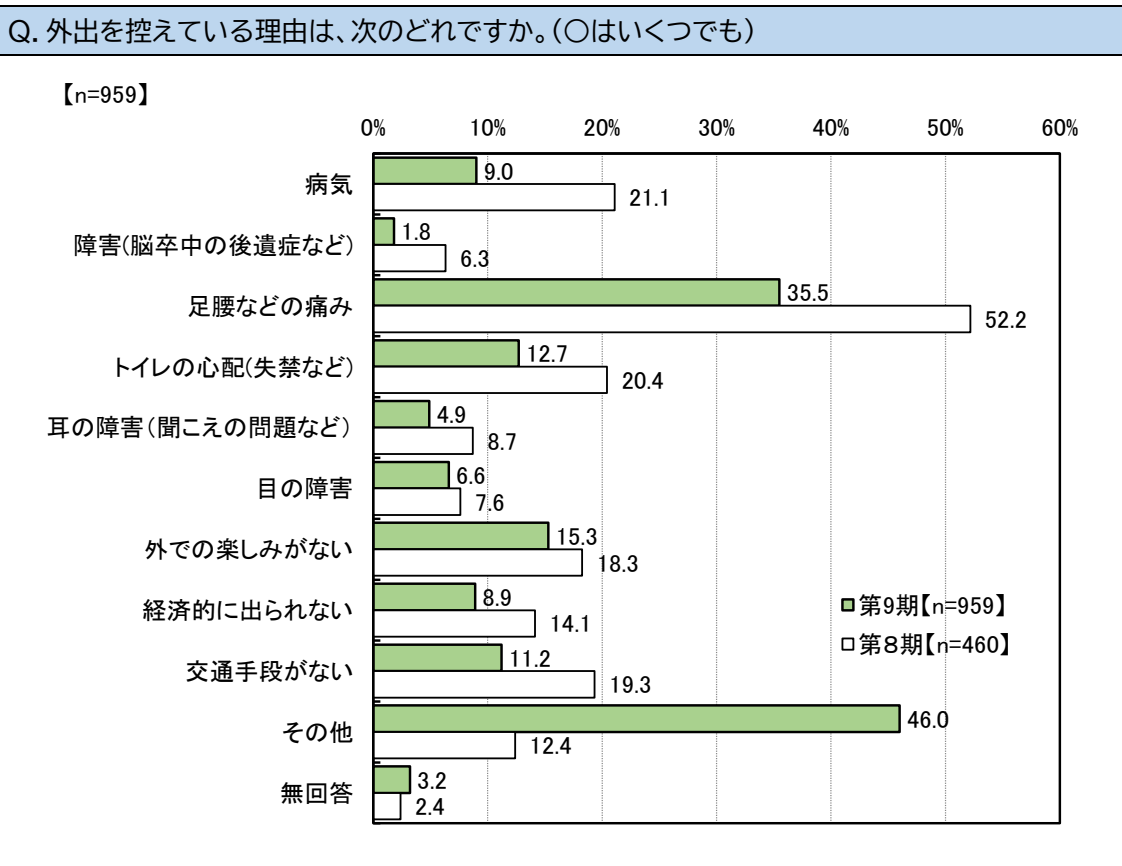
■外出の頻度と外出の状況



外出を控えている人に、その理由について尋ねたところ、「足腰などの痛み」(35.5%)、「外での楽しみがない」(15.3%)、「トイレの心配(失禁など)」(12.7%)、「交通手段がない」(11.2%)などが多く挙げられています。また、「その他」が 46.0%で最も多く、その内容の大半が「コロナ感染予防のため」と記述されています。

身体的な不安以外にも、新型コロナウイルス感染症の流行による不安と新型コロナウイルス感染症対策による外出自粛などで高齢者の活動が減少していることが、少なからず影響していると思われます。

■外出を控える理由



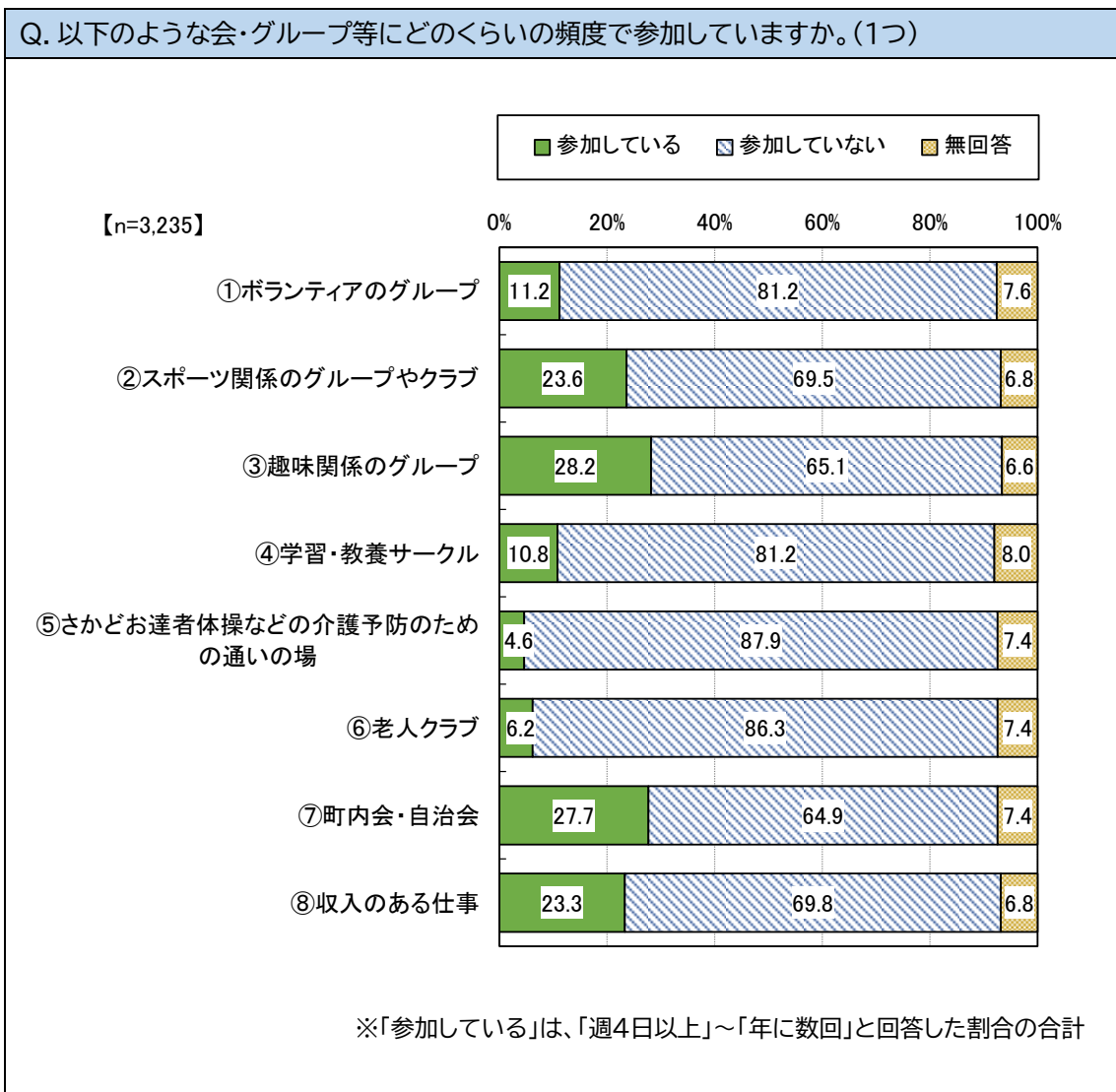
(ウ)地域での活動について

地域で実施されている活動や、開催されているグループ等への参加頻度についてみると、「町内会・自治会」、「趣味関係のグループ」は約2割強が参加していると回答しています。

また、地域住民の有志によるグループ活動への「参加者」としての参加意向について、「是非参加したい」と「参加してもよい」の割合の合計は 55.0%となっています。また、「企画・運営（お世話役）」としての参加意向について、「是非参加したい」と「参加してもよい」の割合の合計は 33.6%となっています。

このような結果から、住民有志の活動に対して意欲的な高齢者が一定割合存在していることがわかります。今後は、いかにこうした方々と地域活動を活性化していき、地域の繋がりを強くしていくかが重要であり、また、そうした取組は、高齢者の生きがいの創出に繋がると考えられます。

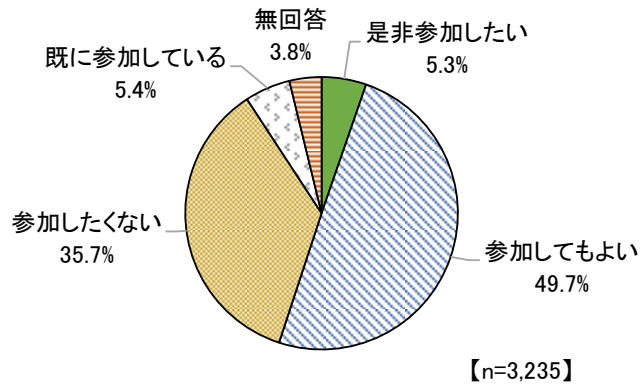
■会・グループ等への参加状況



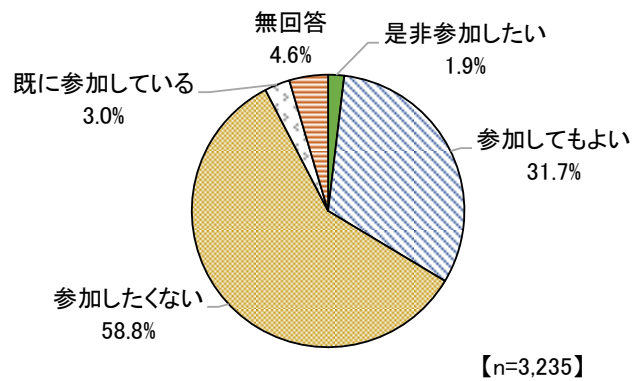
■地域づくりへの参加意向

Q. 地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に参加してみたいと思いますか。(1つ)

《参加者として》



《企画・運営(お世話役)として》



(エ) 助け合いについて

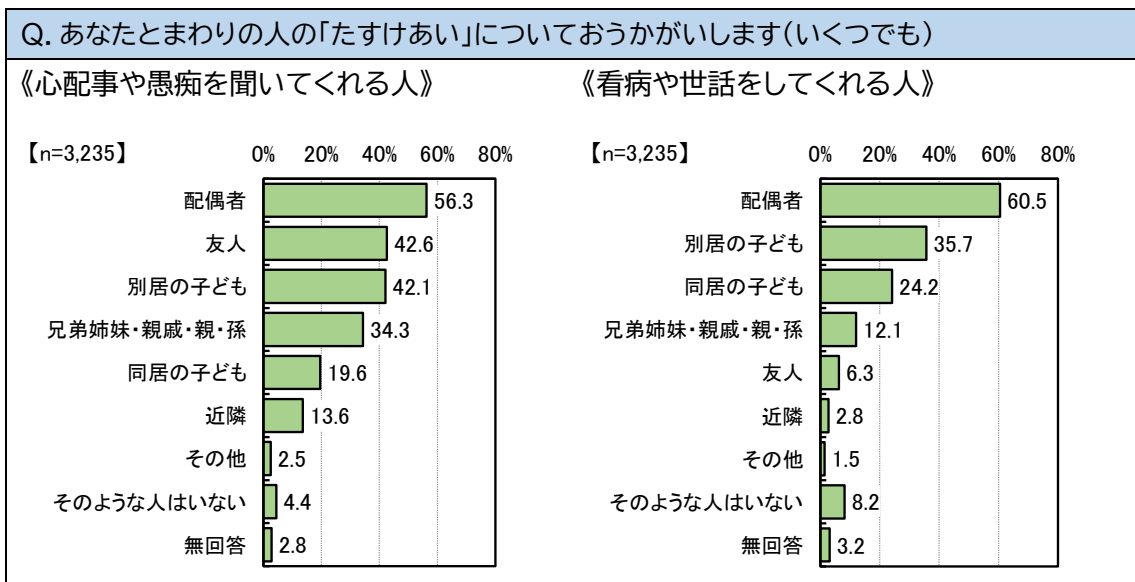
心配ごとや愚痴を聞いてくれる人は、「配偶者」が 56.3%で最も多く、以下、「友人」が 42.6%、「別居の子ども」が 42.1%などとなっています。

病気の際の看病や世話をしてくれる人についても「配偶者」が 60.5%で最も多く、以下、「別居の子ども」が 35.7%、「同居の子ども」が 24.2%などとなっています。

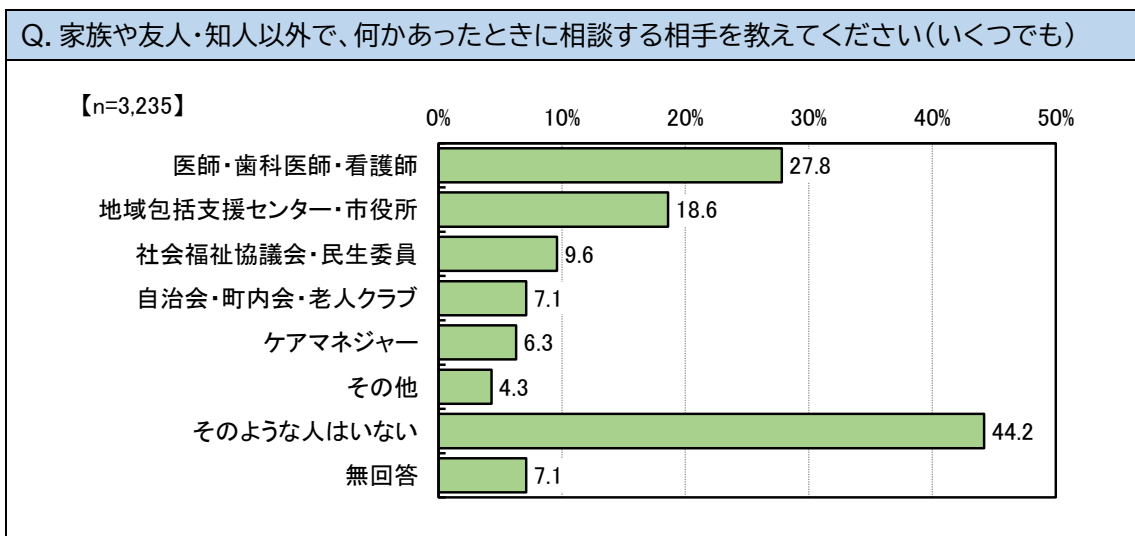
家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手は、「医師・歯科医師・看護師」が 27.8%で最も多く、以下、「地域包括支援センター・市役所」が 18.6%、「社会福祉協議会・民生委員」が 9.6%などとなっています。

一方、44.2%は「そのような人はいない」と回答しています。

■あなたとまわりの人の「たすけあい」



■家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手



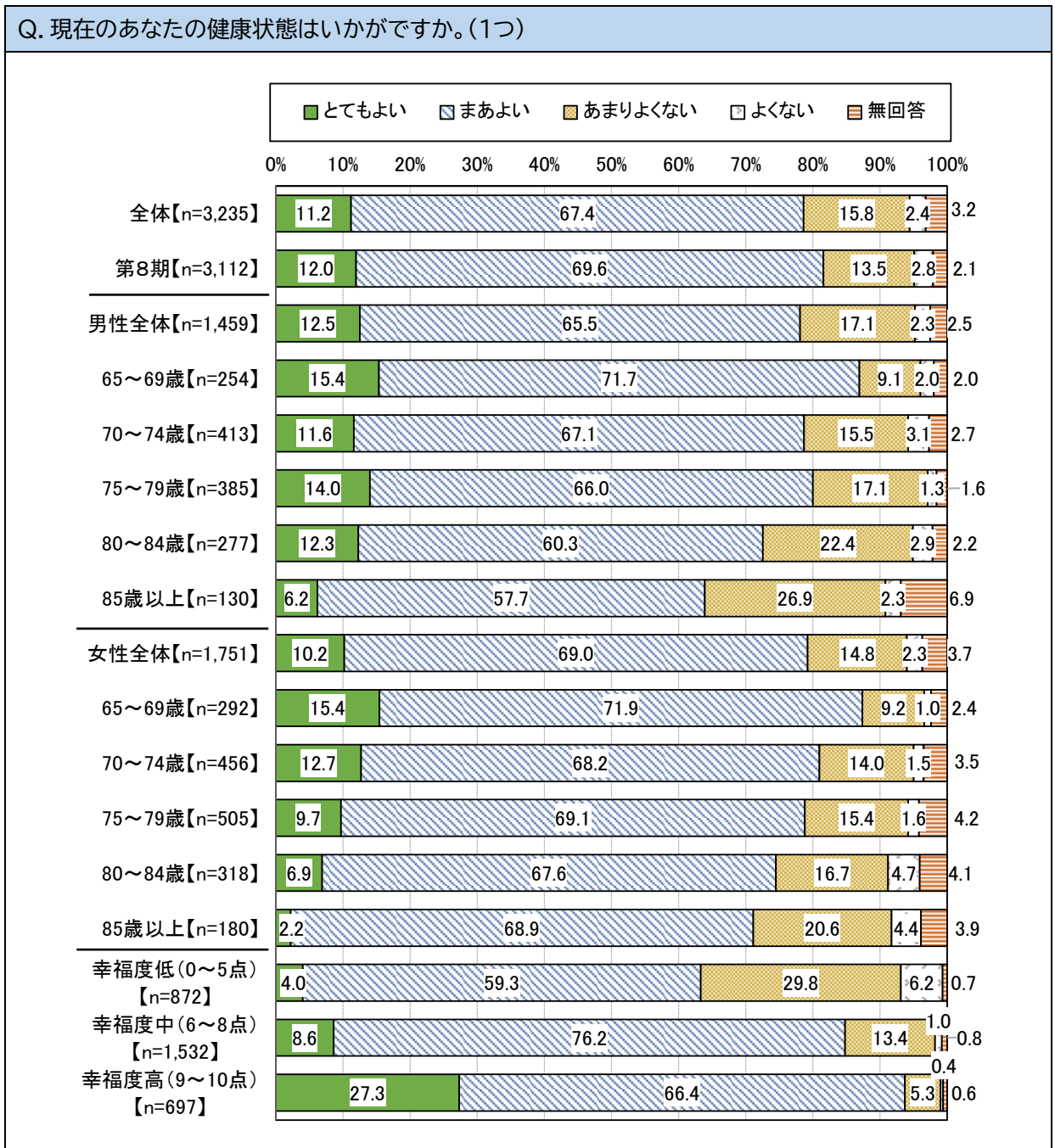
(オ)主観的健康観について

高齢者の QOL(生活の質)の指標となっている主観的健康観については、全体では「健康」(「とてもよい」+「まあよい」の合計)と回答した割合が 78.6%と前回調査時の 81.6%より若干減少しています。

性別でみると、男性では 78.0%、女性では 79.2%が「健康」と回答しており、男女問わず4人に3人が健康と感じています。

幸福度別に主観的健康観をみると、幸福度が高いほど主観的健康観も高くなっています。

■現在の健康状態

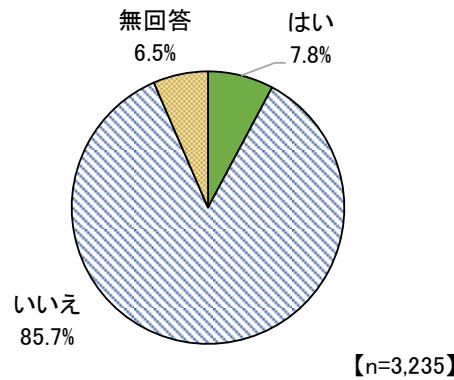


(カ)認知症について

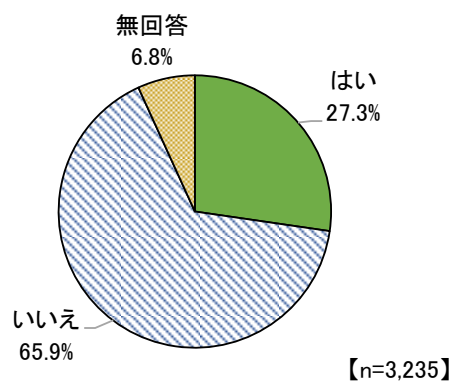
認知症の症状がある又は家族に認知症の症状がある人がいるかについては、「はい」が7.8%となっています。また、認知症に関する相談窓口を知っているかについては、「はい」が27.3%となっています。

■認知症の症状と相談窓口の認知度

Q. 認知症の症状がある又は家族に認知症の症状がある人がいますか。(1つ)



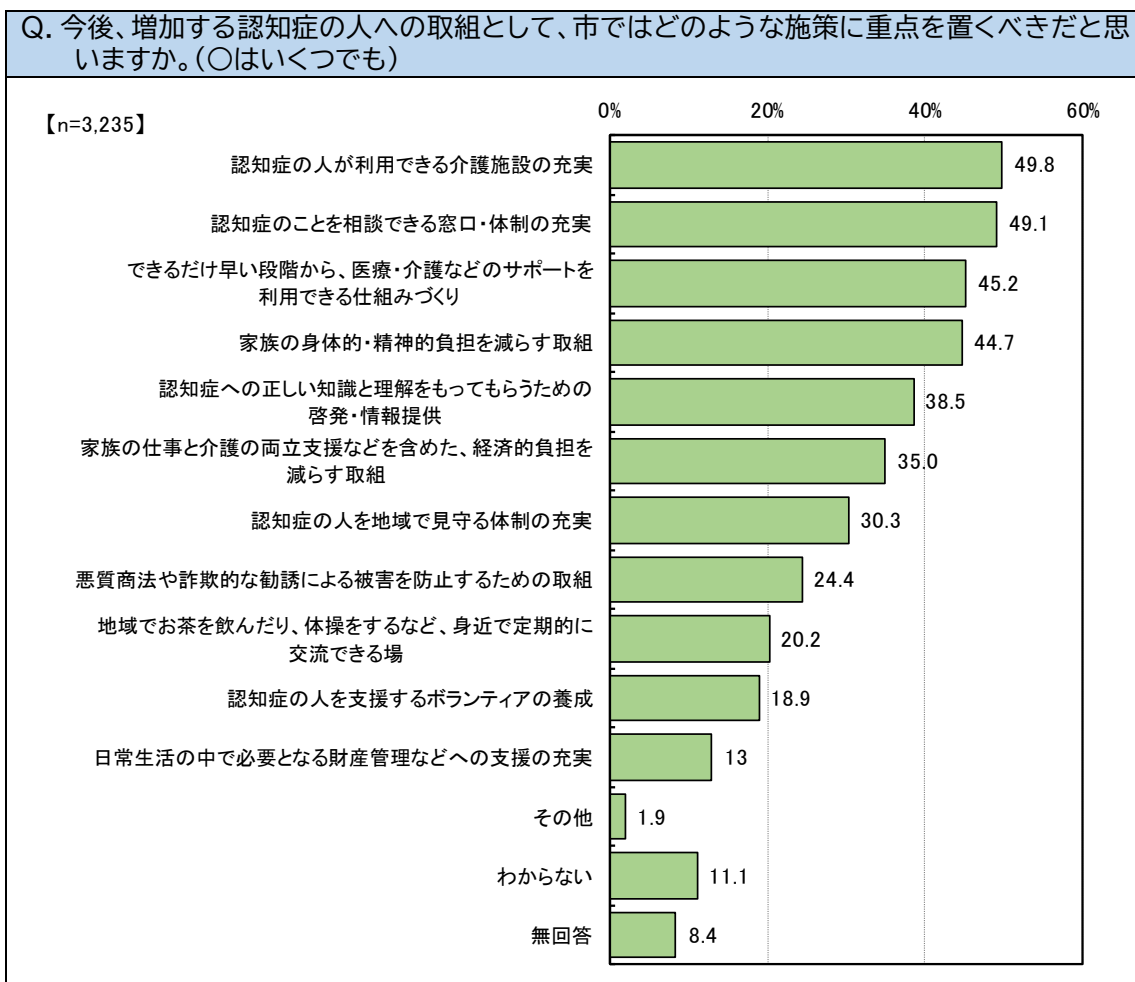
Q. 認知症に関する相談窓口を知っていますか。(1つ)



認知症の人への取組として、市ではどのような施策に重点を置くべきか尋ねたところ、「認知症の人が利用できる介護施設の充実」が49.8%で最も多く、以下、「認知症のことを相談できる窓口・体制の充実」が49.1%、「できるだけ早い段階から、医療・介護などのサポートを利用できる仕組みづくり」が45.2%、「家族の身体的・精神的負担を減らす取組」が44.7%、「認知症への正しい知識と理解をもってもらうための啓発・情報提供」が38.5%などとなっています。

認知症に関する相談窓口について、引き続き周知を行うとともに、高齢者を対象とした認知症の予防活動や、地域住民を対象とした認知症の人の見守りなど、地域が一体となって認知症に関する啓発活動に取り組んでいくことが今後とも重要であると考えられます。

■認知症に対して市が重点を置くべき取組

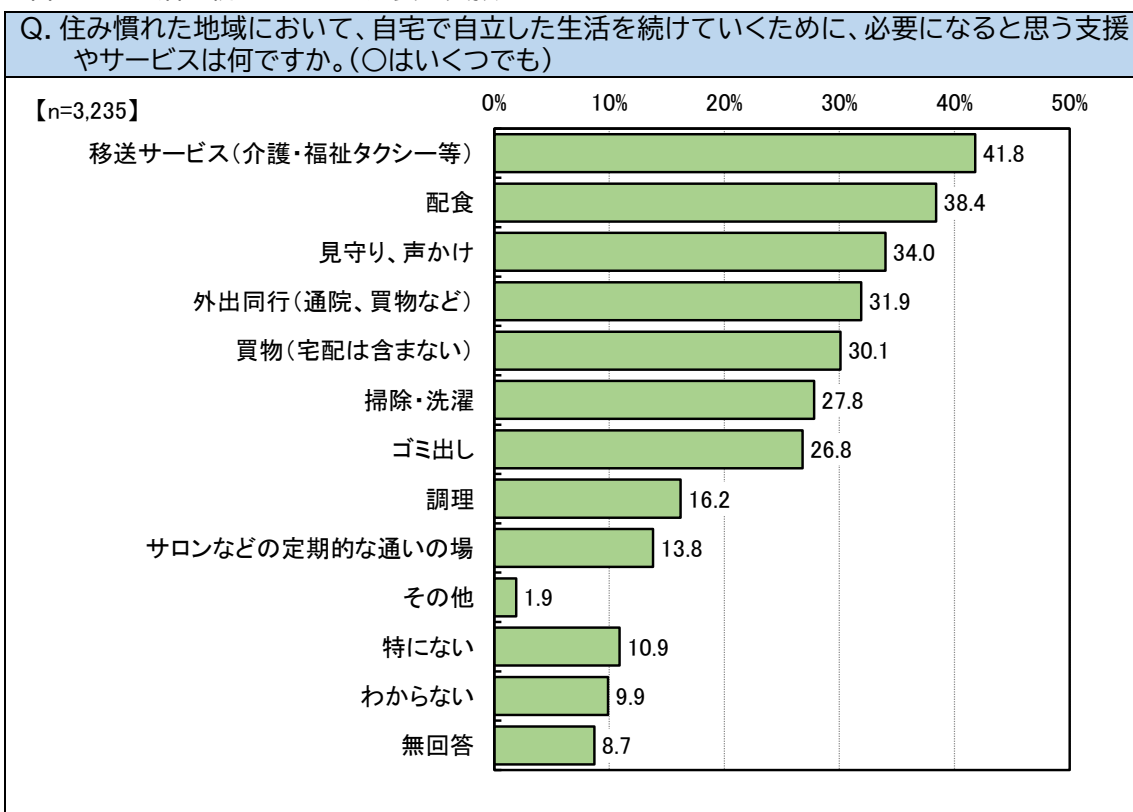


(キ)自立した生活を続けるために必要な支援

住み慣れた地域において、在宅で自立した生活を続けていくために、必要になると思う支援やサービスを尋ねたところ、「移送サービス(介護・福祉タクシー等)」が41.8%で最も多く、以下、「配食」が38.4%、「見守り、声かけ」が34.0%、「外出同行(通院、買物など)」が31.9%、「買物(宅配は含まない)」が30.1%などとなっています。

また、圏域別でみると、西部では「移送サービス(介護・福祉タクシー等)」、「配食」、中央第三では「見守り、声かけ」が他の圏域に比べて高くなっています。

■自立した生活を続けるために必要な支援やサービス



	全体 【n=3,235】	東部 【n=641】	西部 【n=715】	中央第一 【n=666】	中央第二 【n=612】	中央第三 【n=576】
移送サービス(介護・福祉タクシー等)	41.8	42.4	44.9	42.5	39.9	38.4
配食	38.4	36.5	41.3	40.7	35.3	36.5
見守り、声かけ	34.0	33.7	33.0	34.1	34.5	35.2
外出同行(通院、買物など)	31.9	31.5	35.9	31.8	29.7	29.7
買物(宅配は含まない)	30.1	29.8	33.6	30.5	25.5	30.6
掃除・洗濯	27.8	27.1	28.8	28.7	27.5	26.0
ゴミ出し	26.8	26.4	28.5	27.9	25.3	25.2
調理	16.2	17.6	16.8	17.0	12.9	16.7
サロンなどの定期的な通いの場	13.8	11.4	12.4	16.2	15.8	13.0
その他	1.9	2.0	2.1	2.1	1.8	1.0
特にない	10.9	10.6	8.7	11.3	12.7	12.2
わからない	9.9	11.7	7.3	9.2	10.8	11.3
無回答	8.7	8.9	9.1	8.0	8.2	8.9

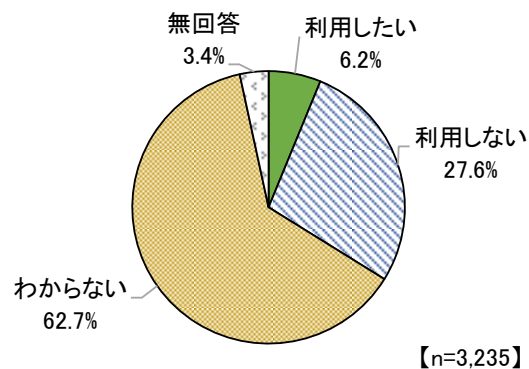
(ク)成年後見制度について

成年後見制度の利用意向を尋ねたところ、全体では「利用したい」が 6.2%、「利用しない」が 27.6%となっています。

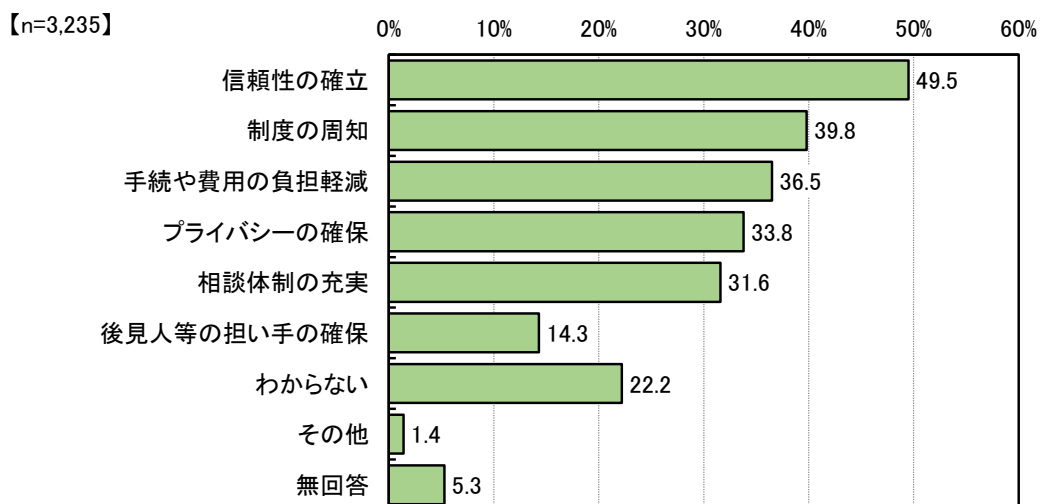
成年後見制度を利用しやすくするために必要なことを尋ねたところ、「信頼性の確立」が 49.5%で最も多く、以下、「制度の周知」が 39.8%、「手続や費用の負担軽減」が 36.5%、「プライバシーの確保」が 33.8%、「相談体制の充実」が 31.6%などとなっています。

■成年後見制度について

Q. 成年後見制度を利用してみたいと思いますか。(○は1つ)



Q. 成年後見制度を利用しやすくするために、どのようなことが必要だと思えますか。(○はいくつでも)



(2)在宅介護実態調査

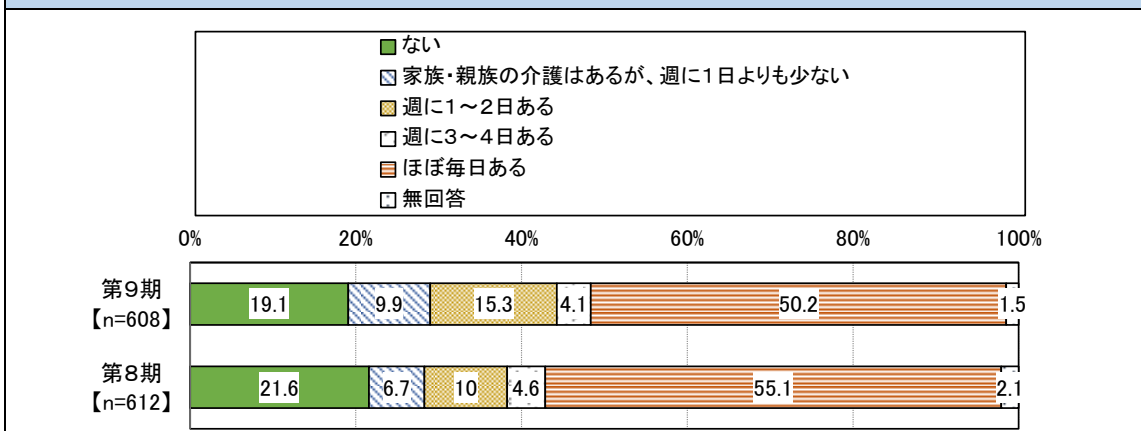
(ア)在宅で介護を担っている家族や親族について

家族や親族からの介護の状況については、「ほぼ毎日ある」が 50.2%で最も多くなっています。在宅の要支援・要介護者の8割が、家族や親族から介護を受けている状況です。

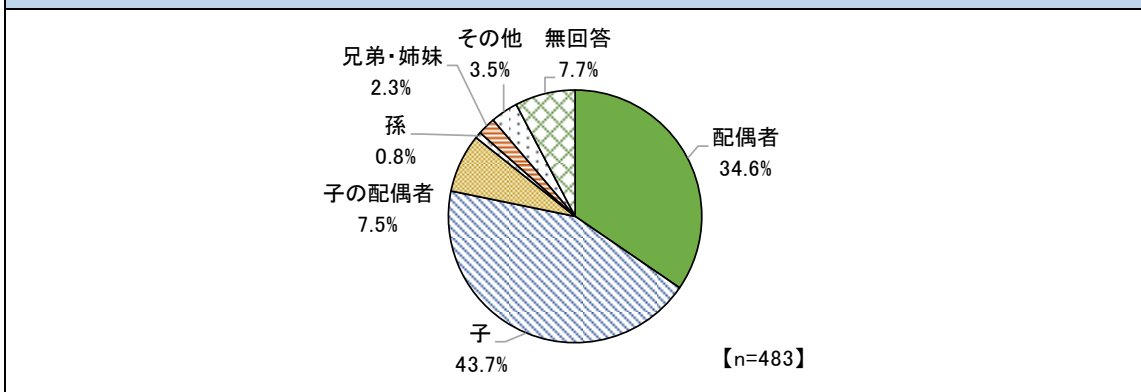
主な介護者は、「子」が 43.7%で最も多く、次いで、「配偶者」が 34.6%、「子の配偶者」が 7.5%となっています。また、主な介護者の年齢は、「50代」が 25.3%で最も多く、次いで、「60代」が 21.1%、「70代」が 20.3%、「80歳以上」が 13.5%と 60歳以上で5割を占めています。

■家族や親族からの介護

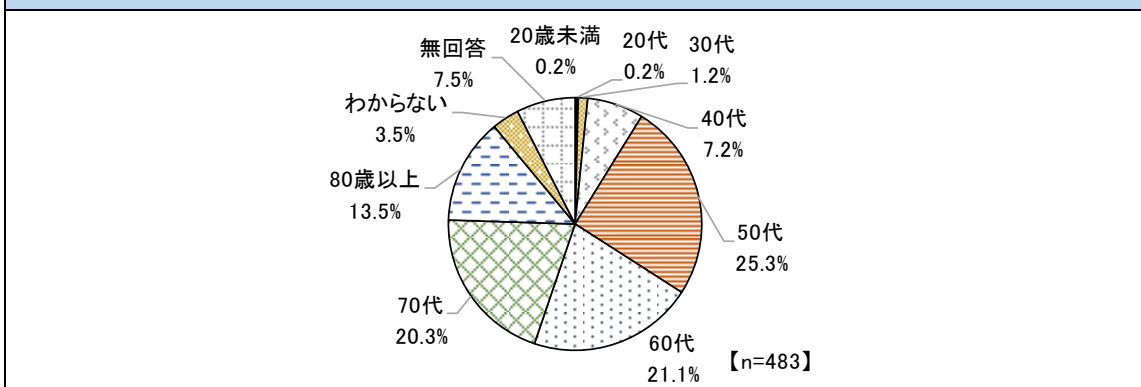
Q. ご家族やご親族の方からの介護は、週にどのくらいありますか。(1つ)



Q. 主な介護者の方は、どなたですか。(〇は1つ)



Q. 主な介護者の方の年齢について、ご回答ください。(〇は1つ)



(イ) 家族や親族による介護の状況について

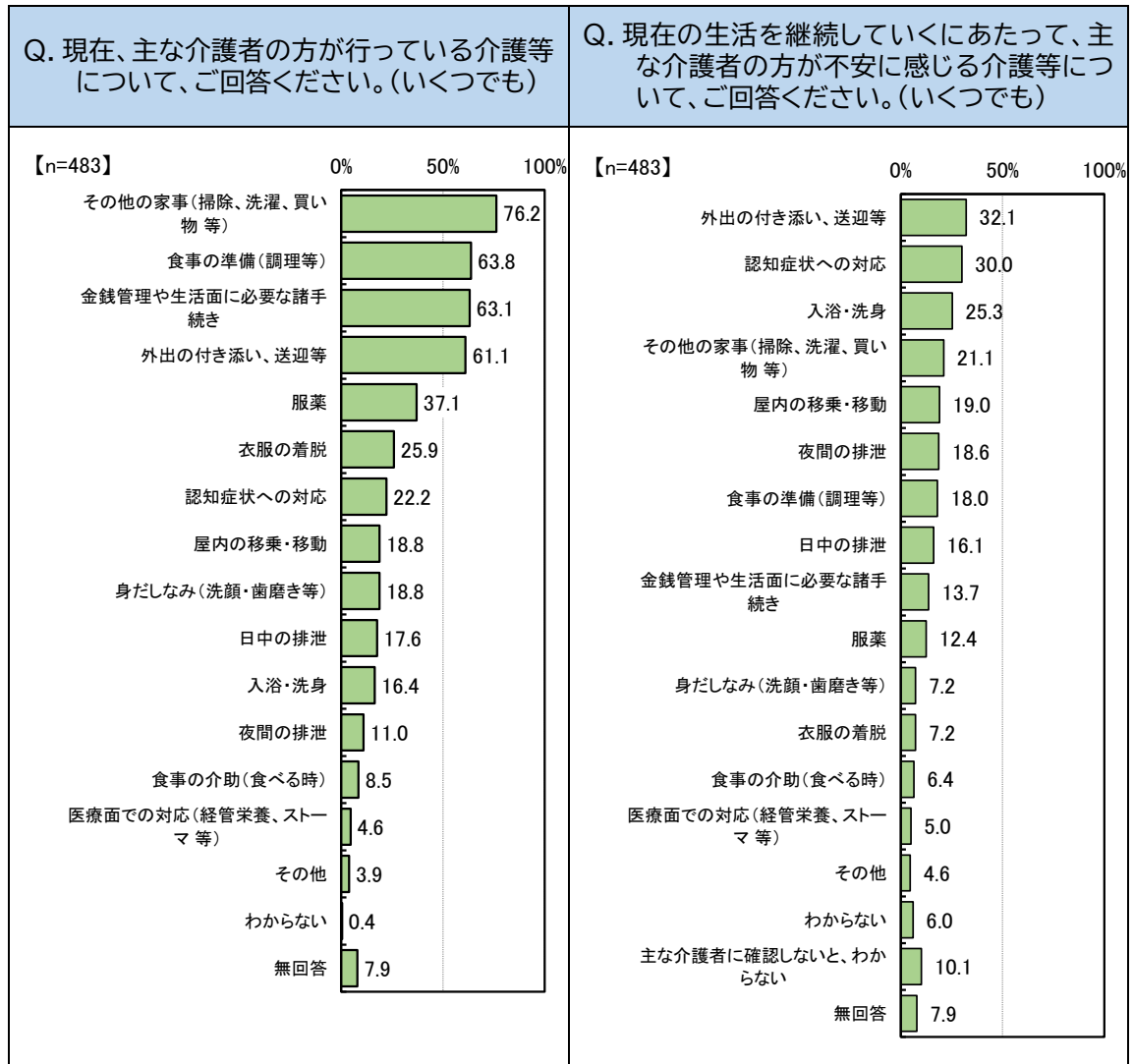
家族や親族が行っている主な介護は、「その他の家事(掃除、洗濯、買い物等)」、「食事の準備(調理等)」、「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」、「外出の付き添い、送迎等」、「服薬」などとなっています。

一方、主な介護者が不安に感じる介護等については、「外出の付き添い、送迎等」、「認知症状への対応」、「入浴・洗身」、「その他の家事(掃除、洗濯、買い物等)」、「屋内の移乗・移動」などとなっています。

今後はさらに高齢化が進行し、高齢者のみ世帯や要介護認定者等、支援を必要とする人はさらに増加し、より生活支援サービスや介護サービスの需要が高まることが見込まれるため、必要時に身体の状況に適したサービスを受けることができるサービス提供の体制強化が必要と考えられます。

■ 現在行っている介護

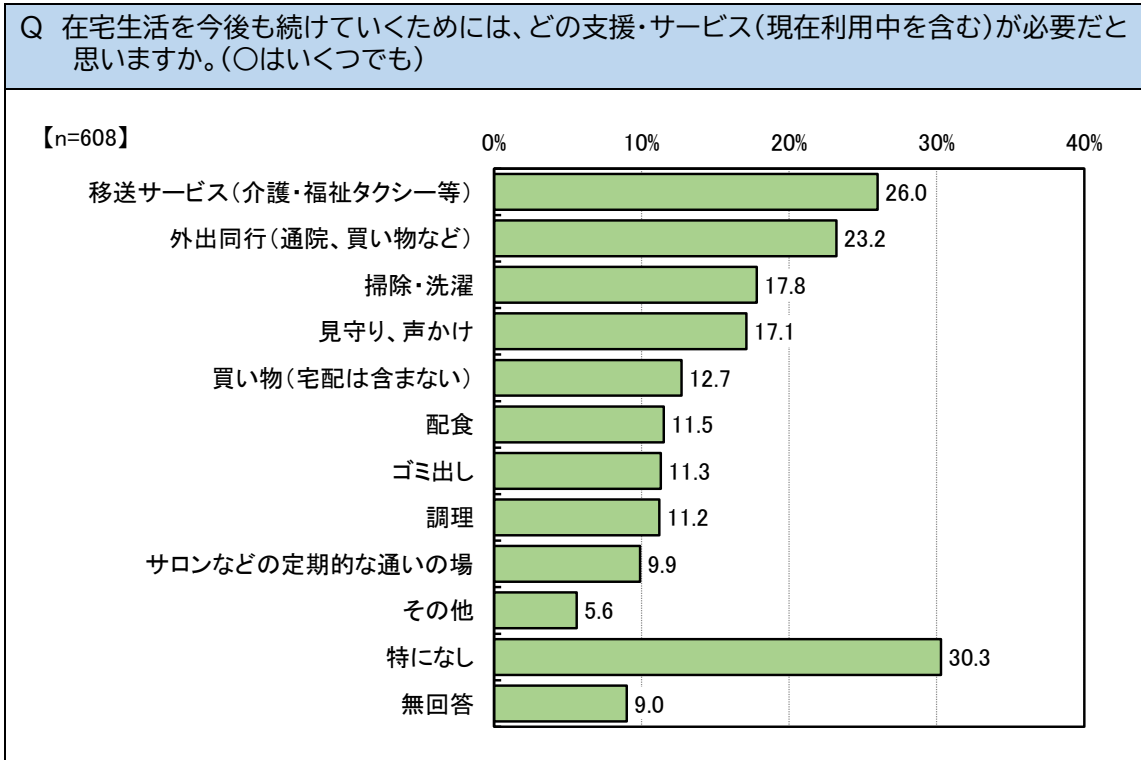
■ 不安に感じる介護



(ウ)在宅生活の継続に必要な支援・サービスについて

今後の在宅生活の継続に必要なと感じる支援・サービスについては、「移送サービス(介護・福祉タクシー等)」が26.0%で最も多く、以下、「外出同行(通院、買い物など)」が23.2%、「掃除・洗濯」が17.8%、「見守り、声かけ」が17.1%などとなっています。

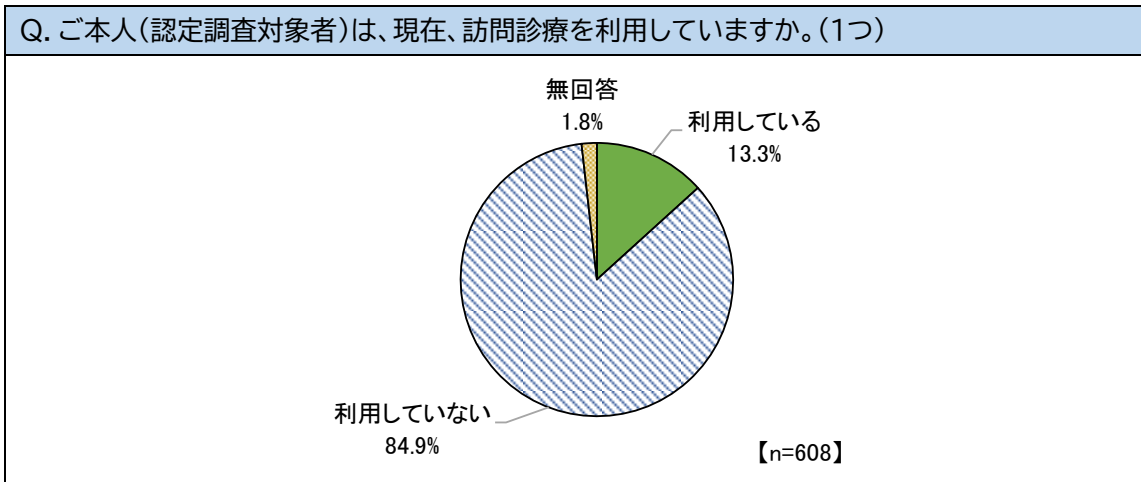
■在宅生活の継続に必要な支援・サービス



(エ)訪問診療の利用について

訪問診療の利用については、「利用している」が13.3%となっています。要介護等認定者が在宅生活を続けるためには、疾病や要介護度の重度化防止施策のほか、在宅医療と介護の連携が重要であり、地域の包括的支援体制の強化が必要と考えられます。

■訪問診療の利用

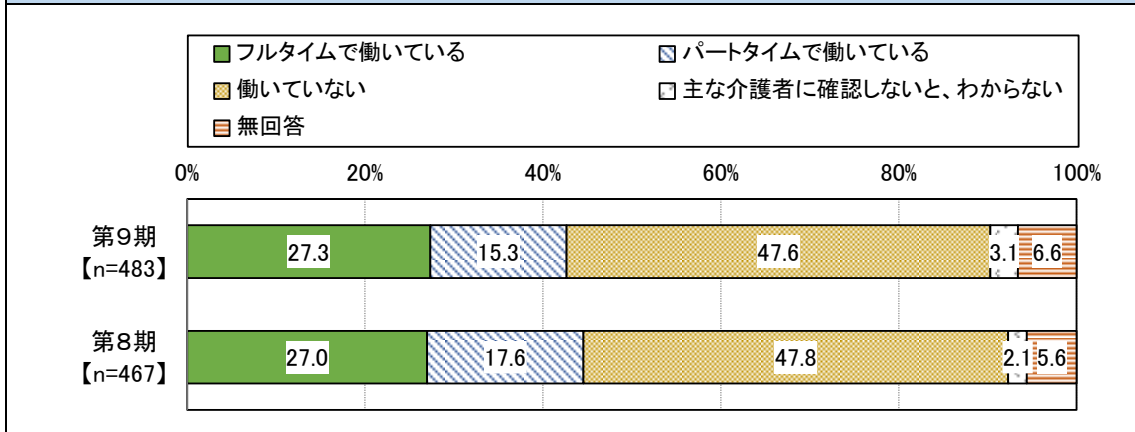


(オ)主な介護者の就労状況・就労形態

主な介護者のうち、フルタイムが 27.3%、パートタイムが 15.3%で、計 42.6%が就労しており、今後も仕事と介護の両立を続けられそうかを尋ねたところ、「続けていくのは、かなり難しい」が 2.9%、「続けていくのは、やや難しい」が 7.8%と第 8 期調査時に比べて、若干増えています。

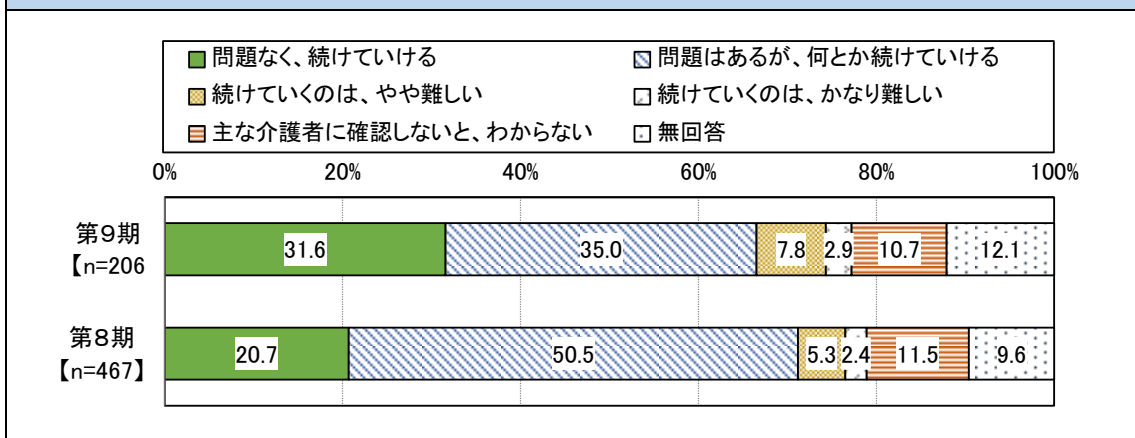
■主な介護者の勤務形態

Q. 主な介護者の方の現在の勤務形態について、ご回答ください。(1つ)



■主な介護者の仕事と介護の継続

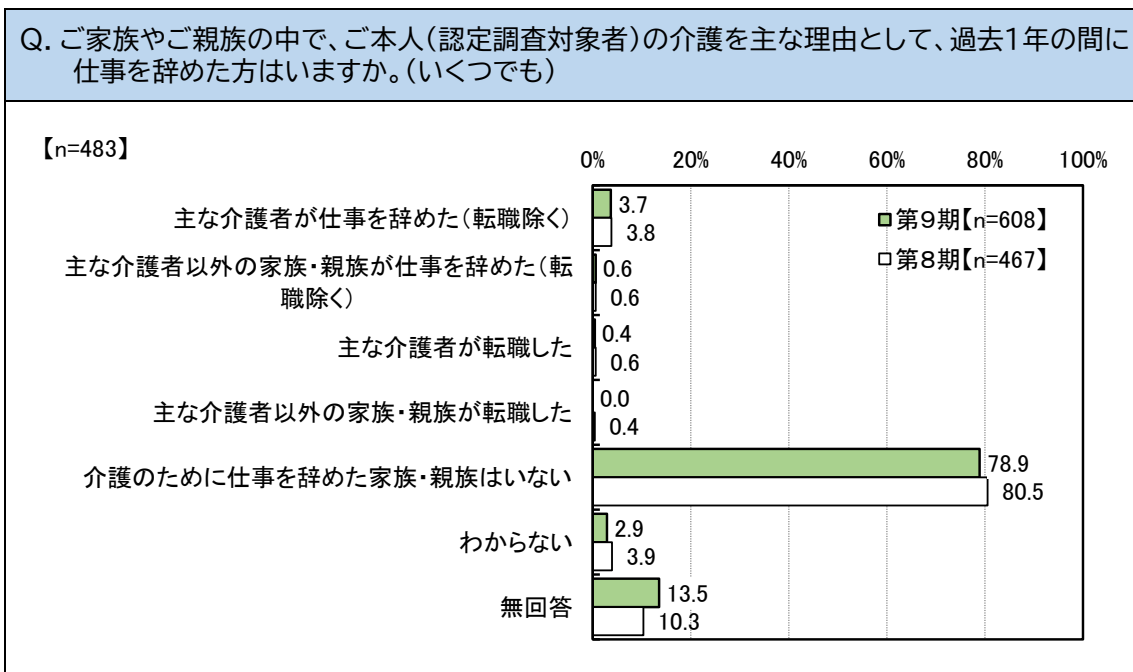
Q. 主な介護者の方は、今後も働きながら介護を続けていけそうですか。(1つ)



過去1年間で、介護している家族や親族が離職した割合は4.3%と、第8期調査時の4.4%に比べて、若干ではありますが、減少しています。

また、「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」が78.9%と、第8期調査時の80.5%に比べて、1.6ポイント減少しています。

■介護を理由に退職した家族や親族



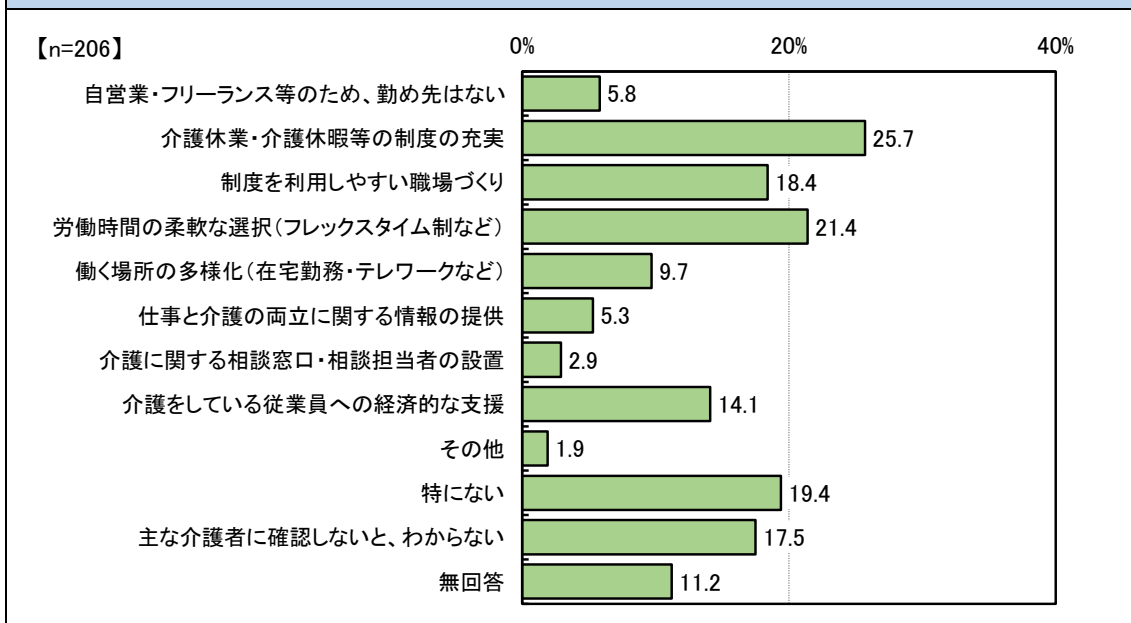
仕事と介護の両立に効果のある勤め先からの支援としては、「介護休業・介護休暇等の制度の充実」が 25.7%で最も多く、以下、「労働時間の柔軟な選択(フレックスタイム制など)」が 21.4%、「制度を利用しやすい職場づくり」が 18.4%などとなっています。

就労している介護者が、離職せず無理なく介護が継続できるよう、関係機関との連携体制と離職防止のための支援の強化が必要と考えられます。

高齢者の就労は、生きがいや社会貢献のひとつであるため、関係部署と連携し、企業・事業所への職場環境の改善や理解促進のための啓発を図る必要があると考えられます。

■仕事と介護の両立に効果のある勤め先からの支援

Q. 主な介護者の方は、勤め先からどのような支援があれば、仕事と介護の両立に効果があると思いますか。(いくつでも)



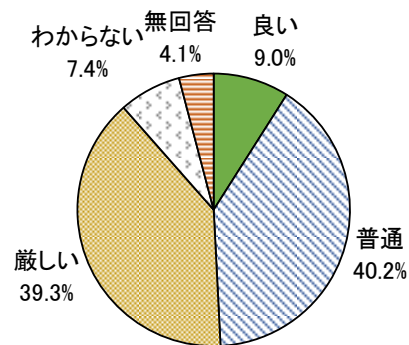
(3)介護人材実態調査

(ア)経営の状況

経営状況について尋ねたところ、「普通」が40.2%で最も多く、以下、「厳しい」が39.3%、「良い」が9.0%となっています。

■経営の状況

Q. 貴事業所の経営状況は、いかがですか。(1つ)



【n=122】

(イ)職員の状況

正規(常勤)職員の過不足状況について、「やや不足している」が48.4%で最も多く、以下、「過不足なく適当な状態である」が35.2%、「非常に不足している」が12.3%、「やや多過ぎる」が1.6%となっています。

非常勤職員の過不足状況について、「やや不足している」が45.1%で最も多く、以下、「過不足なく適当な状態である」が32.8%、「非常に不足している」が14.8%、「やや多過ぎる」が1.6%などとなっています。

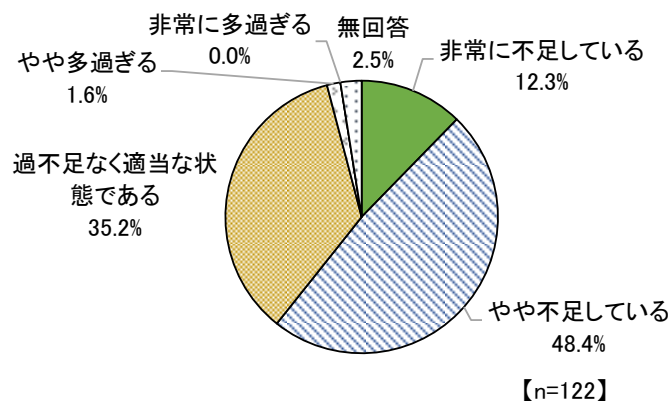
また、職員の採用状況について尋ねたところ、「介護職員の採用が困難な状況にある」が46.7%で最も多く、以下、「介護支援専門員の採用が困難な状況にある」が23.8%、「看護職員の採用が困難な状況にある」が18.9%、「その他の職員の採用が困難な状況にある」が16.4%となっています。

地域全体の介護サービス機能の維持・強化を図るためには、引き続き国、県と連携し、どのようにして介護人材の確保、定着、育成を進めていくかが重要です。

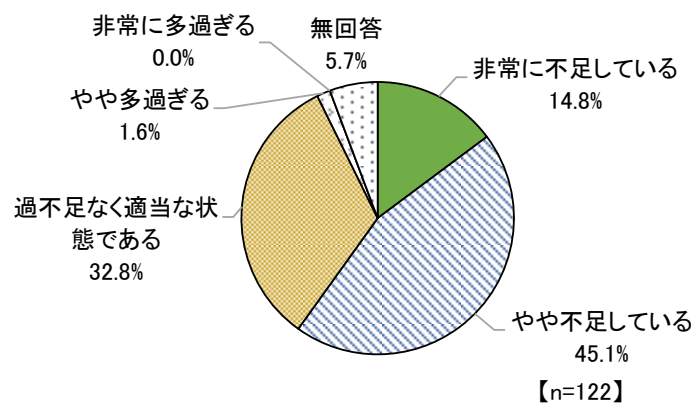
■職員の過不足状況

Q. 職員の過不足については、どのような状況ですか。(1つ)

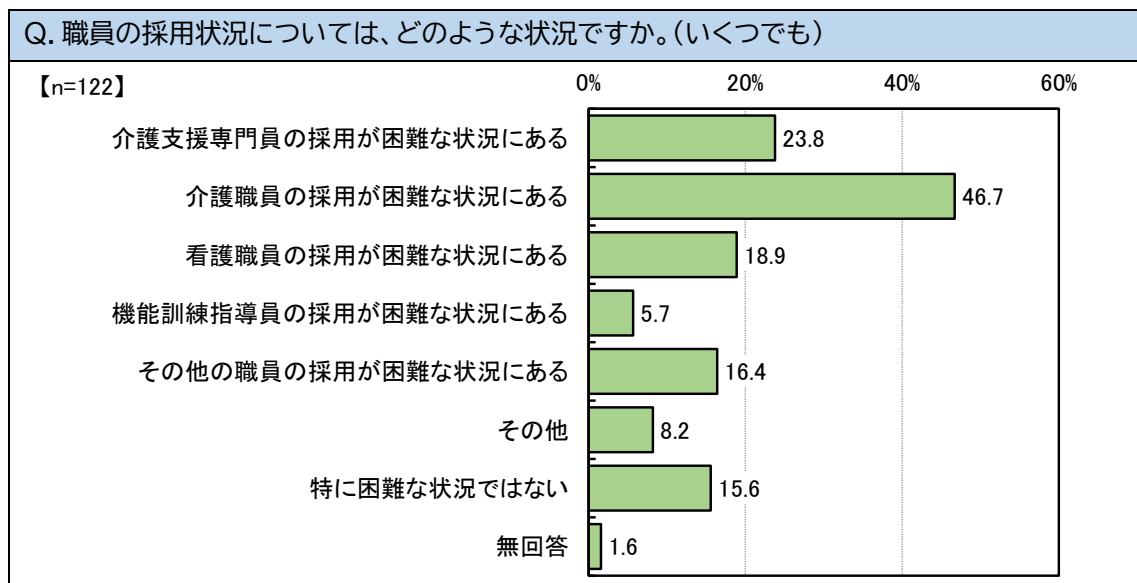
【正規(常勤)職員】



【非常勤職員】



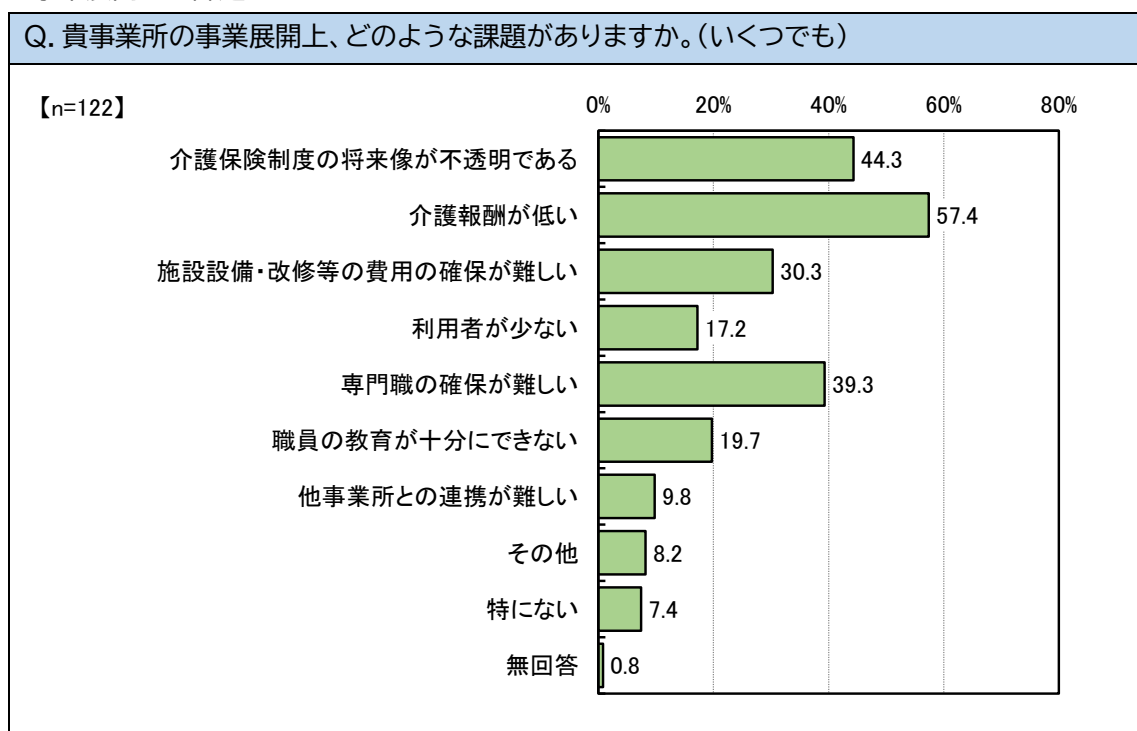
■職員の採用状況



(ウ)事業展開上の課題について

事業所における事業展開上の課題では「介護報酬が低い」が 57.4%で最も多く、以下、「介護保険制度の将来像が不透明である」が 44.3%、「専門職の確保が難しい」が 39.3%、「施設設備・改修等の費用の確保が難しい」が 30.3%、「職員の教育が十分にできない」が 19.7%などとなっています。

■事業展開上の課題

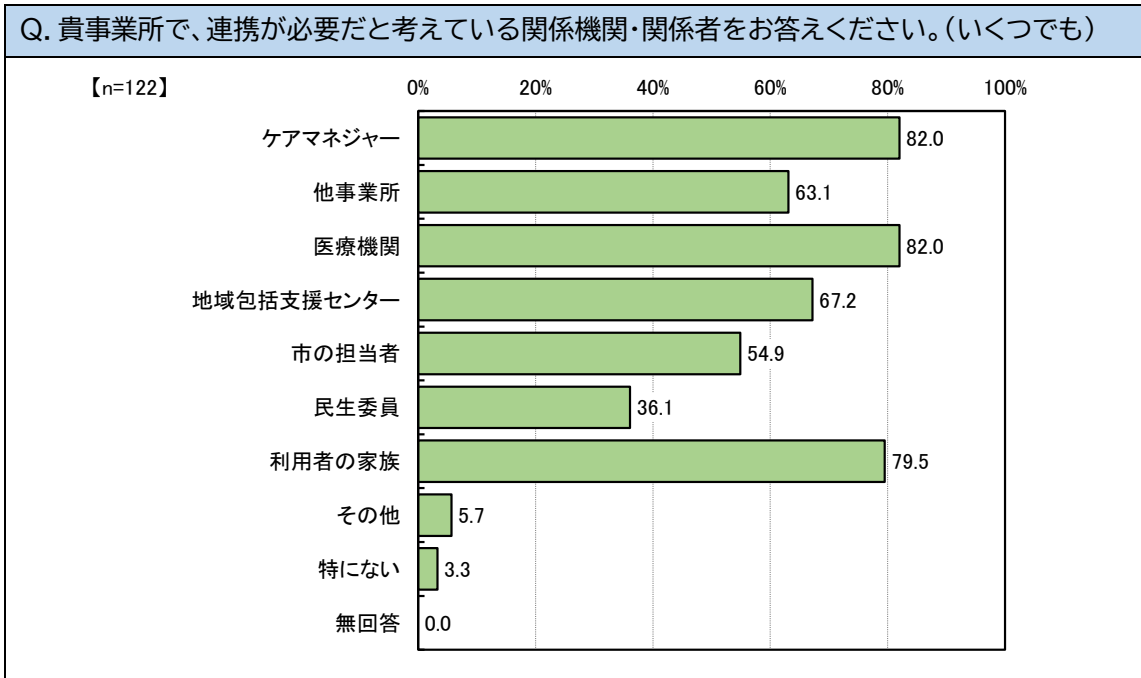


(工)連携が必要な関係機関・関係者について

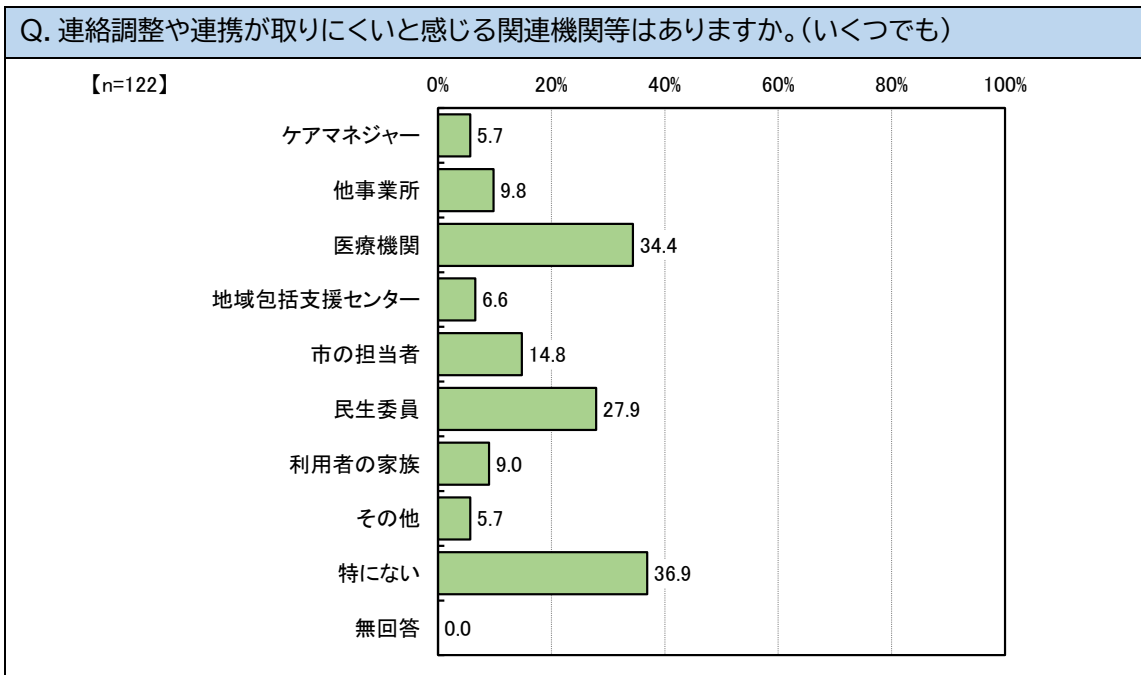
連携が必要な関係機関・関係者では「ケアマネジャー」、「医療機関」が同率で 82.0%で最も多く、以下、「利用者の家族」が 79.5%、「地域包括支援センター」が 67.2%、「他事業所」が 63.1%などとなっています。

また、連携が取りにくいと感じる関係機関・関係者では「医療機関」が 34.4%で最も多く、以下、「民生委員」が 27.9%、「市の担当者」が 14.8%、「他事業所」が 9.8%などとなっています。

■連携が必要な関係機関・関係者



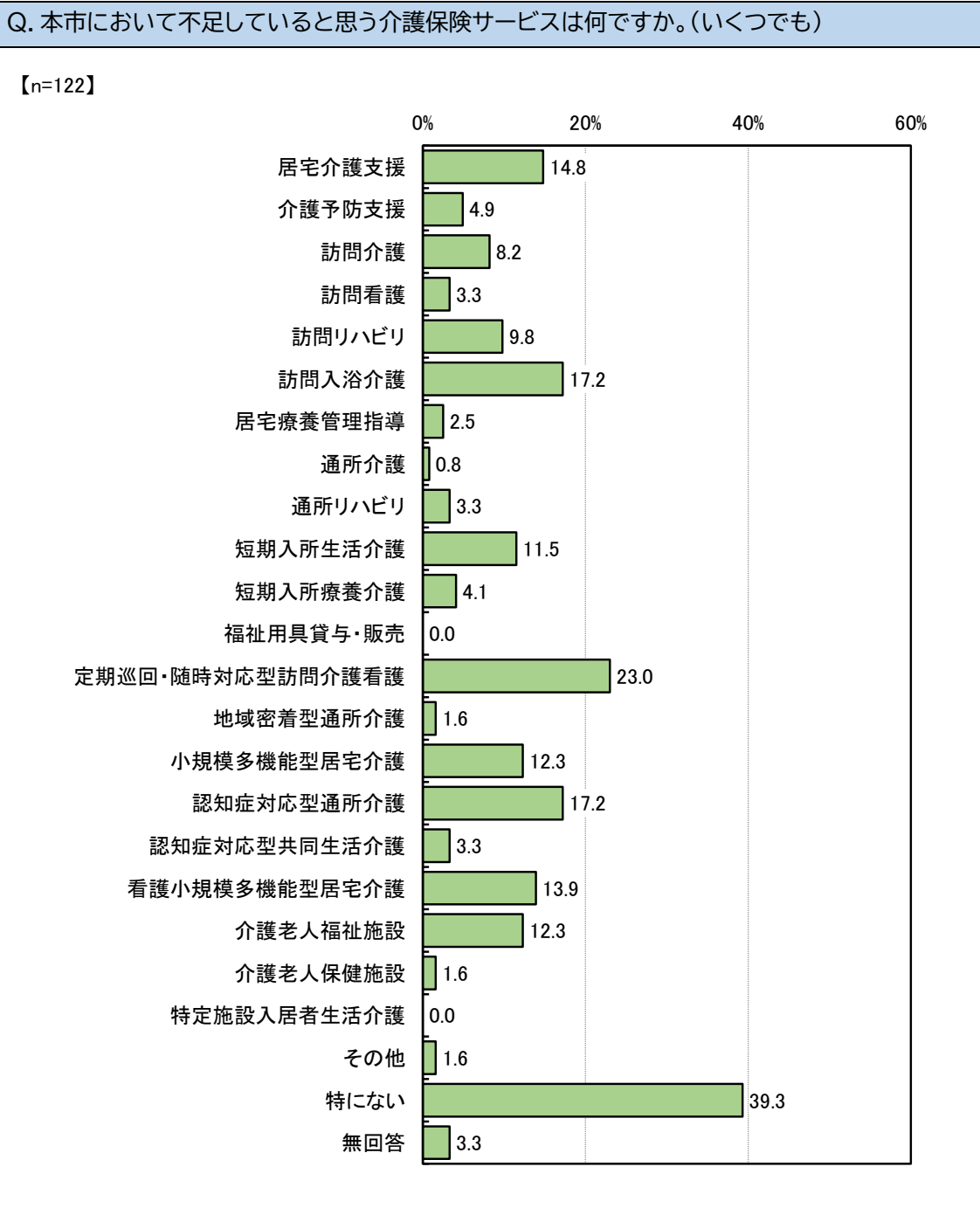
■連携が取りにくいと感じる関係機関・関係者



(オ)市において不足していると思う介護保険サービス

市において不足していると思う介護保険サービスは何か尋ねたところ、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」が 23.0%で最も多く、以下、「訪問入浴介護」、「認知症対応型通所介護」が同率で 17.2%、「居宅介護支援」が 14.8%などとなっています。

■市において不足していると思う介護保険サービス

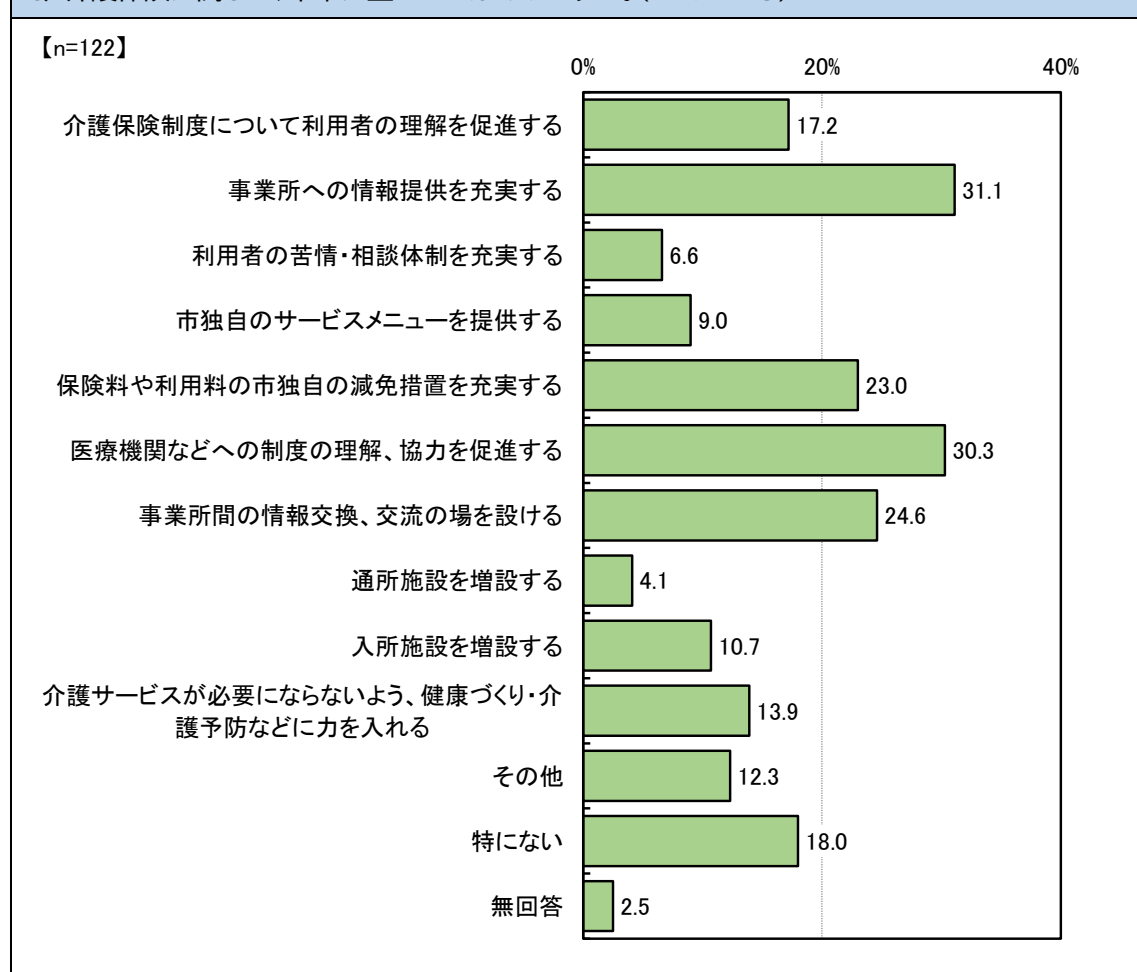


(カ)介護保険制度に望むこと

介護保険に関して、本市に望むことを尋ねたところ、「事業所への情報提供を充実する」が31.1%で最も多く、以下、「医療機関などへの制度の理解、協力を促進する」が30.3%、「事業所間の情報交換、交流の場を設ける」が24.6%、「保険料や利用料の市独自の減免措置を充実する」が23.0%などとなっています。

■介護保険制度に望むこと

Q. 介護保険に関して、本市に望むことはありますか。(いくつでも)



5 第8期計画期間中の実績

(1)第8期計画の評価

第9期計画を策定するにあたり、第8期計画の実績と課題を第8期計画に掲げた基本施策ごとに整理します。

(ア)基本施策1 高齢者の介護予防・健康づくりの推進

- ①「高齢者の健康づくりの推進」(施策の方向1)については、高齢者を対象とした各種大会、健康遊具の活用講習会を実施し、高齢者同士の交流の機会とコミュニティの形成、健康増進を図ることができました。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により事業を実施できない年度がありました。高齢者にとってスポーツ・レクリエーションは交流促進の効果がある健康づくりに繋がるため、一層、参加促進を図っていく必要があります。
- ②「介護予防の推進とフレイル対策」(施策の方向2)については、計画に位置付けた地域支援事業を実施しました。新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、各種教室への参加者が減少し、フレイル状態にある高齢者の増加が懸念されます。新型コロナウイルス感染症拡大を経て、工夫しながら効果的な方法で教室等を実施するとともに、介護予防やフレイル予防の重要性について、市民への普及・啓発を行う必要があります。
- ③「地域包括支援センターを核とした取組の推進」(施策の方向3)については、第8期計画期間中に、西部圏域に地域包括支援センターの支所(ブランチ)を設置し、高齢者の総合的な支援の強化に努めました。また、地域ケア推進会議では、地域ケア会議で集積された地域ごとの課題を分析し、高齢者を取り巻く状況について共有ができました。今後は各会議の目的の明確化と体系化とともに職員のファシリテーター能力の向上や情報収集が課題となっています。
- ④「高齢者の在宅生活を見守る取組の充実」(施策の方向4)については、各事業を計画どおり実施することができました。ふれあい収集事業では、高齢者本人の身体的負担軽減を図るとともに、収集の際に声掛けをして安否確認を行い、高齢者の家族の精神的負担の軽減を図っており、事業が有効に機能しました。

■基本施策1の目標と実績

指標名【事業名】	計画策定時 (令和2年度)	目標値 (令和5年度)	実績値 (令和5年度末)
フレイルの認知度(※1) 【施策の方向2】介護予防の推進とフレイル対策 【事業2】 介護予防普及啓発事業(一般介護予防事業)	22.7%	30%	31.6%
お達者体操グループ数 【施策の方向2】介護予防の推進とフレイル対策 【事業3】 地域介護予防活動支援事業(一般介護予防事業)	39 グループ	45 グループ	45 グループ
介護予防のための通いの場の参加状況 (※2) 【施策の方向2】介護予防の推進とフレイル対策 【事業4】一般介護予防事業評価事業(一般介護予防事業)	6.4%	7.0%	4.6%
地域包括支援センターの認知度(※3) 【施策の方向3】地域包括支援センターを核とした取組の推進 【事業1】 地域包括支援センター設置・運営	9.7%	12%	45.0%
ふれあい収集利用者数 【施策の方向4】高齢者の在宅生活を見守る取組の充実 【事業2】 ふれあい収集事業	233 人	293 人	310人

※1 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果より「フレイルを知っている」と回答した者の割合

※2 同調査結果より「介護予防のための通いの場へ参加している」と回答した者の割合

※3 計画策定時:第8期同調査結果より「家族や友人・知人以外の相談相手が地域包括支援センター」と回答した者の割合

実績値:第9期同調査結果より「地域包括支援センターを知っている」と回答した者の割合

(イ)基本施策2 地域包括ケアシステムの推進

- ①「地域で高齢者を支援する体制の整備」(施策の方向1)については、地域包括ケアシステム推進協議会で地域における体制整備について検討したほか、出前講座による市民への周知・啓発を行いながら、地域包括ケアシステムの実現に向け、多岐にわたって、地域の課題抽出や解決に向けた体制の整備について協議しました。今後、地域包括ケアシステムの普及啓発、見守り対象者の複雑化・多様化している課題への対応、高齢者の特性や希望にあった社会参加のコーディネート等の検討が必要です。
- ②「高齢者が暮らしやすい地域づくりの推進」(施策の方向2)については、各事業を計画どおり実施することができました。サービス付き高齢者向け住宅の整備については、質の確保を図る観点から、県との情報連携を図るとともに、本市の介護保険財政の健全な運営に支障を与えることのないよう、適切な量の整備に向けて設置者に対応する必要があります。
- ③「医療と介護の連携の推進」(施策の方向3)については、多職種連携研修会や、市民公開講座を実施し、医療・介護における多職種の連携や、市民への普及啓発に取り組みました。また、関係機関と連携し、入退院支援における運用ルールを作成、市民への普及に努めました。今後も在宅医療相談室の周知・啓発を進めるとともに、質の高い相談支援の提供に向け、相談員のスキルアップを図る必要があります。
- ④「高齢者の生きがいづくりの推進」(施策の方向4)については、老人クラブでは、高齢者の価値観や生活様式等の多様化や新型コロナウイルス感染症拡大に伴う活動休止等によりクラブ数の減少、会員数の減少も見受けられました。高齢化率が高まる中、高齢者の交流する場や機会を提供できる方策の1つである老人クラブの活動は継続する必要があるため、老人クラブという会員相互の交流の場の魅力を伝えていくことが必要です。
- ⑤「高齢者の在宅生活の支援」(施策の方向5)については、事業の大半を計画どおり実施しました。いずれも高齢者の在宅生活を支え、質の向上の観点で有効な事業ですが、要介護高齢者手当支給事業については、要件に該当する家族が少なく、近年の利用実績も見られないことから、事業の見直しが必要です。
- ⑥「家族介護に対する支援」(施策の方向6)については、市内事業所への委託やボランティア団体の実施など、それぞれの団体の長所を活かし、介護に必要な様々な分野の知識等を介護者家族へ届けました。また、コロナ禍の状況でありましたがオンラインや書面で開催をするなど、臨機応変に実施しました。要介護高齢者の家族等が介護に必要な知識を学び、家族同士の交流を図るうえで必要な事業であるため、今後も継続して実施していく必要があります。

■基本施策2の目標と実績

指標名【事業名】	計画策定時 (令和2年度)	目標値 (令和5年度)	実績値 (令和5年度末)
出前講座の回数 【施策の方向1】地域で高齢者を支援する体制の整備 【事業1】 地域包括ケアシステム推進協議会	16回	19回	10回
在宅医療相談室で受けた相談件数 【施策の方向3】医療と介護の連携の推進 【事業1】 在宅医療・介護連携推進事業	120件	135件	100件
老人クラブ会員数 【施策の方向4】高齢者の生きがいがづくりの推進 【事業1】 自主活動の支援	3,102人	3,130人	2,624人
老人福祉センター利用者数 【施策の方向4】高齢者の生きがいがづくりの推進 【事業5】 老人福祉センター運営事業	13,258人	29,129人	39,000人

(ウ)基本施策3 認知症高齢者を支える仕組み ～「共生」と「予防」～

- ①「認知症の普及啓発、予防と早期発見」(施策の方向1)については、認知症サポーター養成講座を実施して認知症サポーターが増加したほか、坂戸市見守りネットワークの普及啓発を図り、協力事業所を増加させました。引き続き認知症サポーター養成講座や認知症地域学習会を開催し、地域住民が正しい知識を得る場を設けていきます。
- ②「認知症高齢者のケアと介護者に対する支援」(施策の方向2)については、計画通り、認知症初期集中支援チームが5チームで実施できたほか、おれんじカフェを継続的に設置し、認知症の人をはじめとする様々な方の集いの場として事業が実施できました。また、目標を超える数の認知症ケア相談室を設置できました。今後も広報やホームページの他、アルツハイマー月間や認知症を学ぶ講座などで認知症ケア相談室を周知し、認知症ケア相談室の利用を促していく必要があります。また、認知症高齢者や障害等により見守りを必要とする人に対して、見守りキーホルダーを交付し、地域の人々による通報等迅速かつ適切な対応を促し、見守りを必要とする者の福祉の増進に繋げることができました。引き続き、通報があった時に迅速に対応できるよう各機関への研修や市民への周知を行っていくことが必要です。
- ③「高齢者虐待の防止と成年後見制度の推進」(施策の方向3)については、高齢者虐待に関する相談件数が増加傾向にある中で、地域包括支援センターをはじめとした関係機関との連携により、虐待の発見に努めるとともに、迅速な対応を図りました。また、成年後見制度については、令和3(2021)年度より坂戸市成年後見センターを設置し、成年後見制度の周知や、令和4(2022)年度より成年後見相談会を実施し、相談支援を図りました。今後も制度の利用を必要とする方やその家族向けに機会を捉えて分かりやすく制度を周知していく必要があります。

■基本施策3の目標と実績

指標名【事業名】	計画策定時 (令和2年度)	目標値 (令和5年度)	実績値 (令和5年度末)
認知症サポーター養成講座受講者数 【施策の方向1】認知症の普及啓発、予防と早期発見 【事業1】 認知症啓発事業	150人	400人	305人
認知症の相談窓口の認知状況(※4) 【施策の方向2】認知症高齢者のケアと介護者に対する支援 【事業3】 認知症ケア相談室	24.8%	30%	27.3%
見守りキーホルダー配布件数 【施策の方向2】認知症高齢者のケアと介護者に対する支援 【事業7】 見守りキーホルダー配布事業	100件	130件	90件

※4 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果より「認知症の相談窓口を知っている」と回答した者の割合

(工)基本施策4 介護現場の革新に向けた基盤整備

- ①「介護事業者に対する支援の充実」(施策の方向1)については、介護サービス事業所やケアマネジャーへの研修会、自立支援型地域ケア会議を計画どおり実施しました。今後は介護サービスの質の向上の観点から、研修内容の充実が課題です。また、自立支援型地域ケア会議への出席者が固定化しているため、対象者への意識啓発が必要です。
- ②「介護給付の適正化の推進」(施策の方向2)については、給付適正化主要5事業を計画どおり実施しました。高齢者人口の増加に伴って、今後サービス利用者の増加が見込まれるため、対応できる人員体制の確保が課題です。

■基本施策4の目標と実績

指標名【事業名】	計画策定時 (令和2年度)	目標値 (令和5年度)	実績値 (令和5年度末)
認定調査員に対する研修の回数 【施策の方向2】介護給付の適正化の推進 【事業1】 給付適正化事業	年1回	年2回	年2回
認定調査票及び認定調査票特記事項の内容確認 【施策の方向2】介護給付の適正化の推進 【事業1】 給付適正化事業	全件	全件	全件
ケアプランの点検を行う事業所数 【施策の方向2】介護給付の適正化の推進 【事業1】 給付適正化事業	3事業所	3事業所	3事業所
介護給付費通知 【施策の方向2】介護給付の適正化の推進 【事業1】 給付適正化事業	1回	1回	1回

(オ)基本施策5 介護保険事業の推進

- ①「介護サービスの実施」(施策の方向1)については、訪問介護や通所介護、介護老人福祉施設等の各サービスを計画に基づいて実施しました。令和4(2022)年度までの実績のうち、サービス利用者数についてみると、訪問看護や居宅療養管理指導、住宅改修のように計画で見込んだ人数の100%を超えるサービスがある一方で、通所リハビリテーションや短期入所生活介護等については計画の70~80%台となっています。また、給付費の状況を見ると、総給付費は計画で見込んだ額の90%台に収まっています。概ね第8期計画期間中のサービス見込量に利用があったものの、今後はアフターコロナ後の利用者の増加等を考慮し、適切な推計をする必要があります。
- ②「地域密着型サービスの実施」(施策の方向2)については、地域密着型通所介護、認知症対応型共同生活介護等の各サービスを計画に基づいて実施しました。令和4(2022)年度までの実績のうち、サービス利用者数についてみると、小規模多機能型居宅介護では計画で見込んだ人数の100%を超えているのに対し、定期巡回・随時対応型訪問介護看護については計画の50%を下回っています。地域密着型サービス全体の給付費については、概ね見込み通りとなっています。
- ③「地域支援事業の実施」(施策の方向3)については、介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業を計画に基づいて実施しました。
- ④「サービス基盤の整備」(施策の方向4)については、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を1施設、看護小規模多機能型居宅介護を1施設、整備する目標を設定して、事業者の公募を実施しましたが、第8期計画期間中は、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の1施設整備は実現したものの、看護小規模多機能型居宅介護については新たな整備はありませんでした。計画で目標に位置付けた各サービスは、本市の高齢者が住み慣れた地域で可能な限り暮らし続ける上で有効なサービスであることから、今後は事業者の参入を促す有効な方策の検討が必要です。

■基本施策5の目標と実績

指標名【事業名】	計画策定時 (令和2年度)	目標値 (令和5年度)	実績値 (令和5年度末)
従来相当以外の多様なサービスの事業 所数 【施策の方向4】サービス基盤の整備	25 事業所	28 事業所	24事業所
地域密着型介護老人福祉施設入所者生 活介護 【施策の方向4】サービス基盤の整備	なし	1施設	1施設
看護小規模多機能型居宅介護 【施策の方向4】サービス基盤の整備	なし	1施設	0
認知症対応型通所介護 【施策の方向4】サービス基盤の整備	なし	1事業所	0
介護老人福祉施設 【施策の方向4】サービス基盤の整備	5施設 (491床)	5施設 (501床)	5施設 (501床)

(力)基本施策6 災害・感染症対策に係る体制整備

- ①「平常時からの対策」(施策の方向1)については、避難行動被支援希望者登録では、区・自治会、自主防災組織、民生委員が支援者の確保について協議し、情報共有のうえ災害時の支援体制の強化を図っています。令和4(2022)年12月の民生委員・児童委員の一斉改選に伴い、約3割が新任委員となったため、区・自治会や自主防災組織との連携、また「避難行動被支援希望者登録制度」に対し、理解を深めてもらう必要があります。

■基本施策6の目標と実績

指標名【事業名】	計画策定時 (令和2年度)	目標値 (令和5年度)	実績値 (令和5年度末)
避難行動被支援希望者登録台帳登 録者数 【施策の方向1】平常時からの対策 【事業1】 地域における防災・防犯の支援	1,150 人	1,200 人	1,130 人

(2)地域包括支援センター第三者評価結果

介護保険法第115条の46第9項では、地域包括支援センターにおける事業の実施状況を定期的に評価することが市町村に義務付けられており、本市では、令和4(2022)年度に外部の評価機関に委託して第三者評価を実施しました。第三者評価の主な結果は、次のとおりです。

(ア)実施事業の量的取組から質的取組への転換

地域に潜在化している支援の必要な方、また隠れた地域の福祉ニーズを把握し、量から質的な取組を深めていくことの必要性があります。介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等の調査結果や地域診断のデータ等を活用し、地域包括支援センターに情報提供するとともに、既存の事業を効果的に展開していく方策について考えていく必要があります。

(イ)地域包括支援センター機能の確認と役割階層の整理

地域包括支援センターは、高齢者の身近な総合相談窓口として、大きな役割を担っています。相談は多岐にわたることも多く、個別支援や事業を推進していくためには、関係機関との連携を強化していく必要があります。

(ウ)地域包括ケアシステムを構成する各機能の取り繋ぎ役の存在

複合化した課題に苦慮するケースが各地域包括支援センターからあがっています。医療、介護、生活支援、介護予防、住まいの支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステムの構築」は、今後も継続的に取り組む課題です。

市では令和4(2022)年度より、市役所内に「福祉総合相談窓口」が開設され、福祉に関する様々な相談に応じ、適切な制度やサービスに繋いでいます。複合的な福祉課題は今後も増えることが予測されることから、関係機関の連携強化を図っていく必要があります。

こうした評価結果を踏まえ、市と地域包括支援センターとの間での目標の共有、施策展開における各機関の役割分担の再確認、地域包括支援センターの意向を踏まえた意見交換の場の設定といった取組を今後実施します。

6 高齢者を取り巻く主な課題

(1)健康づくり・介護予防

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査によると、第8期計画時に比べて、ほぼすべての項目でリスクの割合が高くなっており、新型コロナウイルス感染症の流行による不安と新型コロナウイルス感染症対策による外出自粛などで高齢者の活動が減少していることが、少なからず影響していると考えられます。

今後は、生活機能の低下リスクが高くなる 75 歳以上の高齢者が多くなることを見込まれることから、高齢者自らが、健診等を受けて健康状態を把握し、健康管理に取り組めるように支援していく必要があります。

また、心身の生活機能の低下を防ぐフレイル予防や、介護予防・重度化防止の取組を推進するとともに、事業に参加しやすく、高齢者が自主的、継続的に介護予防活動ができるよう支援することが必要となります。

(2)相談支援体制

本市の高齢者を含む世帯は世帯数、構成比ともに増加しており、単身高齢者世帯、高齢者のみ世帯いずれについても増加している状況です。

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査によると、心配ごとや愚痴を聞いてくれる人は、「配偶者」や「友人」など身近な人が多くなっていますが、家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手については、4割が「そのような人はいない」と回答しています。

今後、支援を必要とする高齢者のみ世帯が増加していくことや、8050問題(80代の親が50代の子供の生活を支える問題)など問題が複雑化・複合化することが見込まれるため、地域での支え合いのしくみづくりを進めるとともに、地域包括支援センターなどの身近な相談窓口の周知と分かりやすい情報提供に努めていく必要があります。

介護や子育ての疲れやストレスなどは、虐待の発生要因にもなることから、不安や悩みなどに対する助言を行うほか、他分野との連携を強化し支援していく必要があります。誰一人取り残さないため、地域住民と行政などが協働し地域や個人が抱える生活課題を解決していくことができるよう、包括的に受け止め、相談者に寄り添い、適切な支援に繋げる必要があります。

また、今後は、認知症の進行などにより、財産管理や契約行為などを自分で行えなくなる方が増えることが予想され、そういった方々の支援策として、成年後見制度の利用を促進する必要があります。

(3)地域における支え合い

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査において、在宅生活を継続するために必要なサービスとして、在宅で自立した生活を続けていくために、必要になると思う支援やサービスを尋ねたところ、「移送サービス(介護・福祉タクシー等)」が最も多く、以下、「配食」、「見守り、声かけ」、「外出同行(通院、買物など)」、「買物(宅配は含まない)」などとなっています。

また、在宅介護実態調査によると、在宅生活を継続するために必要なサービスとして、「移送サービス(介護・福祉タクシー等)」が最も多く、次いで、「外出同行(通院、買い物など)」、「掃除・洗濯」、「見守り、声かけ」などが多く挙げられており、ニーズ調査と同様に身の回りの生活支援が求められています。

一方、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査において、地域への参加状況は、「町内会・自治会」、「趣味関係のグループ」は約3割となっており、地域づくりの参加意向は、参加者としては5割、企画・運営者としては3割があると回答しています。

地域共生社会の実現に向けて、地域において、公的な支援と民間の支援が一体となって高齢者の暮らしを支えていけるよう、より一層地域住民や組織の主体的な活動を促進し、日常生活支援の体制づくりや見守りを推進していく必要があります。

(4)家族介護者支援

在宅介護実態調査によると、自宅で家族が介護を担っている割合は8割を占めています。

主な介護者は、「子」、「子の配偶者」、「配偶者」が多く、年代は60代以上が5割を占めていることから、老老介護の状況にある家庭が多いことが推測されます。

また、主な介護者が不安に感じることで、「外出の付き添い、送迎等」、「認知症状への対応」、「入浴・洗身」、「その他の家事(掃除、洗濯、買い物等)」、「屋内の移乗・移動」などが多く挙げられており、そうした不安な介護への実質的な支援による介護者の負担軽減が求められます。

さらに、主な介護者の4割が働きながら介護を担い、多くの方が仕事と介護の継続について何らかの問題を抱えている中、約1割が仕事と介護の両立を困難に感じていることから、介護をするために仕事を辞める「介護離職」を防ぐための支援の充実が求められます。

加えて、今後介護と子育てを両立するダブルケアの状況にある家庭やヤングケアラーなどの介護者も増加していくことも考えられます。相談機能を強化しながら、家族介護者への支援を充実させる必要があります。

(5)認知症施策

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査によると、本市の高齢者の「認知機能」の低下リスクの該当状況は4割を占め、また、市が重点を置くべき認知症施策は「認知症の人が利用できる介護施設の充実」が最も多く、次いで「認知症のことを相談できる窓口・体制の充実」、「できるだけ早い段階から、医療・介護などのサポートを利用できる仕組みづくり」、「家族の身体的・精神的負担を減らす取組」、「認知症への正しい知識と理解をもってもらうための啓発・情報提供」などとなっており、認知症の予防や支援等の取組が重要となります。

本市は、国の認知症施策推進大綱に基づき、認知症本人や家族の視点とともに、「共生」と「予防」の観点から認知症サポーター養成講座や認知症相談会、各関係事業所等と連携を図る認知症ワーキング会議などの事業を推進してきました。

令和5(2023)年6月14日に認知症に関する法律「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立し、認知症施策推進に関する基本理念と、国・地方公共団体・国民の責務が明確に示されました。

認知症施策推進大綱の中間評価を踏まえるとともに、認知症施策推進に関する基本理念に基づき、今後も地域包括支援センターや医療機関、事業者等が連携を一層強め、認知症への理解を深めるための啓発、地域の見守り活動等(地域づくり)に取り組む必要があります。

(6)安定した介護サービスの提供

今後も、後期高齢者人口の伸びや単身高齢者世帯、高齢者のみ世帯の増加、認知症高齢者の増加により、介護サービスの需要及び介護費用は一層高まることが予想されます。

安定的な介護保険サービスを提供できるよう、地域における介護基盤を維持・確保していく必要があります。

また、利用者の適正な認定や必要とするサービスが適正に提供できるよう、介護給付費適正化の取組を充実していくことが求められます。

(7)地域包括ケアシステムを支える介護人材確保対策

介護人材実態調査によると、介護人材確保の状況では、不足しているという回答が多くなっており、介護人材の確保が困難な状況にあり、人材募集における支援が求められています。

また、介護職員の定着や質の向上の観点からは、業務量が多いことや人材不足などのため、研修や指導が十分に実施できない環境にあり、研修や交流の場の提供が求められています。

令和22(2040)年を見据えて、必要なサービスの見込みを定めるとともに、サービス提供に必要な介護人材の確保及び資質の向上並びにその業務の効率化及び質の向上が求められており、人材確保及び人材定着のための支援を進めていく必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方と 日常生活圏域の設定

1 基本理念と基本目標

(1)基本理念

第9期計画の上位計画である「第7次坂戸市総合計画」では、将来都市像を「住みつづけたいまち 子育てしたいまち さかど」としており、人権、福祉、健康、スポーツ分野では、施策の基本方向を「互いを認め合い、健康で心豊かに暮らせるまち」としています。上位計画のこうした考え方を踏まえ、第9期計画では基本理念を次のとおり定めます。

互いを認め合い、健康で心豊かに暮らせるまち

今後、本市では、75歳以上の後期高齢者が増加し、特に介護ニーズの高い85歳以上の高齢者は令和17(2035)年にピークを迎えることが見込まれており、中長期的な視点を踏まえた介護サービス基盤の充実が求められます。

また、高齢化が一層進む中で、制度や分野の枠にとらわれず、一人ひとりが世代や背景を超えて繋がり、支え合い、助け合いながら暮らすことのできる、地域共生社会の実現に向けた取組を進めていく必要があります。

さらに、重層的支援体制の整備など、包括的な相談支援体制の整備について、関係部署と連携を進めていく必要があります。本計画では、これまでの理念や取組を受け継ぎながら、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22(2040)年を見据えて、地域共生社会の実現に向けた取組を推進するとともに、その中核的な基盤となる地域包括ケアシステムの更なる充実を図ります。

(2)基本目標

基本理念の実現を目指して以下のとおり、4つの基本目標を定めます。

基本目標1 介護予防・健康づくりと生涯活躍の場づくりの推進

健康寿命の延伸と介護予防のため、自ら取り組むことができるよう支援するとともに、後期高齢者健診などの保健事業と連携した介護予防、重度化防止のための一体的な取組「高齢者の保健事業と介護予防の一体化事業」などにより、高齢者の健康づくりの推進に取り組んでいきます。地域の実情を踏まえながら介護予防事業を展開していくとともに住民主体で身近な場所のできる介護予防教室の支援を促進します。

生活機能の低下予防に向け、高齢者の意識啓発と主体的な取組を促進していくとともに、身近な地域における「通いの場」など、地域の団体による自主的な活動が展開される体制づくりを推進します。

人との繋がりや交流、趣味や生きがいは、うつや閉じこもりを予防し、高齢者が幸せに暮らしていく上で重要な要素であり、心身の健康や介護予防にも密接に関連します。

高齢者がいつまでもいきいきと暮らしていくために、生涯学習や文化活動の推進を図るとともに、世代間交流や高齢者の健康づくりにも繋げていきます。

基本目標2 地域包括ケアシステムの深化・推進

今後、75歳以上の高齢者の増加が見込まれるなか、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、医療、介護、予防、生活支援、住まいが包括的に提供される地域包括ケアシステムを一層推進していきます。

地域包括ケアシステムは、自助(介護予防や健康づくりのための自身の取組)、互助(地域での暮らしの支え合い)、共助(介護保険、医療保険などの社会保険サービス)、公助(行政サービス)の連携が不可欠であることから、共助、公助はもとより、自助、互助における住民主体の介護予防や生活支援、支え合いの体制づくりを進めます。

また、多様なサービスと支援が連動して提供されるケアシステムの基盤づくりに向け、地域包括支援センターを中心に、高齢者も含めた住民の自主的な地域福祉活動が活発に行われ、地域全体が支え合う体制を整備していきます。

高齢者が尊厳を保ちながら、住み慣れた地域で自立して暮らし続けるためには、それぞれのニーズに即した福祉サービスや生活支援を受けることができる環境が必要です。

地域包括支援センターを中核とした、支援の入口となる相談機能を充実させるとともに、高齢者だけでなく、生活困窮分野、障害分野、児童福祉分野など他分野との連携を強化し、複合化・複雑化した課題を抱える個人や世帯に対する適切な支援ができるよう、重層的支援体制の整備を図り、地域共生社会の観点に立った包括的な相談支援体制により、支えられる側、支えるケアラー双方への支援を推進します。

さらに、医療・介護の円滑な提供においては、近隣市町村及び医師会などの関係機関との連携も重要となり、関係機関において目指すべき医療・介護提供体制などの共有を行いながら事業を進めていきます。

基本目標3 認知症高齢者を支える仕組み ～「共生」と「予防」～

高齢者にとって認知症になることは身近なことであり、認知症の人もそうでない人も同じ社会で共に生きる「共生」と、認知症の発症と進行を遅らせる「予防」を両輪として、認知症施策推進大綱を踏まえながら、高齢者を支えるまちづくりを推進します。

認知症への取組では、認知症に関する法律「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が令和5(2023)年6月14日に成立しました。この法律では、認知症の人が尊厳を持ち、希望を持って暮らせる共生社会の実現や社会参加の機会の確保、意思決定の支援や権利利益の保護等が盛り込まれています。

国が今後策定する認知症施策推進基本計画の内容を踏まえ、認知症施策を推進します。

高齢者の権利擁護を推進するため、地域包括支援センターを中心とした相談体制の強化や、関係機関との連携強化を図り、高齢者虐待や詐欺被害の防止に向けた取組を推進するとともに、成年後見制度の利用促進を図ります。

基本目標4 持続可能で質の高い介護保険サービスの推進

今後、単身高齢者世帯や高齢者のみ世帯、認知症高齢者等の増加によりサービス利用の増加が見込まれることから、要介護者のニーズに合わせた在宅での通所・訪問サービス、施設や居住系のサービスの提供体制の確保を図るとともに、介護人材の育成・確保や介護サービスの質の向上に努めます。

介護保険制度の活用により、介護が必要になっても、本人と家族が安心して暮らせるように各種サービスの充実を図ります。

また、持続可能な介護保険制度運営のため、要介護認定調査や認定審査会の適正な実施により、公正な要介護認定に努めるとともに、専門職と連携しながらサービス内容の効果的な点検を実施することで、利用者が真に必要なサービスの提供に努め、介護給付の適正化を図ります。

さらに、ICT の活用により介護事業者の文書に係る負担軽減を図り、業務の効率化を推進します。

《地域包括ケアシステムと地域共生社会の実現に向けた取組》

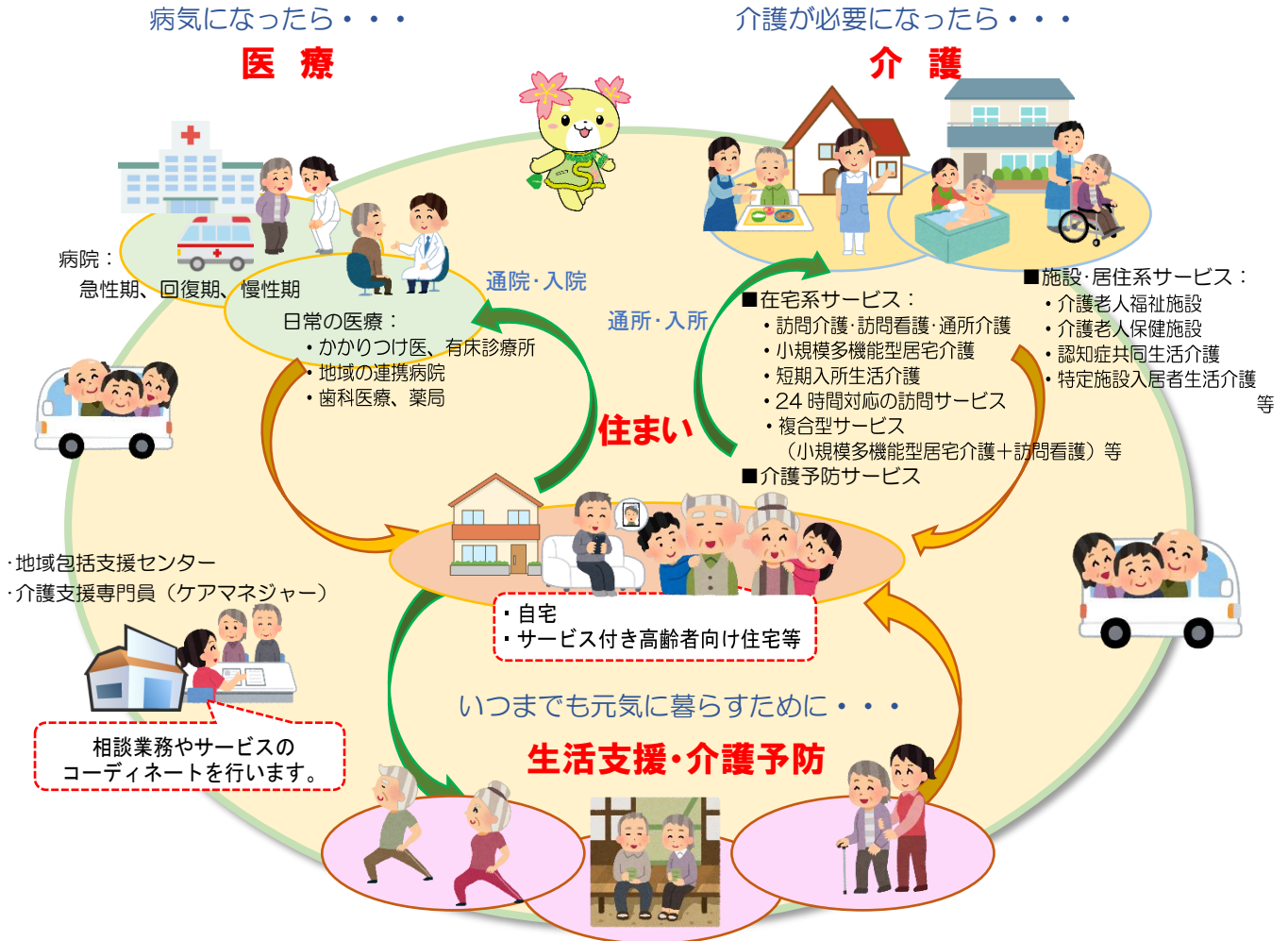
我が国では少子・高齢化が進み、間もなく総人口の10人に3人以上が高齢者であるという社会が到来します。こうした中で、介護保険制度を維持し、高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した日常生活を営み続けるためには、地域の様々な社会資源を効果的に活用するとともに、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を、本市の実情に応じて深化・推進させることが必要です。

今日の我が国の地域社会では、高齢者福祉分野だけではなく様々な分野の課題が絡み合っ て複雑化したり、個人や世帯が複数の分野の課題を同時に抱え、複合的な支援を必要としている状況も見られます。さらに、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加に伴い、家族や地域社会との関係が希薄で、他者との接触がほとんどない状態である「社会的孤立」や、電球の取り換え、ごみ出し、買い物や通院のための移動など、身近な生活課題に対するニーズの高まりが見られます。

こうした中で、厚生労働省は、制度・分野ごとの『縦割り』や「支えられる側」、「支える側」という従来の関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』繋がることで、住民一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる「地域共生社会」の実現に向けて、各種制度改正を進めています。令和2(2020)年に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」によって改正された介護保険法では、国及び地方公共団体の責務として、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら参加し、共生する地域共生社会の実現に資することが新たに位置付けられました。

今後高齢化が一層進む中で、高齢者の地域での生活を支える地域包括ケアシステムは、地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得ます。地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律においては、令和22(2040)年を見据えるとともに地域共生社会の実現を目指して、社会福祉法等に基づく社会福祉基盤の整備と介護保険制度の一体的な見直しが行われました。今後、包括的な支援体制の構築等の社会福祉基盤の整備と併せて介護保険制度に基づく地域包括ケアシステムの推進や地域づくり等に一体的に取り組むことで、地域共生社会の実現を図ることが必要とされています。このような状況の中で、「自助」、「共助」が効果的に展開されるように「公助」の仕組みを構築してまいります。

■地域包括ケアシステムの姿



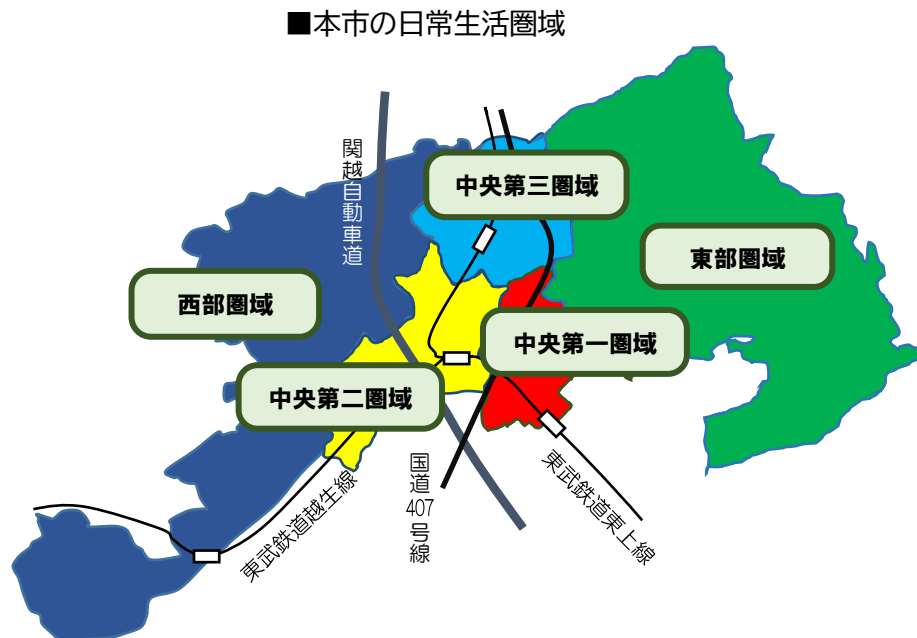
老人クラブ・自治会・ボランティア・NPO・社会福祉協議会等

2 日常生活圏域の設定

(1)本市における日常生活圏域の考え方

本市では、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で必要な介護サービス等を受けられるようにするため、5つの日常生活圏域を設定して、各圏域に地域包括支援センターを配置して高齢者の総合的な支援を行っています。日常生活圏域は第7期計画で一部を見直し、また、第8期計画期間中に、西部圏域に地域包括支援センターの支所(ブランチ)を設置し、相談機能の強化を図っています。

第9期計画では、引き続き日常生活圏域を5つとし、各圏域に地域包括支援センターを核として、高齢者の総合的な支援を行います。



圏域名	住 所
東部	紺屋、中小坂、横沼、小沼、青木、東坂戸一・二丁目、石井、島田、赤尾、塚越、戸宮、栄
中央第一	鎌倉町、清水町、柳町、山田町、八幡一・二丁目、関間一～四丁目、千代田一～五丁目、大字坂戸
中央第二	日の出町、本町、仲町、元町、花影町、三光町、中富町、泉町、泉町二・三丁目、緑町、南町、大字浅羽、浅羽野一～三丁目、大字粟生田
中央第三	芦山町、薬師町、溝端町、未広町、伊豆の山町、大字上吉田、大字片柳、大字片柳新田
西部	新堀、堀込、小山、善能寺、竹之内、長岡、北浅羽、今西、金田、沢木、東和田、新ヶ谷、戸口、中里、塚崎、北峰、北大塚、につさい花みず木一～八丁目、西インター一・二丁目、森戸、多和目、四日市場、厚川、萱方、欠ノ上、成願寺、けやき台、西坂戸一～五丁目、鶴舞一～四丁目

(2)各圏域の状況

(ア)東部圏域の概況

東部圏域は、市の東側に位置しており、越辺川沿いを中心に水田が広がり、豊かな田園景観を形成しています。地区の南部には県営、公団の賃貸や分譲の集合住宅である東坂戸団地を抱え、北西部には市民総合運動公園、市民健康センター、福祉センター等が、北東部には老人福祉センターことぶき荘が整備されています。人口は19,130人、高齢者人口は5,953人であり、高齢化率は31.1%となっています。



■東部圏域の主要データ

人口	19,130人(令和5年10月1日現在)			
高齢者人口(高齢化率)	5,953人(令和5年10月1日現在) 高齢化率 31.1%			
75歳以上人口	3,069人(令和5年10月1日現在)			
要支援・要介護認定者数	要支援認定者 234人	要支援1	61人	
		要支援2	173人	
	要介護認定者 685人	要介護1	144人	
		要介護2	198人	
		要介護3	133人	
		要介護4	135人	
		要介護5	75人	
認知症の人の数	日常生活自立度Ⅱ以上 472人(令和5年10月1日現在)			
介護保険施設等の整備状況 (令和5年10月1日現在) ※人数は定員。	広域型施設等	特別養護老人ホーム	2か所 190人	
		介護老人保健施設	1か所 100人	
		特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム	1か所 76人
			サービス付き高齢者向け住宅	なし
		サービス付き高齢者向け住宅	なし	
		住宅型有料老人ホーム	なし	
	地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	なし	
		認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	2か所 36人	
		認知症対応型通所介護	なし	
		小規模多機能型居宅介護	なし	
		小規模特別養護老人ホーム	なし	
		地域密着型通所介護	4か所 54人	
地域包括支援センター	委託 1か所			

(イ)中央第一圏域の概況

中央第一圏域は、市の中心部に位置しており、国道407号線が地区を南北に貫いているほか、地区の南側を東武鉄道東上線が通っており、若葉駅があります。坂戸市役所など、行政機関や教育機関が集中しています。人口は19,618人、高齢者人口は6,131人であり、高齢化率は31.3%となっています。



■中央第一圏域の主要データ

人口	19,618人(令和5年10月1日現在)			
高齢者人口(高齢化率)	6,131人(令和5年10月1日現在) 高齢化率 31.3%			
75歳以上人口	3,573人(令和5年10月1日現在)			
要支援・要介護認定者数	要支援認定者 268人	要支援1	82人	
		要支援2	186人	
	要介護認定者 599人	要介護1	163人	
		要介護2	181人	
		要介護3	116人	
		要介護4	81人	
		要介護5	58人	
認知症の人の数	日常生活自立度Ⅱ以上 412人(令和5年10月1日現在)			
介護保険施設等の整備状況 (令和5年10月1日現在) ※人数は定員。	広域型施設等	特別養護老人ホーム	なし	
		介護老人保健施設	なし	
		特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム	なし
			サービス付き高齢者向け住宅	2か所 114人
		サービス付き高齢者向け住宅	3か所 109人	
		住宅型有料老人ホーム	なし	
	地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	なし	
		認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	1か所 18人	
		認知症対応型通所介護	なし	
		小規模多機能型居宅介護	なし	
		小規模特別養護老人ホーム	なし	
	地域密着型通所介護	2か所 46人		
地域包括支援センター	委託 1か所			

(ウ)中央第二圏域の概況

中央第二圏域は、市の中央西寄りに位置しており、地区内を東武鉄道東上線、越生線が通っており、坂戸駅があります。また、地区の西部を高麗川が流れています。地区内は市街地が展開しており、中央図書館が所在しています。人口は22,676人、高齢者人口は5,669人であり、高齢化率は25.0%となっています。



■中央第二圏域の主要データ

人口	22,676人(令和5年10月1日現在)			
高齢者人口(高齢化率)	5,669人(令和5年10月1日現在) 高齢化率 25.0%			
75歳以上人口	2,908人(令和5年10月1日現在)			
要支援・要介護認定者数	要支援認定者 221人	要支援1	50人	
		要支援2	171人	
	要介護認定者 648人	要介護1	139人	
		要介護2	169人	
		要介護3	162人	
		要介護4	115人	
要介護5	63人			
認知症の人の数	日常生活自立度Ⅱ以上 433人(令和5年10月1日現在)			
介護保険施設等の整備状況 (令和5年10月1日現在) ※人数は定員。	広域型施設等	特別養護老人ホーム		1か所 110人
		介護老人保健施設		1か所 100人
		特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム	2か所 125人
			サービス付き高齢者向け住宅	なし
		サービス付き高齢者向け住宅		4か所 129人
		住宅型有料老人ホーム		なし
	地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護		なし
		認知症対応型共同生活介護(グループホーム)		なし
		認知症対応型通所介護		なし
		小規模多機能型居宅介護		1か所 29人
		小規模特別養護老人ホーム		なし
地域密着型通所介護		4か所 102人		
地域包括支援センター	委託 1か所			

(工)中央第三圏域の概況

中央第三圏域は、市の中央北寄りに位置しており、地区内を東武鉄道東上線が通っており、北坂戸駅があります。また、地区の北東部を国道407号線が通っており、北西部を高麗川が流れています。地区内に公団の賃貸や分譲の集合住宅である北坂戸団地を抱えるなど、主に市街地となっています。人口は16,381人、高齢者人口は5,622人であり、高齢化率は34.3%となっています。



■中央第三圏域の主要データ

人口	16,381人(令和5年10月1日現在)			
高齢者人口(高齢化率)	5,622人(令和5年10月1日現在) 高齢化率 34.3%			
75歳以上人口	3,255人(令和5年10月1日現在)			
要支援・要介護認定者数	要支援認定者 290人	要支援1	100人	
		要支援2	190人	
		要介護1	158人	
	要介護認定者 572人	要介護2	154人	
		要介護3	121人	
		要介護4	80人	
		要介護5	59人	
認知症の人の数	日常生活自立度Ⅱ以上 381人(令和5年10月1日現在)			
介護保険施設等の整備状況 (令和5年10月1日現在) ※人数は定員。	広域型施設等	特別養護老人ホーム	なし	
		介護老人保健施設	なし	
		特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム	なし
			サービス付き高齢者向け住宅	なし
		サービス付き高齢者向け住宅	2か所 54人	
		住宅型有料老人ホーム	なし	
	地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1か所 30人	
		認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	1か所 18人	
		認知症対応型通所介護	なし	
		小規模多機能型居宅介護	なし	
小規模特別養護老人ホーム		1か所 29人		
地域密着型通所介護	3か所 70人			
地域包括支援センター	委託 1か所			

(オ)西部圏域の概況

西部圏域は、市の西側に位置しており、地区の北側を越辺川、東側から南側にかけて高麗川が流れています。地区内を関越自動車道が南北に横切っており、南側を東武鉄道越生線が通っています。地区の南西部には老人福祉センター城山荘が整備されているほか、地区内につさい花みず木では、工業団地や住宅・店舗が集中し、西清掃センターの隣には、温水プールやアリーナ、トレーニング室を備えた健康増進施設サンテさかどがあります。人口は21,767人、高齢者人口は6,699人であり、高齢化率は30.8%となっています。

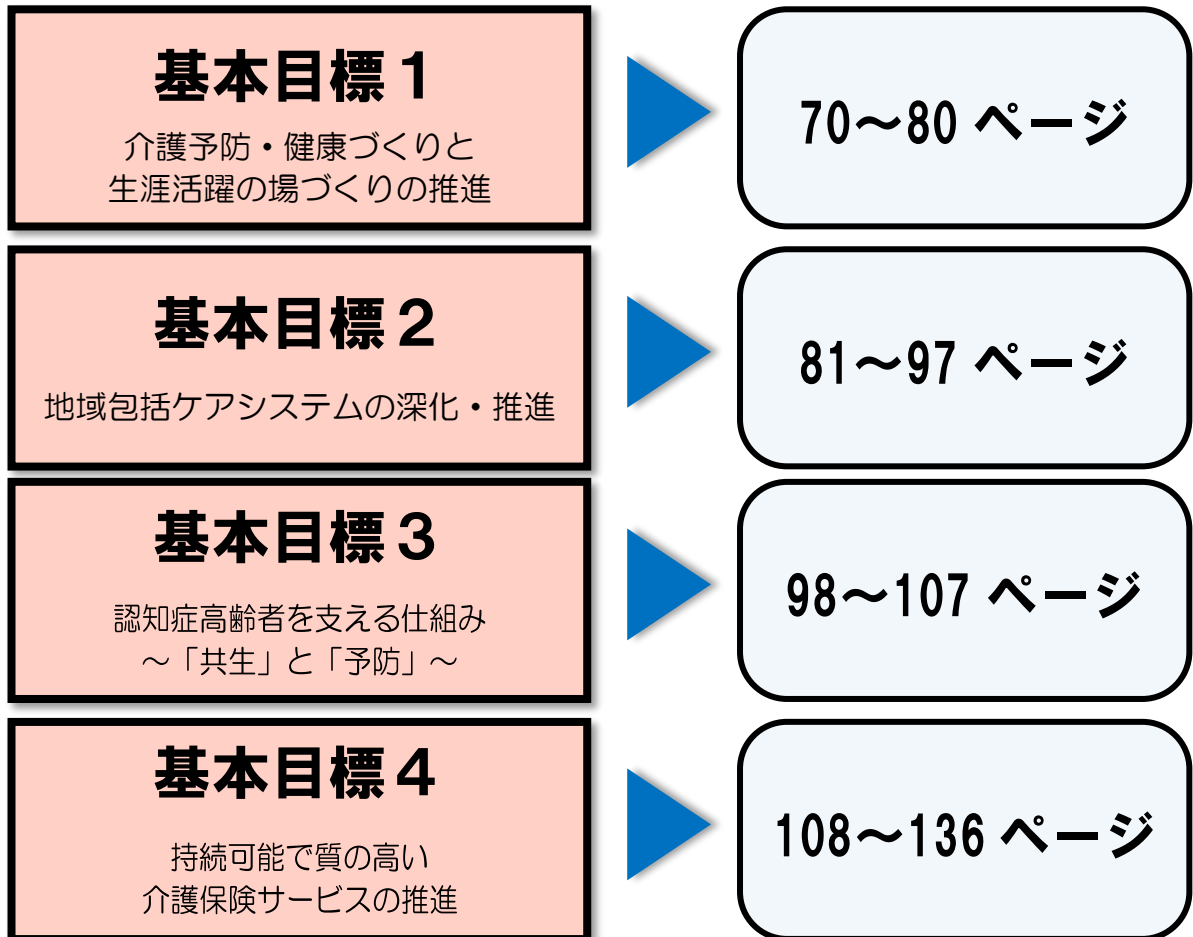


■西部圏域の主要データ

人口	21,767人(令和5年10月1日現在)			
高齢者人口(高齢化率)	6,699人(令和5年10月1日現在) 高齢化率 30.8%			
75歳以上人口	3,886人(令和5年10月1日現在)			
要支援・要介護認定者数	要支援認定者 319人	要支援1	86人	
		要支援2	233人	
	要介護認定者 770人	要介護1	190人	
		要介護2	212人	
		要介護3	158人	
		要介護4	130人	
		要介護5	80人	
認知症の人の数	日常生活自立度Ⅱ以上 556人(令和5年10月1日現在)			
介護保険施設等の整備状況 (令和5年10月1日現在) ※人数は定員。	広域型施設等	特別養護老人ホーム	2か所 201人	
		介護老人保健施設	1か所 100人	
		特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム	なし
			サービス付き高齢者向け住宅	1か所 45人
		サービス付き高齢者向け住宅	1か所 19人	
		住宅型有料老人ホーム	なし	
	地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	なし	
		認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	3か所 54人	
		認知症対応型通所介護	なし	
		小規模多機能型居宅介護	なし	
		小規模特別養護老人ホーム	なし	
地域密着型通所介護	5か所 92人			
地域包括支援センター	委託	1か所(令和4(2022)年4月から西坂戸支所を開設)		

第4章 施策の展開

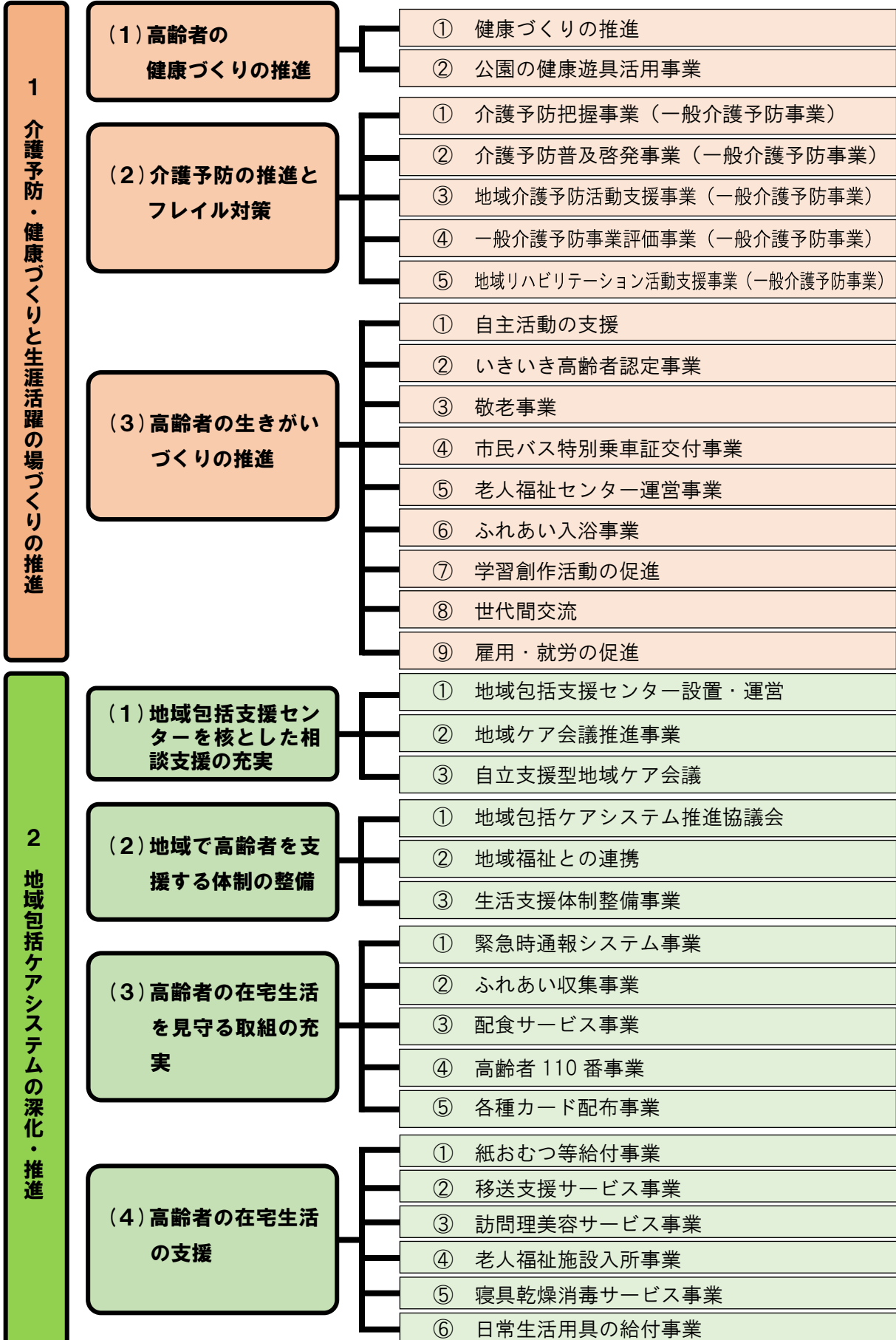
第4章では、計画の4つの目標について、本市における現状と課題を示すとともに、施策の方向と具体的な事業を位置づけています。それぞれの事業については、その概要を説明し、さらに今後の方針と見込量(数値の設定が可能な事業のみ)を記載しています。

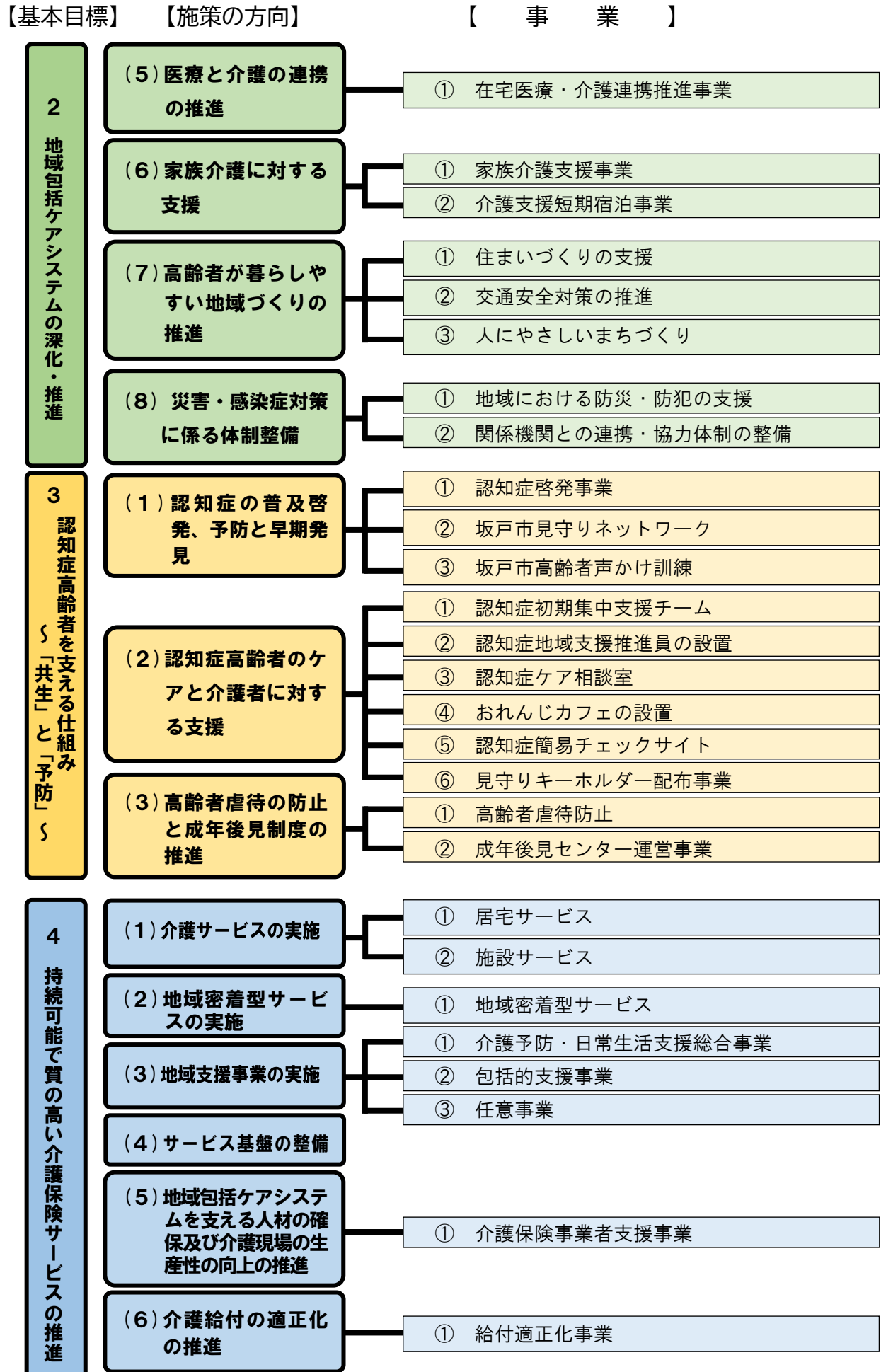


● 坂戸市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(第9期) 施策の全体像

【基本目標】 【施策の方向】

【 事 業 】





基本目標1 介護予防・健康づくりと生涯活躍の場づくりの推進

(1)高齢者の健康づくりの推進

高齢者が住み慣れた地域で健やかに暮らし続けるためには、壮年期から生活習慣病予防に取り組むなど、一人ひとりが積極的に健康づくりに取り組み、健康で元気に生活できる期間である「健康寿命」をできる限り長くすることが必要です。

市民が自身の健康管理について関心を持ち、自ら健康づくりに取り組むことが重要です。本市の健康増進分野における基本的な計画である「第3次坂戸市健康なまちづくり計画」による取組と相まって、スポーツ・レクリエーション活動を通じた健康づくりを推進します。

● 事業

① 健康づくりの推進

【所管課：高齢者福祉課】

○事業の概要

スポーツ・レクリエーション活動を通じた健康づくりとして、ゲートボール大会、グラウンドゴルフ大会、歌謡ショーを開催するものです。

○今後の方針

高齢者にとってスポーツ・レクリエーションは交流促進の効果がある健康づくりに繋がるため、一層、参加促進を図ります。

○今後の見込量

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ゲートボール大会参加者数	54人	70人	75人	80人
グラウンドゴルフ大会参加者数	205人	210人	220人	230人
歌謡ショー参加者数	675人	1,000人	1,050人	1,100人

② 公園の健康遊具活用事業

【所管課:高齢者福祉課】

○事業の概要

公園の健康遊具を活用して、健康増進の運動や公園内をウォーキングする講習会を開催するものです。高齢者が健康遊具を積極的に活用することで、健康増進及び地域コミュニティの強化が期待されます。

○今後の方針

講習会を通じて健康増進及び地域コミュニティの構築を図ります。

○今後の見込量

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
講習会を通して、以前より健康になったと感じる高齢者の割合	94%	100%	100%	100%

(2)介護予防の推進とフレイル対策

現在、本市では一般介護予防として「フレイル予防教室」、「すこやか脳クラブ」、「元気アップ教室」等の介護予防教室を実施しているほか、地域における介護予防の推進のため、住民とリハビリテーション専門職や地域包括支援センターと連携しながら、「さかどお達者体操」等に取り組み自主グループ活動の支援を行っています。

高齢者が介護を必要とする状態となる背景には、加齢に伴って心身が衰え、社会的繋がりが弱くなった状態である「フレイル」(虚弱)があります。超高齢社会において健康寿命を延伸するためには、高齢者の特性に応じたフレイル対策が重要です。フレイルは早期発見と適切な対応によって進行を防ぐことが可能であると言われていたことから、健康診査等の結果を活用し、高齢者の保健事業と介護予防の取組を効果的かつ効率的に提供していくための体制を整備していきます。実施においては、運動・口腔・栄養・社会参加の観点から、地域のリハビリテーション専門職との連携を図り、生活機能の向上を目指したリハビリテーションを計画的に提供できる仕組みを構築します。

● 事業

① 介護予防把握事業(一般介護予防事業)

【所管課:高齢者福祉課】

○事業の概要

庁内の関係部署や関係機関、民生委員・児童委員、地域等との連携や総合相談等を通して、閉じこもりなど何らかの支援を要する高齢者を早期に把握し、「さかどお達者体操自主グループ」など住民主体の通いの場や必要とされる支援に結び付けるものです。

○今後の方針

老人クラブ、老人福祉センター、社会福祉協議会、地域交流センター、地域活動組織等の関係機関、庁内の関係部署との連携を図りながら、今後増加する複合的な課題に対して、それぞれの役割を明確化し、効果的かつ重層的な事業の展開に努めます。

○今後の見込量

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
総合相談延べ件数	6,000件	6,100件	6,200件	6,300件

② 介護予防普及啓発事業(一般介護予防事業)

【所管課:高齢者福祉課】

○事業の概要

家庭や地域において介護予防に繋がる活動が広く実践され、高齢者が自ら活動に参加し、主体的に取り組めるよう、フレイル予防教室やすこやか脳クラブ、元気アップ教室等の各種教室を実施するものです。

高齢者全体に占める後期高齢者の比率が今後増加していくことから、後期高齢者を対象とした保健事業と介護予防を一体的に実施し、健康の保持増進と健康寿命の延伸に向けた支援を行うことが重要となってきます。高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施においては、庁内関係部局、関係団体、三師会(坂戸鶴ヶ島医師会・坂戸鶴ヶ島歯科医師会・坂戸鶴ヶ島市薬剤師会)と連携を図りながら、事業を展開していきます。

○今後の方針

介護予防やフレイル予防の重要性について、市民への普及・啓発を行います。新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、各種教室への参加者が減少し、フレイル状態にある高齢者の増加が懸念されることから、教室等への参加意欲を取り戻すとともに、継続して参加できるよう体制を整備します。

国保データベースシステム(KDB システム)より抽出したフレイル該当者・予備群へ個別的支援(ハイリスクアプローチ)を行い、通いの場等へは積極的な関与(ポピュレーションアプローチ)に取り組めます。

包括的連携協定を締結している民間企業の協力を得る等、地域の社会資源を活用し、効果的な事業展開を図ります。

○今後の見込量

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防事業参加延べ人数	1,914人	2,140人	2,350人	2,560人
個別相談実施延べ人数	55人	65人	75人	85人
フレイルの認知度(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果)	31.6%	40.0%(令和7年度に調査実施予定)		

③ 地域介護予防活動支援事業(一般介護予防事業)

【所管課:高齢者福祉課】

○事業の概要

介護予防の推進を図る人材の養成のため、介護予防サポーター養成講座を実施し、活動の担い手を増やす取組を行います。また、さかどお達者体操や認知症予防など、地域介護予防活動組織の育成・支援を実施します。

○今後の方針

継続的な介護予防の実施のためには、住民に身近な地域で行われる介護予防活動自主グループの継続と充実が重要です。今後も住民、リハビリテーション専門職、地域包括支援センターと連携しながら介護予防サポーターの養成や自主グループの立ち上げを含めた支援を行います。

介護予防サポーターの不足が課題であることから、未活動者のサポーターと既存のグループを繋いだり、新たなサポーターの人材育成に力を注ぐなどし、より多くの住民がお達者体操に関わることができる介護予防活動の展開を図ります。

○今後の見込量

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
お達者体操グループ数	45グループ	47グループ	49グループ	51グループ

④ 一般介護予防事業評価事業(一般介護予防事業)

【所管課:高齢者福祉課】

○事業の概要

介護予防事業の達成状況等を検証し、一般介護予防事業の評価を実施するものです。

○今後の方針

高齢者の健康づくりには「フレイル予防教室」、「すこやか脳クラブ」、「元気アップ教室」等、どの教室の要素も欠かせないため、介護予防の重要性について市民へのさらなる普及・啓発を行い、新規参加者数増加とともに、全体参加者も合わせて増加を図ります。

○今後の見込量

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防のための通いの場の参加状況(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果)	4.6%	6.0%(令和7年度に調査実施予定)		
認知症リスク高齢者の割合(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果)	43.0%	43.0%(令和7年度に調査実施予定)		

⑤ 地域リハビリテーション活動支援事業(一般介護予防事業)

【所管課:高齢者福祉課】

○事業の概要

地域における介護予防の取組を機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、さかどお達者体操等の住民運営の通いの場等の介護予防の取組にリハビリテーション専門職の関与を促進するものです。

○今後の方針

地域における介護予防の推進のため、今後もリハビリテーション専門職や地域包括支援センターや関係機関と連携・協働しながら、住民運営の通いの場等の介護予防の取組を総合的に支援します。

○今後の見込量

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
職員派遣回数	40回	40回	45回	45回

(3)高齢者の生きがいの推進

高齢者が生きがいを持って生活できるよう、高齢者の経験や知識を活かした活動や事業を展開するとともに、高齢者が地域社会の一員としていきいきと暮らすための活動を支援します。また、元気な高齢者が介護保険施設や地域の助け合い活動にボランティアとして参加し、その活動に対してポイントを付与する仕組みである「ボランティアポイント制度」の導入を検討します。

● 事業

① 自主活動の支援

【所管課：高齢者福祉課】

○事業の概要

老人クラブや地域の高齢者の社会参加活動、ゲートボールやグラウンドゴルフ等のスポーツ活動、地域交流や世代間交流活動等の仲間づくり、生きがいのづくりに対する活動を支援するものです。

○今後の方針

老人クラブは、高齢者の価値観や生活様式等の多様化や新型コロナウイルス感染症拡大に伴う活動休止等によりクラブ数が減少傾向となっています。高齢者の自主的な社会参加活動等は、高齢期の生きがいのづくり、健康維持の面で重要な取組であることから、単位老人クラブ会長会議での情報提供、広報さかどへの特集記事の掲載を通して、老人クラブの活性化・組織の拡大等を図り、地域福祉活動やコミュニティ活動など、生きがいの持てる活動を支援します。

NPO活動、ボランティア活動等の市民活動を通じて高齢者同士の交流を深め、社会貢献や定年後の生きがい創出を支援します。

○今後の見込量

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
老人クラブ数	37クラブ	40クラブ	41クラブ	42クラブ
老人クラブ会員数	2,624人	2,700人	2,740人	2,780人

② いきいき高齢者認定事業

【所管課:高齢者福祉課】

○事業の概要

市内の高齢者に生きがいを持ち、長く健康で生活してもらうことを目的として、市民の模範となる高齢者を「いきいき高齢者」として認定するものです。市内在住のおおむね 75 歳以上で長年にわたり運動、地域活動、文化芸能活動等で活動している人や、新たな目的に向かって挑戦をしている人等が対象です。

○今後の方針

より多くの高齢者に生きがいを持って、生活してもらえるように、いきいき高齢者事業の周知を図ります。

○今後の見込量

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
対象者数	6人	15人	15人	15人

③ 敬老事業

【所管課:高齢者福祉課】

○事業の概要

多年にわたり社会に貢献してきた高齢者を敬愛し、長寿を祝うため 99 歳の高齢者を対象に、自宅を訪問するなどの事業を実施します。

○今後の方針

対象者を敬愛するとともに、自らの生活意欲向上を促すためにも事業を継続して実施し、高齢者の福祉の増進を図ります。また、対象者の増加に伴い、事業の見直しやあり方などを検討します。

○今後の見込量

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
対象者数	24人	58人	80人	100人

④ 市民バス特別乗車証交付事業

【所管課:高齢者福祉課】

○事業の概要

70 歳以上の高齢者に対して、さかっちバス、さかっちワゴンの乗車に際して、無料で乗車できる特別乗車証を交付するものです。

○今後の方針

高齢者の公共施設・病院への交通手段の確保と生活の利便性の向上を図るため、引き続き 70 歳以上の高齢者にバス特別乗車証を交付します。

○今後の見込量

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
特別乗車証発行人数	1,400人	1,600人	1,700人	1,800人

⑤ 老人福祉センター運営事業

【所管課:高齢者福祉課】

○事業の概要

高齢者の交流、仲間づくり等を行うために、老人福祉センターの管理運営を行うものです。

○今後の方針

高齢者の交流、仲間づくり等を行うために、老人福祉センターの管理運営を継続して行います。利用者が減少傾向にあるので、PRチラシの配布等の周知を機会あるごとに実施するとともに、自主事業の充実を図るなど利用者の利便性向上に努めます。

○今後の見込量

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
城山荘利用者数	16,800人	17,000人	18,000人	19,000人
ことぶき荘利用者数	22,200人	23,000人	24,000人	25,000人

⑥ ふれあい入浴事業

【所管課:高齢者福祉課】

○事業の概要

高齢者の健康増進、生きがいを持ちながら生活することを支援するため、市内在住の65歳以上の高齢者に対して、入浴施設の利用料金の一部を補助するものです。

○今後の方針

市内在住の高齢者に事業内容等を周知し、事業を必要とする高齢者の利用を促します。利用者数の増加が課題であるため、わかりやすい利用案内のチラシを作成し、市民が多く集まる機会をとらえながら、より一層の周知を図ります。

事業の実施を通して、高齢者の健康増進や交流の機会の拡大、閉じこもりの防止を図ります。

○今後の見込量

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
入浴補助券利用率 (利用枚数/交付枚数)	40%	45%	50%	55%

⑦ 学習創作活動の促進

【所管課:中央地域交流センター】

○事業の概要

地域交流センターで実施している高齢者学級等を通じて、高齢者の学習創作活動を支援し、社会参加を促進するものです。

○今後の方針

地域交流センター事業に参加される高齢者は比較的活動的な方が多いため、今後も閉じこもりがちな高齢者の社会参加を促進します。

また、高齢者が気軽に参加でき、参加者同士が交流できるような講座内容等を企画し、PRを強化します。

○今後の見込量

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
高齢者学級参加者数	4,798人	4,800人	4,850人	4,900人

⑧ 世代間交流

【所管課:学校教育課】

○事業の概要

地域の高齢者と子どもたちの交流教室の場として、小学校を活用するものです。高齢者自身の生きがいづくりはもとより、青少年育成や豊かな経験と知識を次世代へ継承することで、地域社会の活性化に寄与します。

○今後の方針

高齢者の経験を次世代に伝えていくことは、高齢者の生きがいに繋がるとともに、次世代のより豊かな生活をつくり出すことに寄与することから、小学校の世代間交流教室を活用した取組を実施します。

○今後の見込量

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
世代間交流事業	—	実施	実施	実施

⑨ 雇用・就労の促進

【所管課:商工労政課・高齢者福祉課】

○事業の概要

高齢者が自らの意欲や能力、知識や経験を活かして働くことを支援して、高齢者の生きがいと社会参加の機会を整備するものです。

○今後の方針

働く意欲のある高齢者が、長年培ってきた知識や経験を活かし、自らの生きがいと社会参加の機会を得ることを促進するため、シルバー人材センターに支援を行います。

近年、シルバー人材センターの会員数に伸び悩みが見られることから、シルバー人材センターに対し、会員のスキルアップ等に繋がるような魅力ある事業展開を支援します。

○今後の見込量

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
シルバー人材センター会員数	1,099人	1,187人	1,214人	1,242人

基本目標2 地域包括ケアシステムの深化・推進

(1) 地域包括支援センターを核とした相談支援の充実

本市では、市内5つの日常生活圏域ごとに地域包括支援センターを設置し、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、3職種のチームアプローチにより、地域の高齢者の健康の維持や生活の安定のために必要な支援等を行っています。地域包括支援センターの担う取組のうち、地域ケア会議は、個別事例の検討において行う課題分析やケアマネジメント支援の積み重ねを通じて、多職種が協働して高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を並行して進めるものであり、地域包括ケアシステムの強化のために効果的な仕組みです。

地域包括支援センターについては、高齢者人口の増加に向けた対応や、相談支援体制のさらなる充実が課題とされてきました。こうした中で、第8期計画期間中に西部圏域に地域包括支援センターの支所(ランチ)を設置することにより、相談機能の強化を図り、地域における支援体制を強化しました。また、高齢者の身近な相談先として地域包括支援センターが定着していくように市民への周知に努め、地域包括支援センターの事業や地域の社会資源についても積極的な情報発信を行います。

また、今後の高齢化の進展等に伴って増加するニーズに適切に対応する観点から、業務負担軽減を進めるとともに体制の整備を図ることが必要です。必要に応じて居宅介護支援事業所への介護予防支援の指定対象拡大や、地域の拠点の活用による地域包括支援センター業務の体制整備の推進、柔軟な職員配置などを検討していきます。

● 事業

① 地域包括支援センター設置・運営

【所管課：高齢者福祉課】

○事業の概要

5つの日常生活圏域ごとに設置しており、高齢者の総合相談等の4事業を専門3職種(保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員)が運営しています。第8期計画期間中に、西部圏域に地域包括支援センターの支所(ランチ)を設置し、相談機能の強化を図っています。

○今後の方針

日常生活圏域を基本として、各圏域を所管する地域包括支援センターと総合的な支援を行う市の基幹型機能を確保し、連携して効果的な運営を図ります。

○今後の見込量

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域包括支援センター数(委託)	5か所	5か所	5か所	5か所
地域包括支援センター支所数	1か所	1か所		
日常生活圏域を担当する地域包	28人	28人	28人	28人

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
括支援センターの職員数				
地域包括支援センターの認知度 (介護予防・日常生活圏域ニーズ 調査結果)	45.0%	50.0%(令和7年度に調査実施予定)		

② 地域ケア会議推進事業

【所管課：高齢者福祉課】

○事業の概要

地域包括支援センターが中心となり、地域住民・民生委員・児童委員・介護サービス事業所など、関係機関が地域の課題に対する支援策を検討する「圏域地域ケア会議」と、全市的な取組を検討する「地域ケア推進会議」を開催するものです。

○今後の方針

各会議の目的の明確化と体系化とともに職員の資質の向上や情報収集します。また、医療・介護等の多職種が協働して知識や情報、地域課題を共有・把握し、地域支援ネットワークの構築を推進するとともに、問題解決機能の向上を図ります。

○今後の見込量

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域ケア推進会議開催回数	2回	2回	2回	2回
圏域地域ケア会議開催回数	10回	5回	5回	5回

③ 自立支援型地域ケア会議

【所管課：高齢者福祉課】

○事業の概要

本市の地域ケア会議のうち本会議は、サービス利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、ケアマネジメント支援を行うためのものです。多職種による個別ケースの課題分析等を行うことで、自立支援に資するケアマネジメント等の質を高めます。

○今後の方針

医療・介護等の多職種が協働して知識や情報を共有・把握し、地域支援ネットワークの構築を推進するとともに、専門職の助言や多職種の視点により問題解決機能の向上を図ります。ケアマネジャーの積極的な出席を促し、自立支援に向けたケアプランの作成を推進します。

○今後の見込量

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立支援型地域ケア会議実施回数	12回	10回	10回	10回

(2)地域で高齢者を支援する体制の整備

単身の高齢者や高齢者のみ世帯が増加する中で、地域で高齢者が安心して暮らすことを支えるためには、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に提供されることが必要です。医療・介護関係者、地域関係者、市内所在の学校をはじめとした様々な主体との連携を進めるとともに、地域に配置した生活支援コーディネーターが中心となって、地域資源と生活支援ニーズの把握・整理を行い、外出支援、家事支援等の具体的な支援の取組に結び付けます。

地域での支え合いを充実させる上では、行政だけではなく、見守り等を行う民生委員・児童委員やボランティアなど、地域で福祉活動に携わる人々の活動が重要であることから、活動に対する支援を強化します。

また、高齢者の社会参加等を進める就労的活動支援コーディネーター(就労的活動支援員)を配置し、サービス提供者と利用者が「支える側」と「支えられる側」という画一的な関係性に陥ることのないよう高齢者の社会参加等を進めていきます。

● 事業

① 地域包括ケアシステム推進協議会

【所管課：高齢者福祉課】

○事業の概要

坂戸市・鶴ヶ島市・坂戸鶴ヶ島医師会を中心として、医療・介護・地域で地域包括ケアシステムの実現に向けた施策や体制整備、介護予防及び生活支援、認知症施策の推進等について協議するものです。

○今後の方針

出前講座による市民への普及啓発を行いながら、地域包括ケアシステムの実現に向け、鶴ヶ島市、坂戸鶴ヶ島医師会、市民や関係機関と連携し、在宅医療や介護、生活支援など多岐にわたる地域の課題抽出やその解決に向けた体制の整備について協議していきます。

○今後の見込量

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
推進協議会開催数	2回	2回	2回	2回

② 地域福祉との連携

【所管課：福祉総務課・高齢者福祉課】

○事業の概要

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活するために、地域や福祉関係団体と連携を図るものです。市民から提出された「民生委員・児童委員緊急連絡カード」(旧「市民くらし安心カード」)をもとに、民生委員・児童委員が平時において見守り活動を行うとともに、緊急時には、カードに記載された緊急連絡先を地域や関係機関と連携し支援を行います。

○今後の方針

地域において、民生委員・児童委員の見守り活動の重要性が理解され、実施されている一方で、見守り対象者自身の課題が、複雑化・多様化しています。

今後も市役所の関係各課、区・自治会、民生委員・児童委員、学校、医療、企業、社会福祉協議会、NPO等の各機関が連携して、地域コミュニティの醸成に努めます。

また、民生委員・児童委員をはじめ、地域住民、関係機関が協働してひとり暮らし高齢者や認知症高齢者等に対する見守り活動を実施できるよう、地域福祉等との連携に努めます。介護ボランティア制度など地域の支え合いの仕組みの推進を図ります。

③ 生活支援体制整備事業

【所管課：高齢者福祉課】

○事業の概要

支援が必要な高齢者を地域で支えるため、地域住民と生活支援コーディネーターが連携して、協議体の場で協議しながら支援体制を整備するものです。また、生活支援コーディネーターは支援の担い手を育成するための研修を行い、住民団体の活動を支援します。高齢者の社会参加等を進める就労的活動支援コーディネーター(就労的活動支援員)を配置し、民間企業・団体等と、高齢者個人の特性や希望に合った活動をコーディネートすることにより、役割がある形で高齢者の社会参加を促進します

○今後の方針

多様な生活支援サービスの提供体制を構築するため、協議体で地域の課題を見つけ、解決に繋げるとともに、地域共生社会の実現に向けて、地域において、公的な支援と民間の支援が一体となって高齢者の暮らしを支えていけるよう、より一層地域住民や組織の主體的な活動を促進し、日常生活支援の体制づくりや見守りを推進していきます。

生活支援等を実施する団体を新たに開発し、生活支援サービスの担い手を育成します。地域における多様な担い手(NPO、ボランティア、地域包括支援センター、社会福祉協議会、民間企業等)に対して、情報の提供や相談・支援を適切に行いながら、連携体制の整備を図ります。就労的活動支援コーディネーターを中心として、地域のサービス提供主体や民間企業と連携し、就労的支援を推進します。

○今後の見込量

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域づくり担い手講座の受講者実人数	30人	35人	40人	45人

(3) 高齢者の在宅生活を見守る取組の充実

本市では、見守り等の支援を要する高齢者が在宅で安心して暮らすことを支えるため、配食サービスや緊急時通報システムの設置等の各種の取組を展開してきました。今後も引き続き、取組の内容や利用状況が高齢者のニーズに合致しているかどうかを絶えず確認して、必要に応じて改善を図りながら、多様な取組により高齢者の在宅生活を支えます。

● 事業

① 緊急時通報システム事業

【所管課：高齢者福祉課】

○事業の概要

緊急時の対応が困難なひとり暮らし高齢者等に対して、緊急時にボタンを押せば受信センターに通報され、必要に応じた援助及び救急要請等を行うための装置を設置するものです。

○今後の方針

この事業は、高齢者等の在宅生活に欠かすことができないものであり、今後さらに利用者の増加が見込まれます。引き続き通報装置の設置を進めるとともに、適切な利用方法と費用負担について、ケアマネ部会や広報を通じた周知を行います。

○今後の見込量

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
端末設置台数	150台	165台	170台	175台
通報件数	110件	120件	125件	130件

② ふれあい収集事業

【所管課：高齢者福祉課・西清掃センター】

○事業の概要

所定のごみ集積所へごみや資源物を出すことができない人を対象に、直接自宅を訪問してごみ等を収集するとともに、安否確認を行うものです。

○今後の方針

在宅の認知症高齢者や要介護高齢者の増加が見込まれる中で、ごみ集積所にごみや資源物を出すことができない高齢者が増加するものと考えられます。この事業を通して、高齢者の在宅生活の向上を図ります。

○今後の見込量

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	310人	320人	330人	340人
利用延べ回数	12,000回	12,480回	12,960回	13,440回

③ 配食サービス事業

【所管課:高齢者福祉課】

○事業の概要

在宅で生活しており、食事の支度が困難な高齢者に対して、年末年始を除く週4日を上限に昼食を配送するとともに、安否確認を行うものです。

○今後の方針

引き続き、食事の支度が困難な在宅の高齢者に対して、栄養バランスの取れた食事を提供することにより、食生活の改善及び健康の増進を図るとともに、安否確認を行います。

○今後の見込量

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	140人	145人	150人	155人
配食数	14,300食	14,400食	14,500食	14,600食

④ 高齢者 110 番事業

【所管課:高齢者福祉課】

○事業の概要

地域交流センター等の身近な公共施設を「高齢者 110 番」施設として、認知症の疑いなど継続的な支援が必要な高齢者を把握し、見守りを行うものです。

○今後の方針

今後進行する高齢社会に備えるため、「高齢者 110 番」実施施設において来館者の状況に応じた適切な支援を行い、高齢者を地域で見守る体制を構築します。

○今後の見込量

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施施設数	26施設	26施設	26施設	26施設

⑤ 各種カード配布事業

【所管課:高齢者福祉課】

○事業の概要

かかりつけ医や緊急連絡先など、自身に関する必要な情報を緊急時に医療機関等へ迅速に伝えるため、あらかじめ高齢者を対象とした「救急情報カード」を配布して記入を求めるとともに、所定の場所への貼付を求めるものです。カードは主に市内在住 75 歳以上の高齢者に配布します。

○今後の方針

自身に関する情報を伝えることができない救急時においても、医療機関に必要な情報を提供し、家族へ速やかに連絡が取れるようにするため、市内在住の 75 歳の高齢者に対し、「救急情報カード」を配布します。

○今後の見込量

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
救急情報カード配布人数	1,705 人	2,000 人	2,100 人	2,200 人

(4)高齢者の在宅生活の支援

高齢者の自立した在宅生活を支援するため、多様なニーズに対応した在宅福祉サービスを提供します。

● 事業

① 紙おむつ等給付事業

【所管課:高齢者福祉課】

○事業の概要

在宅の要介護3～5の高齢者で、常時紙おむつ等を必要とする人(住民税非課税世帯)に対して、一定額を限度に給付するものです。

○今後の方針

高齢者本人及び家族の経済的・精神的負担の軽減を図るために、引き続き実施します。

○今後の見込量

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	85人	97人	105人	110人
支給回数	625回	750回	760回	770回

② 移送支援サービス事業

【所管課:高齢者福祉課】

○事業の概要

常時寝たきり又は常時車いすを利用している高齢者に対して、移送用車両により利用者の居宅と医療機関・介護施設等との間を送迎するものです。1か月当たり180分が上限です。

○今後の方針

移動手段のない要介護高齢者が医療機関等に通院することにより、高齢者の在宅生活を支える事業であることから、利便性の向上に配慮しながら、継続して実施します。

○今後の見込量

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	25人	28人	30人	32人
利用回数	450回	460回	470回	480回

③ 訪問理美容サービス事業

【所管課：高齢者福祉課】

○事業の概要

自ら理美容室へ出向くことが困難な要介護1～5の高齢者を対象に、理美容師が高齢者の自宅を訪問して、理美容サービスを実施するものです。

○今後の方針

頭髮の衛生状態の維持・向上を図ることを通して、要介護高齢者の経済的・精神的負担を軽減し、在宅生活の向上を資することから、引き続き事業を実施します。

○今後の見込量

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	40人	45人	47人	49人
利用回数	115回	120回	128回	134回

④ 老人福祉施設入所事業

【所管課：高齢者福祉課】

○事業の概要

環境面及び経済面の理由等により、家庭で養護を受けることが困難な高齢者について、措置により養護老人ホームへ入所させるものです。

○今後の方針

高齢者虐待にかかる相談が増加傾向であるほか、複雑化しているため、早期対応を図る必要があります。家庭内暴力の被害者を加害者から分離する場合など、高齢者の生活の場の確保が必要な場合に、法令に基づいて本事業を活用します。

○今後の見込量

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
措置人数	2人	1人	1人	1人
やむを得ない措置による短期入所人数	0人	7人	7人	7人

⑤ 寝具乾燥消毒サービス事業

【所管課:高齢者福祉課】

○事業の概要

自宅での寝具乾燥が困難な高齢者に対して、寝具の乾燥消毒と水洗いを行うものです。

○今後の方針

在宅で生活する高齢者等の健康と衛生を保持するために、継続して実施します。

○今後の見込量

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	26人	30人	32人	34人
利用延べ回数	203回	240回	272回	289回

⑥ 日常生活用具の給付事業

【所管課:高齢者福祉課】

○事業の概要

心身機能の低下に伴い、防火等の配慮が必要な高齢者に対して、日常生活用具(電磁調理器・火災警報機・自動消火器)を給付するものです。機器の購入費用のうち、市が9割を負担して、本人負担は1割(生活保護世帯は全額を市で負担)です。

○今後の方針

高齢者の在宅生活の継続のために、防火設備の給付は有効であるため、事業内容の周知と制度利用の促進を図ります。

○今後の見込量

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日常生活用具給付台数 (電磁調理器、火災警報器、自動消火器)	1台	3台	3台	3台

(5)医療と介護の連携の推進

医療ニーズ及び介護ニーズを併せ持つ高齢者を地域で支えていくため、医療を必要とする高齢者の入退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取りなどを行う際に、在宅医療・介護のサービスが切れ目なく提供されることが重要です。本市では、坂戸鶴ヶ島医師会や介護保険事業所等と連携して、在宅医療や介護が滞りなく実施され、一人ひとりの高齢者の実情に合ったケアが行われる体制づくりを引き続き進めます。

● 事業

① 在宅医療・介護連携推進事業

【所管課：高齢者福祉課】

○事業の概要

在宅医療の充実とともに、医療と介護の連携強化のため情報の共有化を図り、連携に対応できる人材の育成、市民への普及啓発等を推進するものです。

○今後の方針

医療・介護の多職種連携を推進して、双方の理解促進を図ります。

後期高齢者の増加に伴い、在宅で医療サービスと介護サービスを一体的に提供することが必要であることから、医療・介護の多職種が連携し、高齢者が円滑に利用できる仕組みを構築するとともに、在宅医療相談室の周知・啓発を行います。

設置主体として鶴ヶ島市とともに地域医療拠点の充実を図ります。

医療と介護の連携強化を図るために、入退院支援における運用ルールの作成や情報共有シート等の改訂に取り組みます。

在宅医療と介護の連携の調整機能を強化・充実するため、多職種を対象とした研修会等を実施し、人材育成に努めます。

○今後の見込量

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
在宅医療相談室で受けた相談件数	100件	105件	110件	115件

(6) 家族介護に対する支援

介護サービスの充実に伴い、高齢者を介護する家族の負担は軽減されてきた面がありますが、認知症の高齢者を介護する家族を中心に、依然として家族の多くは心理的負担や孤立感を抱えながら介護に当たっています。また、働きながら家族の介護をしている人は、仕事と介護との両立に困難を抱えている例が少なくありません。加えて、近年は社会の晩婚化の影響もあり、家族の介護と育児に同時に直面するケースの増加が課題となっています。場合によっては、やむを得ず職を離れ、介護に専念せざるを得ない状態となることも課題です。

こうした家族介護の状況を背景として、県では令和2(2020)年3月に全国初となる「埼玉県ケアラー支援条例」を制定しました。同条例では「高齢、身体上又は精神上の障害又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者」をケアラーと定義して、基本理念として全てのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができるようにすること、県、県民、市町村、事業者、関係機関及び民間支援団体等の多様な主体が相互に連携を図りながらケアラーの支援に取り組むこと、ケアラーが孤立することのないよう社会全体で支えること等を規定しています。同条例では、ケアラーの支援において市町村の役割の重要性が明確化されています。

家族介護者の身体的、経済的な負担軽減のための取組を実施するとともに、相談の機会の拡充や介護技術に関する知識・情報提供を充実させるなど、市として家族介護者に対する支援を強化します。

また、認知症対応型共同生活介護などの地域拠点が行う伴走型支援、おれんじカフェの活動、介護支援専門員による仕事と介護の両立支援などの取組や、ヤングケアラーを支援している関係機関と地域包括支援センターの連携など、地域の実情を踏まえた家族介護者支援に取り組んでいきます。

● 事業

① 家族介護支援事業

【所管課:高齢者福祉課】

○事業の概要

高齢者の在宅生活で重要な役割を担う介護家族等を対象に、介護知識・技術を学びながら、参加した家族同士の交流を図ることを目的とした講座等を実施するものです。

○今後の方針

要介護高齢者の家族等が介護に必要な知識を学び、家族同士の交流を図る上で必要な事業であることから、今後も継続して実施します。

開催は市内事業所に委託し、実施団体の長所を活かした上で、参加者の学びや交流が図れる場となるような事業を目指します。

○今後の見込量

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
家族介護者教室実施回数	9回	9回	9回	9回

② 介護支援短期宿泊事業

【所管課:高齢者福祉課】

○事業の概要

介護保険法による保険給付の支給限度額を超えた場合でも、介護者の特別な理由により一時的に介護が困難になった場合、1か月当たり7日を限度に、高齢者を介護老人福祉施設に短期入所させるものです。

○今後の方針

要介護者等の福祉の向上と、介護する家族の負担軽減を図るために、ケアマネジャーにニーズの状況や要望等を確認し、事業内容を検討しながら引き続き実施します。また機会をとらえながらケアマネジャーなど関係者への周知を図ります。

○今後の見込量

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	0人	1人	1人	1人

(7)高齢者が暮らしやすい地域づくりの推進

高齢者の生活の基礎となる住まいの改善を促進し、社会参加を進めるために、公共施設及び民間施設のバリアフリー化を進めるとともに、ユニバーサルデザインの考え方を導入した公共施設整備を図ります。これらを通して、高齢者にやさしいまちづくりを進めるとともに、防災・防犯対策を強化して、安心・安全な地域社会を目指します。

また、本市では有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅といった高齢者向け住まいが介護ニーズの受け皿の一つとなっている実態があります。こうした高齢者向けの住まいの整備状況等も踏まえながら、高齢者が暮らしやすい地域づくりを進めます。

● 事業

① 住まいづくりの支援

【所管課：高齢者福祉課・住宅政策課】

○事業の概要

高齢者に対応した住宅について周知するとともに、情報提供を行うものです。

○今後の方針

高齢者の住まい相談を受ける地域包括支援センター等の職員に対して、埼玉県住まい安心支援ネットワーク等を通じて住宅に関する知識や支援制度等の情報提供に努めます。

有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に関しては、質の確保を図る観点から、未届けの施設を把握した際に埼玉県に連絡するなどの情報連携を図るとともに、本市の介護保険財政の健全な運営に支障を与えないよう、適切な量の整備に向けて設置者に対応します。

○今後の見込量

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
サービス付き高齢者向け住宅整備数	13 箇所	13 箇所	13 箇所	13 箇所

② 交通安全対策の推進

【所管課:交通対策課】

○事業の概要

高齢化に伴い、交通事故被害者に占める高齢者の割合が増加傾向であることや、高齢者が加害者となる交通事故が増加傾向にあることから、高齢者の交通安全意識を高めるための取組を行うものです。

○今後の方針

高齢者の事故割合を減少させるため、引き続き、関係機関・団体と連携して、交通安全の啓発や交通安全教育を実施します。

高齢者が自転車乗車時にヘルメットを着用することを推進するため、引き続き、ヘルメット着用の啓発及び補助金を交付します。

○今後の見込量

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
高齢者事故割合	減少	減少	減少	減少

③ 人にやさしいまちづくり

【所管課:政策企画課、関係各課】

○事業の概要

すべての市民にとって魅力あるまちとするために、ユニバーサルデザインを推進し、だれもが地域で安心して自立した生活を営み、積極的に社会参加ができるような環境を整えるものです。

○今後の方針

坂戸市ユニバーサルデザイン推進基本方針に基づき、だれもが利用しやすいまち、施設、物(製品)、環境、サービス等をつくろうとする考え方を推進するとともに、社会情勢等を考慮し、必要に応じて坂戸市ユニバーサルデザイン推進基本方針の見直しを行います。また、関係法令等に基づき、公共施設のバリアフリー化を推進するほか、道路(歩道)のバリアフリー化、身近な公園等の段差の解消等を行い、だれもが利用しやすい環境整備を図ります。

○今後の見込量

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ユニバーサルデザイン推進基本方針の周知と、施設改修に際しバリアフリー化を実施	継続	継続	継続	継続

(8)災害・感染症対策に係る体制整備

近年、本市を含めた我が国全体として、大型台風の上陸やいわゆるゲリラ豪雨等の風水害、大規模な地震等の災害が頻発しています。また、世界的に新型コロナウイルス感染症の拡大以降、感染症対策は今日の本市を取り巻く重要な課題であると言えます。

災害や感染症対策に関して、日頃から介護事業所等に、避難訓練の実施や防災・感染症拡大防止に関する啓発活動、感染症に対する研修等の重要性を説明するとともに、災害や感染症発生時の業務継続計画に関する事業所支援を行います。

● 事業

① 地域における防災・防犯の支援 【所管課：防災安全課・福祉総務課・障害者福祉課・高齢者福祉課】

○事業の概要

災害時に自力で避難することが難しく、避難する際に誰かの手助けが必要な人を支援するため、避難行動被支援希望者登録制度があります。この制度は、避難行動被支援希望者について、自主防災組織、区・自治会、民生委員・児童委員など地域で協力をし、避難行動を支援する人の確保を図ることとしています。さらに、大規模な災害が発生し、一般の避難所での生活が困難な人のために、市内介護老人福祉施設5施設、市内介護老人保健施設3施設、障害者支援施設1施設と「災害時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定」を締結しています。

また、振り込め詐欺や訪問販売など、主に高齢者を狙った消費者被害を未然に防止するため、関係機関と連携し、情報提供や啓発活動を行うとともに、消費生活センターにおいて相談を行っています。

○今後の方針

引き続き、災害時に支援が必要な高齢者等の避難・救助が適切に行われるよう、避難行動被支援希望者登録台帳への登録を促します。

また、振り込め詐欺や訪問販売による消費者被害を未然に防止するため、関係機関と連携して、情報提供や啓発活動に努めます。

○今後の見込量

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
避難行動被支援希望者登録台帳登録者数	1,130人	1,200人	1,200人	1,200人

② 関係機関との連携・協力体制の整備

【所管課：防災安全課・市民健康センター・福祉総務課・

障害者福祉課・高齢者福祉課】

○事業の概要

災害や感染症の拡大といった緊急事態の発生時には、地域住民にとって身近な行政機関である市が主体となって取組を展開することが大前提となりますが、被害を最小限に抑えるためには、県や他の市町村による広域的な応援や医療機関における支援活動が重要です。災害や感染症発生時に向けて県や保健所、医療機関等との連携・協力体制を整備し、緊急時に適切な運用ができる仕組みを確保します。

○今後の方針

災害や感染症発生時に向けて県や保健所、医療機関等との連携・協力体制を整備し、緊急時に適切な運用ができる仕組みを確保することに努めます。また、災害や感染症等が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築することは重要です。すべての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施等が義務付けられているところですが、あわせて市内の介護サービス事業者に対して必要な助言及び適切な援助を行います。

基本目標3 認知症高齢者を支える仕組み～「共生」と「予防」～

(1)認知症の普及啓発、予防と早期発見

誰もが認知症になりうることから、認知症の人やその家族が地域のよい環境で自分らしく暮らし続けるためには、地域の住民や事業者等が認知症について十分に理解し、認知症の人を支える気持ちを持つことが重要です。認知症の人の数は年々増加傾向にあるため、一人でも多くの市民が認知症の症状や認知症の人への対応方法を理解することが必要です。

令和5(2023)年6月14日に認知症に関する法律「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立し、認知症施策推進に関する基本理念と、国・地方公共団体・国民の責務が明確に示されました。認知症施策推進大綱の中間評価を踏まえるとともに、認知症施策推進に関する基本理念に基づき、今後も地域包括支援センターや医療機関、事業者等が連携を一層強め、認知症への理解を深めるための啓発、地域の見守り活動等(地域づくり)に取り組む必要があります。

本市では、認知症についての基礎知識やサービス、相談先等を網羅した「坂戸市認知症ガイドブック」(認知症ケアパス)を作成しています。認知症サポーター養成講座については、平成21(2009)年以来継続的に実施しており、既に多くの市民が「認知症サポーター」として、地域で日常的な見守り活動に携わっています。また、認知症の人をはじめ、社会から孤立しがちで支援を要する人を早期に発見して、適切な対応に繋げることを目的として、「坂戸市見守りネットワーク」を地域住民・公共機関・民間事業者等の協力によって構築しています。今後もこれらの取組を推進して、市民の認知症に対する理解促進と見守り体制の充実を図ります。

認知症の予防には、認知症の発症遅延や発症リスク低減(一次予防)、早期発見・早期対応(二次予防)、重症化予防、機能維持、行動・心理症状の予防・対応(三次予防)があります。国の認知症施策推進大綱では、認知症の「予防」について、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」、「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味で用いられています。認知症の予防には、定期的な運動や生活習慣病の予防、社会参加による役割の保持等が資するものと考えられています。そこで、地域において高齢者が身近に通える場を拡充するとともに、認知症の人に限らず市民全般や高齢者全般を対象に整備されている社会参加活動・学習等の活動の場を活用することが有効と考えられています。本市においても、こうした考え方を踏まえ、様々な取組を通じて認知症の予防と早期発見に取り組めます。

また、65歳未満で発症する若年性認知症については、政府の認知症施策推進大綱では、「認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援」として具体的な施策の柱の1つに位置づけられています。若年性認知症の人については、発症が働き盛りの時期と重なるため、職場において異変に気がつくことも多く、職場内での正しい理解と支援が必要とされています。また、就労や生活費、子どもの教育費等の経済的な問題や、主介護者が配偶者となる場合が多く、時に本人や配偶者の親等の介護と重なる等の特徴があることから、様々な分野にわたる総合的な支援が必要です。本市では、若年性認知症の人に対する取組を認知症高齢者に対する取組と一体的に実施します。

● 事業

① 認知症啓発事業

【所管課:高齢者福祉課】

○事業の概要

認知症についての正しい知識の普及を進めるとともに、認知症の人やその家族を見守り、支援する「認知症サポーター」を養成するものです。また、埼玉県認知症疾患医療センターとの連携により、市民向け講座を開催します。

○今後の方針

認知症サポーター養成講座等を引き続き実施して、認知症に関する広報・啓発活動を強化します。認知症サポーターに対してステップアップ講座を開催し、認知症の人の見守り活動等の推進を図ります。

埼玉県認知症疾患医療センターをはじめとした関係機関と連携して、認知症に関する正しい知識や理解の普及啓発のための講座等の取組を計画的に実施します。

認知症当事者の本人からの発信の支援方法を検討し本人の視点を反映させた施策の充実を目指します。

○今後の見込量

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症サポーター養成講座開催回数	14回	15回	18回	21回
認知症サポーター養成講座受講者数	305人	300人	350人	400人
認知症疾患医療センター共催事業数	5事業	5事業	5事業	5事業

② 坂戸市見守りネットワーク

【所管課:高齢者福祉課】

○事業の概要

認知症等により、支援が必要な人を登録事業者等が見守るために構築したネットワークについて、年1回研修会を開催します。

○今後の方針

地域での見守り体制を強化するために、今後も年1回の研修会等を通して見守りネットワークの普及啓発を図ります。また、ネットワーク協力事業所数の増加に向けて、周知を進めます。

○今後の見込量

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ネットワーク関係団体数	21 団体	21 団体	21 団体	21 団体
ネットワーク協力事業所数	106 事業所	107 事業所	108 事業所	109 事業所

③ 坂戸市高齢者声かけ訓練

【所管課:高齢者福祉課】

○事業の概要

認知症の人に対する適切な対応を体験する取組として、高齢者声かけ訓練を実施します。

○今後の方針

地域包括支援センターが中心となり、日常生活圏域ごとに年1回以上の訓練を実施し、市民への周知を図ります。各地域で声かけ訓練を実施することで、地域住民が認知症を理解するためのきっかけづくりや、見守り体制を整備するための地域意識を高めます。

○今後の見込量

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
高齢者声かけ訓練実施回数	5 回	5 回	5 回	5 回

(2) 認知症高齢者のケアと介護者に対する支援

認知症は、病状が進行するにつれて状態が変化し、生活する上で様々な支障が生じる病気であることから、状態に応じて適切な医療・介護サービス等を受けられるようにすることが重要です。

本市では、各地域包括支援センターに認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員を設置しており、今後も引き続き、認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員が中心となって、「坂戸市認知症ガイドブック」(認知症ケアパス)も活用しながら地域における認知症対応を展開します。

認知症になると、物事を理解する能力が低下しますが、その人の尊厳が失われるわけではありません。周囲の人の心無い言動により、認知症の人が傷つけられてしまうことがあってはなりません。認知症の人も含め、様々な生きづらさを抱えていても、一人ひとりが尊重され、その人に合った形での社会参加が可能となる「地域共生社会」に向けた取組を進める観点から、移動や買い物、公共施設の利用など生活のあらゆる場面で、認知症になってからもできる限り住み慣れた地域で普通に暮らし続けていくため、「認知症バリアフリー」の取組を推進します。

認知症の人を介護する家族の中には、介護による過度なストレスを抱えたり、介護のことを相談できずに孤立感を抱えるという例もあります。認知症の人を介護する家族に支援を行うことは、認知症の人の生活の質の改善にも繋がることから、家族など介護者の精神的・身体的な負担の軽減に資する取組を推進します。

認知症の人やその家族のニーズと認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組み「チームオレンジ」と共に、認知症の人が自分らしく暮らし続けることができる地域の実現を目指します。

● 事業

① 認知症初期集中支援チーム

【所管課：高齢者福祉課】

○事業の概要

認知症の人を初期の段階から医療や介護サービスに繋げることを支援するため、チーム医とチーム員による認知症初期集中支援チームを設置するものです。

○今後の方針

認知症の早期発見・早期対応に向けて、認知症初期集中支援チームの活動を充実させ、周知を図ります。

○今後の見込量

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
チーム数	5チーム	5チーム	5チーム	5チーム

② 認知症地域支援推進員の設置

【所管課:高齢者福祉課】

○事業の概要

認知症の人を支援するための関係機関の連携や、認知症についての相談に対応する認知症地域支援推進員を設置するものです。

○今後の方針

認知症の早期診断・早期対応に向けて、認知症地域支援推進員が中心となって認知症施策をさらに充実させ、認知症になっても地域で暮らし続けられるまちづくりを推進します。「坂戸市認知症ガイドブック」について、認知症地域支援推進員を中心に各日常生活圏域の情報の充実を図り、更新します。

○今後の見込量

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症地域支援推進員数	15人	15人	15人	15人

③ 認知症ケア相談室

【所管課:高齢者福祉課】

○事業の概要

認知症の人が可能な限り住み慣れた地域で生活を続けていくために、在宅で生活する認知症の人やその家族に対して、認知症ケアに関する困りごとの相談や介護技術のアドバイス等を行うものです。市内にあるグループホーム(認知症対応型共同生活介護事業所)に委託して設置しています。

○今後の方針

認知症の人を介護する際の具体的手順や手法、ノウハウを伝え、行動・心理症状の悪化を予防できるよう相談者を支援していきます。
支援を必要とする認知症の本人や家族の利用に繋がるよう、広報やホームページの他、アルツハイマー月間や認知症を学ぶ講座などで認知症ケア相談室を周知し、認知症ケア相談室の利用を促します。

○今後の見込量

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症ケア相談室設置数	5か所	5か所	5か所	5か所
認知症の相談窓口の認知状況(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果)	27.3%	30.0%(令和7年度に調査実施予定)		

④ おれんじカフェの設置

【所管課:高齢者福祉課】

○事業の概要

認知症の人や家族をはじめ、誰もが集い、認知症の人を支える繋がりを支援する場を設置するものです。各地域包括支援センターや市民団体が「おれんじカフェ」を運営しています。

○今後の方針

地域で生活する認知症の人が増加する中で、本人や家族と地域住民が地域の中で支え合えるようにするため、認知症についての正しい知識の普及や集える場の提供、相談窓口の周知を行います。

日常生活圏域によっておれんじカフェの開設状況に差が生じているため、認知症地域支援推進員が中心となって未開設地区における設置の検討を進めます。

○今後の見込量

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
おれんじカフェ設置数	18 か所	18 か所	19 か所	20 か所

⑤ 認知症簡易チェックサイト

【所管課:高齢者福祉課】

○事業の概要

家族や本人が日常の異変等についてインターネットのホームページのチェック項目に回答することで、認知症が早期発見できるものです。相談先として地域包括支援センターや認知症疾患医療センターが表示されます。

○今後の方針

認知症の早期発見・早期診断のきっかけ作りとするため、引き続き認知症簡易チェックサイトを活用します。また、チラシの配布や認知症講座でのPRにより引き続き市民へ周知を図り、利用を促進します。

○今後の見込量

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
アクセス件数	2,700 件	2,800 件	2,900 件	3,000 件

⑥ 見守りキーホルダー配布事業

【所管課：高齢者福祉課】

○事業の概要

認知症や認知症の疑いがある人、障害や障害の疑いがあり、見守りが必要な人に対して、個人識別用の番号と市役所連絡先を印字したキーホルダーを配布するものです。

○今後の方針

引き続き、見守りが必要な高齢者にキーホルダーを配布し、高齢者が警察等に保護された場合に家族等の関係者に迅速に連絡できる仕組みを継続させます。

○今後の見込量

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
キーホルダー配布件数	90件	115件	120件	125件

● 本市の認知症支援施策の全体像

認知症の人に対する支援策を、認知症の状態(程度)別に整理すると、次のとおりとなります。第9期計画第4章の基本目標3に掲載した各事業を中心に、他の基本施策に位置づけた事業等も活用しながら、認知症の人に対する支援に取り組みます。

認知症の状態	認知症の疑い	認知症を有するが日常生活は自立	誰かの見守りがあれば日常生活は自立	日常生活に手助け・介護が必要	常に介護が必要
本人の様子	物忘れはあるが、金銭管理や買い物、書類作成等を含め、日常生活は自立している。物忘れが多いという自覚がある。	買い物や事務、金銭管理等にミスがみられるが、日常生活はほぼ自立している。	たびたび道に迷う、服薬管理ができない、電話の対応や訪問者の対応など、1人では難しい。	着替えや食事、トイレ等がうまくできない。何でも口に入れる、物を拾い集める、行方不明になる、失禁、大声・奇声をあげる、火の不始末、不潔行為。	ほぼ寝たきりで意思の疎通が困難である。
支援の内容					
社会参加・地域との繋がり	おれんじカフェ				
	バランスのとれた食事				
	すこやか脳クラブ・体操教室				
	知識・趣味を楽しむ				
	地域での交流				
	技術を生かした就労ボランティア活動				
安否確認・見守り	緊急時通報システム、配食サービス、ふれあい収集事業、在宅福祉サービスを通じた見守り				
	地域での見守り（地域包括支援センター、民生委員・児童委員、自治会、近隣の人々、さかど見守りネット）				
サービスや制度による支援	介護保険サービス（訪問介護、通所介護等）				
	配食サービス、ふれあい収集事業、訪問理容美容サービス・日常生活用具給付				
	社会福祉協議会、シルバー人材センター、NPO等による生活支援サービス				
	精神障害者保健福祉手帳の申請、自立支援医療の利用等				
医療	医療機関受診（専門医の治療とアドバイス）				
	居宅療養管理指導・訪問看護				
家族支援・相談支援	認知症初期集中支援チーム・認知症ケア相談室				
	認知症についての情報交換、介護者同士の交流の場（介護者サロン）				
	見守りキーホルダー・認知症チェックサイト				
緊急時支援（精神症状が見られる等）	医療機関受診（専門医の治療とアドバイス）				
居住系サービス	サービス付き高齢者住宅、ケアハウス、有料老人ホーム				
	グループホーム				
	老人保健施設・特別養護老人ホーム				
権利擁護に関する支援	消費生活相談				
	福祉サービス利用援助事業 あんしんサポートネット				
	成年後見制度				

第4章

(3)高齡者虐待の防止と成年後見制度の推進

高齡者虐待は、家庭内や介護サービス提供中など、外部からの発見が困難な場所で行われがちです。そのため、被害が潜在化して、発見時には既に深刻な事態となっている場合があります。高齡者と関わりのある地域の団体や事業者等が様々な視点から高齡者虐待の発見に努めるとともに、速やかに通報を行い、被害者の迅速な保護に努めます。

また、認知症の高齡者など、判断能力が低下している人が地域で安心して生活するためには、成年後見制度の活用により、本人の権利や財産を守ることが重要です。現在、本市では坂戸市社会福祉協議会が法人として成年後見を受任し、対象者を支援する仕組みがありますが、平成28(2016)年5月に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の趣旨を踏まえ、令和3(2021)年4月に坂戸市成年後見制度利用促進計画を策定、坂戸市成年後見センターを設置しました。今後も、成年後見制度の周知を図るとともに、制度の利用しやすさの向上を図り、制度を必要とする人・家族に利用を促します。あわせて、権利擁護の担い手である市民後見人の育成を図ります。

● 事業

① 高齡者虐待防止

【所管課：高齡者福祉課】

○事業の概要

広報やパンフレットによる市民への周知啓発、虐待を初期の段階で把握する介護サービス事業所や地域包括支援センター向けの研修、弁護士や社会福祉士による虐待対応専門職チームとの連携等により、高齡者虐待の防止と早期発見、早期対応を図るものです。また、パンフレット等で市民に対して高齡者虐待に係る周知啓発をします。

○今後の方針

虐待ケースが抱える問題の複雑化が多くなってきていることから、虐待防止、早期発見・対応のため各機関への研修や市民周知を図ります。

また、要介護者や養介護施設従事者等による高齡者虐待を未然に防ぐ取組を行います。

② 成年後見センター運営事業

【所管課:高齢者福祉課】

(ア) 成年後見制度利用支援事業

【所管課:高齢者福祉課】

○事業の概要

判断能力が不十分な認知症高齢者等に対して、市長による申し立て、成年後見人等への報酬助成など、成年後見制度の利用を支援することにより、認知症高齢者等の自立の援助と福祉の増進を図るものです。令和3(2021)年度より坂戸市成年後見センターを設置し、成年後見制度の周知や、令和4(2022)年度より成年後見相談会を実施し、相談支援を図っています。

○今後の方針

認知症高齢者の状況把握に努め、成年後見制度の活用による権利擁護を進めるとともに、制度の適正な運用を図ります。

認知症高齢者や親族等による成年後見制度の利用が困難な高齢者の増加を踏まえ、制度の周知を図り、早期の段階で相談に結び付くようにします。

○今後の見込量

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
市長申立て利用者数	10人	12人	13人	14人
報酬助成利用者数	5人	6人	7人	8人

(イ) 市民後見推進事業

【所管課:高齢者福祉課、障害者福祉課】

○事業の概要

市民後見人を養成し、活用を図ることにより、高齢者等の権利擁護を推進するものです。市民後見人養成講座やフォローアップ講座の開催、市民後見推進事業講演会の開催により、成年後見制度の広報に努めています。

○今後の方針

市民後見人としての業務を適正に行うために必要な知識・技術・社会規範・倫理性を習得させるため、市民後見人養成講座を開催します。

市民後見推進事業講演会を開催して、市民に対して市民後見人の事業内容を周知し、市民後見人養成講座への参加を促します。

○今後の見込量

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
市民後見人養成講座受講者数	フォローアップ 25人	フォローアップ 24人	基礎編 15人	実践編 15人

基本目標4 持続可能で質の高い介護保険サービスの推進

(1)介護サービスの実施

要支援・要介護認定を受けた高齢者に対して、心身の状態の維持・改善のために効果的なサービスを提供します。

(ア)居宅サービス

高齢化の進行に伴い、高齢者のひとり暮らし世帯や高齢者のみ世帯、日中独居状態の高齢者世帯等の増加が見込まれるため、訪問介護や通所介護等のサービス需要が増大するものと考えられます。

本市では、介護を必要とする高齢者が居宅サービスを利用しながら住み慣れた地域で安心して暮らすことを支援する観点から、次のとおり必要なサービス量を見込みます。なお、埼玉県による訪問介護、通所介護の事業者の新規指定に関して、既にサービス量が見込みに達している場合は、本市は埼玉県に協議を求めることとします。

在宅医療の整備状況や整備目標について関係機関と協議し、医療と介護の両方を必要とするケースの増加が見込まれる状況について把握ができたため、計画反映は、当状況を踏まえた上でサービス量を見込んでいます。

● 事業

① 訪問介護

○サービスの概要

訪問介護員(ホームヘルパー)が要介護高齢者の自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の身体介護や掃除、洗濯、買い物等の生活援助を行うサービスです。

○第8期計画期間中の状況

令和3年度から令和5年度にかけて人数が7.1%、回数が19.9%増加する見込みです。

※単位は年間延べ人数・回数。令和5年度は見込み。	第7期計画	第8期計画		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人数	5,784	6,304	6,722	6,751
回数	107,062	137,181	159,337	164,519

○今後の方針と見込量

要介護高齢者及び高齢者の単身世帯が年々増加する中で、サービス利用者の増加が今後も見込まれます。サービス量の確保と質の向上に努めながら、サービス提供を図ります。

※単位は年間延べ人数・回数。	推計			参考
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度(2040年度)
人数	6,780	7,104	7,344	9,084
回数	169,700	177,844	184,434	227,992

② 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

○サービスの概要

要支援・要介護高齢者の自宅を入浴車で訪問し、入浴サービスを提供するものです。

○第8期計画期間中の状況

令和3年度から令和5年度にかけて、訪問入浴介護で人数が6.0%、回数が21.8%増加する見込みです。介護予防訪問入浴介護は利用実績がほとんど見られません。

※単位は年間延べ人数・回数。令和5年度は見込み。		第7期計画	第8期計画		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予防給付	人数	0	0	1	0
	回数	0	0	1	0
介護給付	人数	432	487	475	516
	回数	1,808	2,265	2,282	2,759

○今後の方針と見込量

サービス提供事業所との連携を図り、適切なサービス量の確保と質の高いサービスの提供に努めます。

※単位は年間延べ人数・回数。		推計			参考
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度 (2040年度)
予防給付	人数	0	0	0	0
	回数	0	0	0	0
介護給付	人数	588	612	636	780
	回数	3,158	3,293	3,427	4,171

③ 訪問看護・介護予防訪問看護

○サービスの概要

通院が困難な要支援・要介護高齢者に対して、かかりつけ医の指示により、看護師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等が自宅を訪問し、療養上の支援や必要な診療の補助を行うサービスです。

○第8期計画期間中の状況

令和3年度から令和5年度にかけて、訪問看護で人数が17.8%、回数が38.6%増加する見込みです。介護予防訪問看護では人数が3.5%増加、回数が6.7%減少する見込みです。

※単位は年間延べ人数・回数。令和5年度は見込み。		第7期計画	第8期計画		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予防給付	人数	384	545	578	564
	回数	2,611	3,270	3,106	3,052
介護給付	人数	2,580	2,996	3,227	3,528
	回数	19,248	21,869	24,773	30,301

○今後の方針と見込量

医療と介護の連携の推進に伴い、サービスの需要がさらに高まることが予想されます。医療機関・訪問看護ステーションと連携・調整を図りながら、サービス量の確保に努めます。

※単位は年間延べ人数・回数。		推計			参考
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度 (2040年度)
予防給付	人数	624	660	696	756
	回数	4,121	4,352	4,567	4,964
介護給付	人数	3,600	3,768	3,912	4,824
	回数	31,018	32,480	33,763	41,407

④ 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

○サービスの概要

通院が困難な要支援・要介護高齢者に対して、かかりつけ医の指示により、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が自宅を訪問して、心身の機能の維持・回復、理学療法等のリハビリテーションを行うサービスです。

○第8期計画期間中の状況

令和3年度から令和5年度にかけて、訪問リハビリテーションで人数が8.9%、回数が12.2%増加する見込みです。介護予防訪問リハビリテーションでは人数が22.4%増加、回数が0.4%減少する見込みです。

※単位は年間延べ人数・回数。令和5年度は見込み。		第7期計画		第8期計画	
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予防給付	人数	264	245	235	300
	回数	1,678	2,354	2,192	2,345
介護給付	人数	1,008	1,110	1,133	1,209
	回数	8,086	11,928	12,315	13,386

○今後の方針と見込量

居宅要介護者の生活を支えるため、訪問リハビリテーション等の更なる普及が求められています。利用者の需要に対応できるよう、市内及び近隣市町の医療機関の協力を得ながら、サービス量の確保に努めます。

※単位は年間延べ人数・回数。		推計			参考
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度 (2040年度)
予防給付	人数	312	324	336	372
	回数	3,031	3,152	3,274	3,607
介護給付	人数	1,284	1,356	1,392	1,728
	回数	14,456	15,275	15,678	19,445

⑤ 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

○サービスの概要

通院が困難な要支援・要介護高齢者に対して、かかりつけ医の指示により、看護師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等が自宅を訪問し、療養上の支援や必要な診療の補助を行うサービスです。

○第8期計画期間中の状況

令和3年度から令和5年度にかけて、居宅療養管理指導は 16.6%、介護予防居宅療養管理指導は 32.1%増加する見込みです。

※単位は年間延べ人数。令和5年度は見込み。		第7期計画	第8期計画		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予防給付	人数	540	554	695	732
介護給付	人数	5,124	6,235	6,867	7,272

○今後の方針と見込量

医療機関等と連携・調整を図りながらサービス量を確保するとともに、居宅療養管理指導が必要な要介護高齢者等に対して利用促進を図ります。栄養改善・口腔機能向上等の指導を含め、生活機能の維持・向上を目的としたサービス提供により、要介護度の重度化の防止に努めます。

※単位は年間延べ人数。		推計			参考
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度 (2040年度)
予防給付	人数	996	1,032	1,056	1,140
介護給付	人数	7,392	7,788	8,088	9,948

⑥ 通所介護

○サービスの概要

要介護高齢者に対して、デイサービスセンターにおいて入浴、食事の提供など、日常生活の支援や機能訓練を日帰りで行うサービスです。

○第8期計画期間中の状況

令和3年度から令和5年度にかけて人数が6.3%、回数が5.3%増加する見込みです。

※単位は年間延べ人数・回数。令和5年度は見込み。	第7期計画	第8期計画		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人数	6,444	7,423	7,722	7,887
回数	63,528	80,903	84,195	85,228

○今後の方針と見込量

要介護高齢者が年々増加する中で、今後もサービス利用者の増加が見込まれます。利便性を考慮した上で、サービス量の確保と質の向上に努めながら、サービス提供を図ります。

※単位は年間延べ人数・回数。	推計			参考
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度 (2040年度)
人数	8,052	8,460	8,760	10,836
回数	89,700	94,408	97,813	121,205

⑦ 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

○サービスの概要

要支援・要介護高齢者に対して、介護老人保健施設・医療機関等でかかりつけ医の指示により、理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを行うサービスです。

○第8期計画期間中の状況

令和3年度から令和5年度にかけて、通所リハビリテーションで人数が 15.2%、回数が 14.3%増加する見込みです。介護予防通所リハビリテーションの人数は 15.9%増加する見込みです。

※単位は年間延べ人数・回数。令和5年度は見込み。		第7期計画	第8期計画		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予防給付	人数	1,080	1,160	1,256	1,344
	回数	21,508	27,401	28,782	31,326
介護給付	人数	3,156	3,584	3,930	4,128
	回数	21,508	27,401	28,782	31,326

○今後の方針と見込量

利用者の需要に対応できるようにするとともに、利用者の身体状況に合った適切な機能訓練に努め、要介護状態の改善と悪化防止を図ります。

※単位は年間延べ人数・回数。		推計			参考
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度 (2040年度)
予防給付	人数	1,416	1,464	1,500	1,644
	回数	33,539	35,138	36,362	45,005
介護給付	人数	4,284	4,488	4,644	5,748
	回数	33,539	35,138	36,362	45,005

⑧ 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

○サービスの概要

要支援・要介護高齢者が介護老人福祉施設等に短期間入所(ショートステイ)して、入浴、排せつ、食事等の介護や機能訓練を受けるサービスです。

○第8期計画期間中の状況

令和3年度から令和5年度にかけて、短期入所生活介護で人数が23.4%、日数は12.3%増加する見込みです。介護予防短期入所生活介護で人数が14.3%、日数が10.8%減少する見込みです。

※単位は年間延べ人数・日数。令和5年度は見込み。		第7期計画		第8期計画	
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予防給付	人数	12	42	31	36
	日数	190	222	179	198
介護給付	人数	1,272	1,274	1,423	1,572
	日数	14,026	11,359	13,084	12,751

○今後の方針と見込量

このサービスは、病院を退院して在宅生活に移行する際の利用や、在宅介護が長期間に及ぶ家族介護者の負担軽減のために有効なものです。利用者の心身機能の維持向上を図り、家族の介護負担を軽減するため、市内及び近隣市町の利用を含めたサービス量の確保に努めるとともに、施設等との連携を図ります。

※単位は年間延べ人数・日数。		推計			参考
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度 (2040年度)
予防給付	人数	36	36	36	36
	日数	216	252	288	396
介護給付	人数	1,584	1,656	1,728	2,148
	日数	15,002	15,678	16,396	20,429

⑨ 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

○サービスの概要

要支援・要介護高齢者が介護老人保健施設等に短期間入所(医療型ショートステイ)して、医学的管理の下で医療、看護、介護及び機能訓練を受けるサービスです。

○第8期計画期間中の状況

令和3年度から令和5年度にかけて、短期入所生活介護で人数が69.5%、日数が51.0%増加する見込みです。介護予防短期入所療養介護は人数が1人から13人、日数が3日から97日に増加する見込みです

※単位は年間延べ人数・日数。令和5年度は見込み。		第7期計画		第8期計画	
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予防給付	人数	0	1	14	13
	日数	0	3	98	97
介護給付	人数	264	177	231	300
	日数	2,210	1,241	1,599	1,874

○今後の方針と見込量

このサービスは、病院を退院して在宅生活に移行する際の利用や、在宅介護が長期間に及ぶ家族介護者の負担軽減のために有効なものです。利用者の心身機能の維持向上を図り、家族の介護負担を軽減するため、市内及び近隣市町の利用を含めたサービス量の確保に努めるとともに、施設等との連携を図ります。

※単位は年間延べ人数・日数。		推計			参考
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度 (2040年度)
予防給付	人数	12	12	12	12
	日数	96	102	108	126
介護給付	人数	300	336	336	408
	日数	2,149	2,417	2,417	2,908

⑩ 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

○サービスの概要

心身の機能が低下し、在宅で日常生活を営むことに支障がある要支援・要介護高齢者に対して、日常生活上の便宜を図るための用具及び機能訓練等の用具を貸与するサービスです。

○第8期計画期間中の状況

令和3年度から令和5年度にかけて、福祉用具貸与は8.5%、介護予防福祉用具貸与は18.3%増加する見込みです。

※単位は年間延べ人数。令和5年度は見込み。		第7期計画		第8期計画	
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予防給付	人数	3,576	4,057	4,521	4,800
介護給付	人数	12,420	13,465	14,394	14,616

○今後の方針と見込量

日常生活を支える福祉用具貸与の利用を促進して、自立に向けた支援を進めます。利用者が必要な福祉用具を適切に利用するための支援を行います。

※単位は年間延べ人数。		推計			参考
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度 (2040年度)
予防給付	人数	5,136	5,328	5,448	5,952
介護給付	人数	15,240	15,972	16,596	20,568

⑪ 特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売

○サービスの概要

在宅で日常生活を営む要支援・要介護高齢者が、入浴又は排せつに使用する福祉用具を購入したときに、購入費を給付するサービスです。

○第8期計画期間中の状況

令和3年度から令和5年度にかけて、特定福祉用具販売は0.8%、特定介護予防福祉用具販売は28.9%増加する見込みです。

※単位は年間延べ人数。令和5年度は見込み。		第7期計画		第8期計画	
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予防給付	人数	96	83	106	107
介護給付	人数	252	262	252	264

○今後の方針と見込量

在宅介護の環境整備の推進という視点に立ち、在宅の要介護高齢者や家族に対する情報提供に努めます。

※単位は年間延べ人数。		推計			参考
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度 (2040年度)
予防給付	人数	108	120	132	180
介護給付	人数	276	288	288	360

⑫ 住宅改修・介護予防住宅改修

○サービスの概要

在宅で日常生活を営む要支援・要介護高齢者に対して、手すりの取付けや段差解消等の住宅改修に要する費用のうち20万円を限度として給付するサービスです。

○第8期計画期間中の状況

令和3年度から令和5年度にかけて、住宅改修は2.7%、介護予防住宅改修は18.5%増加する見込みです。

※単位は年間延べ人数。令和5年度は見込み。		第7期計画	第8期計画		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予防給付	人数	60	81	84	96
介護給付	人数	108	148	148	152

○今後の方針と見込量

在宅介護の環境整備の推進という視点に立ち、在宅の要介護高齢者や家族に対する情報提供に努めます。

※単位は年間延べ人数。		推計			参考
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度 (2040年度)
予防給付	人数	108	120	132	180
介護給付	人数	156	180	204	252

⑬ 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

○サービスの概要

有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等に入居している要支援・要介護高齢者に対して、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の支援を行うサービスです。

○第8期計画期間中の状況

令和3年度から令和5年度にかけて、特定施設入居者生活介護は29.2%、介護予防特定施設入居者生活介護は52.3%増加する見込みです。

※単位は年間延べ人数。令和5年度は見込み。		第7期計画	第8期計画		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予防給付	人数	312	323	366	492
介護給付	人数	1,788	1,969	2,130	2,544

○今後の方針と見込量

市内及び近隣市町の施設利用を含めたサービスの利用を図ります。

※単位は年間延べ人数。		推計			参考
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度 (2040年度)
予防給付	人数	540	624	660	708
介護給付	人数	2,664	3,132	3,276	4,104

⑭ 居宅介護支援・介護予防支援

○サービスの概要

要支援・要介護高齢者の依頼を受けてケアマネジャーがケアプランを作成するとともに、在宅サービスの提供が確保されるよう、サービス事業者等の連絡調整を行うサービスです。

○第8期計画期間中の状況

令和3年度から令和5年度にかけて、居宅介護支援は7.4%、介護予防支援は17.7%増加する見込みです。

※単位は年間延べ人数。令和5年度は見込み。		第7期計画	第8期計画		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予防給付	人数	4,656	5,109	5,718	6,012
介護給付	人数	18,948	20,665	21,468	22,200

○今後の方針と見込量

要支援・要介護高齢者の自立支援に資するため、ケアマネジャーが公正かつ適切に業務を遂行できるように支援するとともに、ケアマネジャーの質の向上に努めます。

※単位は年間延べ人数。		推計			参考
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度 (2040年度)
予防給付	人数	6,144	6,384	6,528	7,128
介護給付	人数	22,752	23,832	24,696	30,504

(イ)施設サービス

施設サービスは、要介護認定者が施設に入所して受けるサービスであり、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院があります。

現在、市内には介護老人福祉施設(5施設)、介護老人保健施設(3施設)があり、いずれも稼働率が高い状況で推移しており、介護老人福祉施設については待機者も発生しています。また、政府では2020年代初頭までに、介護サービスが利用できないためにやむを得ず家族介護者が離職することをなくすとともに、介護老人福祉施設への入所が必要であるにもかかわらず、自宅での待機を余儀なくされるケースをなくすという、「介護離職ゼロ」を目標としています。

また、高齢化の進展や、医療介護総合確保推進法に基づく都道府県地域医療構想の具体化に伴い、令和7年に向けて病床の機能分化・連携が進み、全国的に在宅医療の需要が大きく増加することが見込まれます。こうした需要増大に対しては、医療分野と介護分野の双方において、必要な受け皿を確保・整備する必要があります。

本市としては、既存の体制を前提としながら、必要に応じて認知症対応型共同生活介護(グループホーム)や小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービス、居宅サービスの組み合わせによる支援も含めて対応します。

● 事業

① 介護老人福祉施設

○サービスの概要

常に介護が必要で、在宅での介護が困難な要介護高齢者に対して、介護老人福祉施設において、入浴、排せつ、食事等の日常生活上の支援、健康管理、療養上の支援及び機能訓練等の支援を行うサービスです。

○第8期計画期間中の状況

第8期計画期間中に既存の介護老人福祉施設の増床が行われ、現在、市内には5か所(501床)の施設が整備されています。令和3年度から令和5年度にかけて、利用者数は0.9%増加する見込みです。

※単位は年間延べ人数。令和5年度は見込み。	第7期計画	第8期計画		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人数	5,256	5,211	5,093	5,256

○今後の方針と見込量

近隣市町所在の施設の利用も含め、サービス量の確保に努めます。また、要介護1、2についても、必要と認める事情を考慮した特例入所など適切な運用を図ります。

※単位は年間延べ人数。	推計			参考
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度(2040年度)
人数	5,316	5,376	5,436	7,488

② 介護老人保健施設

○サービスの概要

要介護高齢者が入院後、症状が安定して入院治療の必要がなくなった際に、自宅での生活に戻ることができるようにするため、介護老人保健施設において医学的管理下で介護、機能訓練、医療等、日常生活の支援を行うサービスです。

○第8期計画期間中の状況

現在、市内には3か所(300床)の施設が整備されています。第8期計画期間中の施設整備は行っていません。令和3年度から令和5年度にかけて、利用者数は1.3%増加する見込みです。

※単位は年間延べ人数。令和5年度は見込み。	第7期計画	第8期計画		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人数	2,832	2,787	2,824	2,822

○今後の方針と見込量

近隣市町所在の施設の利用も含め、サービス量の確保に努めます。また、事業所と連携し在宅療養支援機能の充実を図ります。

※単位は年間延べ人数。	推計			参考
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度(2040年度)
人数	2,820	2,880	2,940	3,996

③ 介護医療院

○サービスの概要

要介護高齢者に対して、施設において「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話(介護)」を一体的に提供するものであり、介護保険法上の介護保険施設と医療法上の医療提供施設としての位置付けを有します。

○第8期計画期間中の状況

現在、市内には施設が整備されていません。令和3年度から令和5年度にかけて、利用者数は43.1%増加する見込みです。

※単位は年間延べ人数。令和5年度は見込み。	第7期計画	第8期計画		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人数	48	218	232	312

○今後の方針と見込量

近隣市町所在の施設の利用も含め、サービス量の確保に努めます。

※単位は年間延べ人数。	推計			参考
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度(2040年度)
人数	384	408	432	480

(2)地域密着型サービスの実施

要支援・要介護認定を受けた高齢者が住み慣れた地域で生活することを支援するため、市内の事業所によるサービスを提供します。認知症高齢者やひとり暮らし高齢者の増加、働きながら高齢者を介護する家族を支援する観点から、サービス提供体制の充実に努めます。

地域密着型サービス事業者の指定等に際しては、被保険者、介護サービス事業者、保健医療福祉等関係者、地域団体関係者、学識経験者等の代表で構成した「坂戸市高齢者福祉及び介護保険事業審議会」において協議して、地域密着型サービスの適正な運営を確保します。

また、県や近隣市町村と連携を図りつつ、広域利用に関する事前同意等の調整を行います。

● 事業

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

○サービスの概要

日中・夜間(24時間)を通じて訪問介護と訪問看護が一体的に又は密接に連携しながら、要介護高齢者に対し、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行うサービスです。医療と介護が連携し、在宅生活の支援を行うものです。

○第8期計画期間中の状況

令和3年度から令和5年度にかけて、利用者数は14.0%減少する見込みです。

※単位は年間延べ人数。令和5年度は見込み。	第7期計画	第8期計画		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人数	264	136	113	117

○今後の方針と見込量

サービスの需要に対して供給量が満たされておりますが、在宅生活を支えるサービスとして将来的に必要となることが見込まれるため、第9期計画期間中に事業者の公募を実施します。

※単位は年間延べ人数。	推計			参考
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度(2040年度)
人数	120	144	156	228

② 地域密着型通所介護

○サービスの概要

要介護高齢者に対して、定員 18 人以下の小規模なデイサービスセンターにおいて、入浴、食事の提供など、日常生活の支援や機能訓練を日帰りで行うサービスです。

○第8期計画期間中の状況

令和3年度から令和5年度にかけて人数が 15.5%、回数が11.1%増加する見込みです。

※単位は年間延べ人数・回数。令和5年度は見込み。	第7期計画	第8期計画		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人数	4,608	4,623	4,655	5,340
回数	34,511	38,048	37,972	42,274

○今後の方針と見込量

第9期計画期間中の事業所の整備については、他のサービスを実施している事業所と調整を図りながら、必要に応じて検討していきます。

※単位は年間延べ人数・回数。	推計			参考
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度 (2040年度)
人数	5,628	5,880	6,108	7,500
回数	46,576	48,703	50,633	62,112

③ 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

○サービスの概要

認知症の要支援・要介護高齢者に対して、デイサービスセンターで入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の支援及び機能訓練等を行うサービスです。

○第8期計画期間中の状況

既存施設が令和2年 10 月より休業となり、令和4年度末で廃止となったため、稼働している事業所は 0 か所となりました。認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護の利用実績がありません。

※単位は年間延べ人数・回数。令和5年度は見込み。	第7期計画	第8期計画		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予防給付	人数	0	0	0
	回数	0	0	0
介護給付	人数	12	0	0
	回数	92	0	0

○今後の方針と見込量

今後も本市においては認知症高齢者の増加が見込まれるとともに、認知症の「共生」と「予防」の意義が周知され、在宅の認知症高齢者を支えるサービスの重要性がさらに高まることが想定されます。第9期計画期間中は市内での事業所の整備を進めます。

※単位は年間延べ人数・回数。		推計			参考
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度 (2040年度)
予防給付	人数	0	0	0	0
	回数	0	0	0	0
介護給付	人数	0	144	288	288
	回数	0	156	324	324

④ 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

○サービスの概要

要支援・要介護高齢者の心身の状況や希望に応じて、通い・訪問・泊まりを組み合わせ、入浴、排せつ、食事等の介護や機能訓練等を柔軟に行うサービスです。

○第8期計画期間中の状況

現在、市内で1事業所が整備されています。令和3年度から令和5年度にかけて、小規模多機能型居宅介護は47.6%、介護予防小規模多機能型居宅介護は9.1%増加する見込みです。

※単位は年間延べ人数。令和5年度は見込み。		第7期計画	第8期計画		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予防給付	人数	0	11	16	12
介護給付	人数	36	252	314	372

○今後の方針と見込量

在宅の要介護高齢者の生活を支えるため、第9期計画期間中に市内に小規模多機能型居宅介護又は看護小規模多機能型居宅介護を1事業所整備します。

※単位は年間延べ人数。		推計			参考
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度 (2040年度)
予防給付	人数	12	12	12	12
介護給付	人数	372	372	372	552

⑤ 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

○サービスの概要

認知症の要支援・要介護高齢者がグループホームにおいて、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、介護スタッフとともに共同生活を行い、食事、入浴、排せつ等の日常生活の支援や機能訓練を受けるサービスです。

○第8期計画期間中の状況

現在、市内で7事業所(126床)が整備されています。令和3年度から令和5年度にかけて、認知症対応型共同生活介護の利用者数は6.6%増加する見込みです。介護予防認知症対応型共同生活介護の利用者数がありません。

※単位は年間延べ人数。令和5年度は見込み。		第7期計画		第8期計画	
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予防給付	人数	0	0	0	0
介護給付	人数	1,356	1,306	1,335	1,392

○今後の方針と見込量

認知症高齢者の入所需要は、将来的に高まることが見込まれることから、第9期計画期間中に市内に1ユニットを整備します。

※単位は年間延べ人数。		推計			参考
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度 (2040年度)
予防給付	人数	0	0	0	0
介護給付	人数	1,452	1,524	1,632	1,992

⑥ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

○サービスの概要

要介護高齢者に対して、定員 29 人以下の介護老人福祉施設において、日常生活上の支援や機能訓練、健康管理、療養上の支援を行うサービスです。

○第8期計画期間中の状況

第8期計画期間中に1施設を整備し、令和5年度に利用実績があります。

※単位は年間延べ人数・回数。令和5年度は見込み。	第7期計画	第8期計画		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人数	—	0	0	348

○今後の方針と見込量

サービスの需要に対して供給量が満たされており、第9期計画期間中の新たな整備予定はありません。

※単位は年間延べ人数。	推計			参考
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度 (2040年度)
人数	348	348	348	348

⑦ 看護小規模多機能型居宅介護

○サービスの概要

要介護高齢者に対して小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせサービスを提供するものです。医療を必要とする比較的重度の要介護高齢者に向けたサービスです。

○第8期計画期間中の状況

現在、市内にサービス提供施設はなく、令和4年度から令和5年度にかけて、市外の事業所の利用実績があります。

※単位は年間延べ人数・回数。令和5年度は見込み。	第7期計画	第8期計画		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人数	—	0	11	12

○今後の方針と見込量

在宅の要介護高齢者の生活を支えるため、第9期計画期間中に市内に小規模多機能型居宅介護又は看護小規模多機能型居宅介護を1事業所整備します。

※単位は年間延べ人数。	推計			参考
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度(2040年度)
人数	12	48	264	264

⑧ その他のサービス

地域密着型サービスのうち、夜間対応型訪問介護、地域密着型特定施設入居者生活介護については、第8期計画期間中の利用実績がなく、今後も市内における事業所の開設が見込めないことから、単独での見込量設定は行いません。

(3) 地域支援事業の実施

地域支援事業は、高齢者が要支援・要介護状態となることを予防するとともに、要介護状態になった場合でも、可能な限り地域で自立した日常生活を営むことができるよう、地域における包括的・継続的なケアマネジメントを支援するための事業です。地域支援事業は、「介護予防・日常生活支援総合事業」「包括的支援事業」「任意事業」からなり、事業費の一部に介護保険料が充てられます。

地域包括ケアシステムの実現に向けて、市町村は高齢者の社会参加・介護予防に向けた取組、配食・見守り等の生活支援体制の整備、在宅生活を支える医療と介護の連携及び認知症の人に対する支援の仕組み等を一体的に推進しながら、高齢者を地域で支えていくことが求められています。また、令和5(2023)年の介護保険法改正により、介護情報基盤の整備が地域支援事業に位置付けられており、地域の実情に応じた活用が求められることから、今後、個人情報情報の取扱いにも配慮しつつ関連データの活用促進を図るための環境整備を進めます。

また、介護予防・日常生活支援総合事業によるサービスの効果的・効率的な提供を促進する観点から、同事業に関係する者が、事業の目的やそれに向けてそれぞれが実施すべきことを明確に理解する場等を設置するとともに、生活支援体制整備事業において、介護予防や日常生活支援に係るサービスを提供・支援する様々な主体との連携の促進及び連携先が実施している取組を評価します。

① 介護予防・日常生活支援総合事業

● 介護予防・生活支援サービス事業【所管課：高齢者福祉課】

○事業の概要

地域の実情にあわせて、「訪問型サービス」「通所型サービス」「その他の生活支援サービス」「介護予防ケアマネジメント」を行うものです。従来の介護予防訪問介護・介護予防通所介護相当のサービスに加え、ボランティア、NPO、民間企業など、多様な主体による多様なサービスが展開されるものです。

○第8期計画期間中の状況

平成29年度から訪問型及び通所型サービスB(住民主体によるサービス)、通所型サービスC(保健・医療の専門職による短期集中型のサービス)を開始し、令和2年度から訪問型サービスC(保健・医療の専門職による短期集中型のサービス)を開始しました。

※単位は年間延べ人数。令和5年度は見込み。	第8期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業対象者数(人)	87	94	101
訪問介護相当サービス(人)	1,920	1,992	2,064
訪問型サービスA(人)	132	132	132
訪問型サービスB(人)	565	622	821

※単位は年間延べ人数。令和5年度は見込み。	第8期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問型サービス C(人)	4	35	70
通所介護相当サービス(人)	4,320	4,740	5,160
通所型サービス A(人)	36	36	36
通所型サービス B(人)	505	559	0
通所型サービス C(人)	66	124	141
介護予防ケアマネジメント(人)	3,706	3,901	4,096

○今後の方針と見込量

要支援高齢者等が自身に必要なサービスを選択できるように、住民主体の多様なサービスの充実を図ります。また、既に訪問型サービス B・通所型サービス B を利用している要支援高齢者等が要介護認定者に移行した場合、継続して訪問型サービス B・通所型サービス B を利用できるよう対象者を拡大します。

新型コロナウイルス感染症拡大を経て、事業への参加者が減少していることから、事業への参加意欲を取り戻すとともに、継続して参加できるよう体制を整備します。

リハビリテーションの理念等を踏まえ、より質の高い取組が推進されるよう、関係団体・関係機関等を含めた協議の場において、医療や介護の専門職の関与等に関する検討を行います。

※単位は年間延べ人数。	推計			参考
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度 (2040年度)
事業対象者数(人)	108	115	122	220
訪問介護相当サービス(人)	2,340	2,514	2,689	4,780
訪問型サービス A(人)	175	196	218	477
訪問型サービス B(人)	850	900	950	1,650
訪問型サービス C(人)	120	130	140	280
通所介護相当サービス(人)	5,146	5,350	5,553	7,993
通所型サービス A(人)	38	40	42	67
通所型サービス B(人)	480	480	480	480
通所型サービス C(人)	240	250	260	400
その他の生活支援サービス(人)	0	0	0	0
介護予防ケアマネジメント(人)	4,300	4,500	4,700	7,500

● 一般介護予防事業【所管課：高齢者福祉課】

基本目標1「介護予防・健康づくりと生涯活躍の場づくりの推進」の施策の方向(2)「介護予防の推進とフレイル対策」の事業①～⑤を参照してください。(72～75ページ)

② 包括的支援事業

高齢者が地域で安心して生活できるようにするため、地域包括支援センターが中心となって、保健・医療・福祉に関するサービスを総合的に実施します。また、令和5年の介護保険法改正で、総合相談支援業務の一部委託や介護予防支援の指定対象拡大等が行われることにも留意します。

○ 地域包括支援センターの運営

基本目標2「地域包括ケアシステムの深化・推進」の施策の方向(1)「地域包括支援センターを核とした相談支援の充実」の事業①、③(81～82ページ)

○ 地域包括ケアシステム推進協議会

基本目標2「地域包括ケアシステムの深化・推進」の施策の方向(2)「地域で高齢者を支援する体制の整備」の事業①を参照してください。(83ページ)

○ 生活支援サービスの体制整備

基本目標2「地域包括ケアシステムの深化・推進」の施策の方向(2)「地域で高齢者を支援する体制の整備」の事業③を参照してください。(84ページ)

○ 在宅医療・介護連携の推進

基本目標2「地域包括ケアシステムの深化・推進」の施策の方向(5)「医療と介護の連携の推進」の事業①を参照してください。(91ページ)

○ 認知症施策の推進

基本目標3「認知症高齢者を支える仕組み～「共生」と「予防」～」の施策の方向(1)「認知症の普及啓発、予防と早期発見」の事業①～③、(2)「認知症高齢者のケアと介護者に対する支援」の事業①～⑥を参照してください。(99～104ページ)

③ 任意事業

任意事業は、地域の実情に応じて本市が独自に実施する事業です。本市で実施する事業は、下記のとおりです。

○ 介護給付費適正化事業

基本目標4「持続可能で質の高い介護保険サービスの推進」の施策の方向(5)「地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進」の事業①(135ページ)と、施策の方向(6)「介護給付の適正化の推進」の事業①(136ページ)を参照してください。

○ 家族介護支援事業

基本目標2「地域包括ケアシステムの深化・推進」の施策の方向(6)「家族介護に対する支援」の事業①を参照してください。(93ページ)

○ その他事業

基本目標2「地域包括ケアシステムの深化・推進」の施策の方向(3)「高齢者の在宅生活を見守る取組の充実」の事業③(86ページ)、基本目標3「認知症高齢者を支える仕組み～「共生」と「予防」～」の施策の方向(1)「認知症の普及啓発、予防と早期発見」の事業①～②(99～100ページ)、施策の方向(2)「認知症高齢者のケアと介護者に対する支援」の事業⑥(104ページ)、施策の方向(3)「高齢者虐待の防止と成年後見制度の推進」の事業②(107ページ)を参照してください。

(4) サービス基盤の整備

中期的な介護ニーズの見通し等について、サービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方や既存施設・事業所の今後の在り方も含めて検討します。第9期計画期間中の本市における地域密着型サービス、介護保険施設の基盤整備に対する考え方は、次のとおりです。

(ア) 地域密着型サービス

本市に住む高齢者が介護を要する状態となっても、住み慣れた地域で可能な限り暮らし続けることを支援する観点から、第9期計画においては第8期計画期間中の実績も踏まえ、公募等により小規模多機能型居宅介護又は看護小規模多機能型居宅介護を1施設整備、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を1施設公募する目標を設定します。また、公募を必要としない施設として、認知症対応型通所介護を2施設、認知症対応型共同生活介護を1施設整備する目標を設定します。

■小規模多機能型居宅介護又は看護小規模多機能型居宅介護の整備目標

圏域名	令和5年度 末総整備数	第9期計画			令和8年度末 総整備数
		令和6年度 整備	令和7年度 整備	令和8年度 整備	
東部	1 施設	公募	1	-	2 施設
中央第一					
中央第二					
中央第三					
西部					

■定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備目標

圏域名	令和5年度 末総整備数	第9期計画			令和8年度末 総整備数
		令和6年度 整備	令和7年度 整備	令和8年度 整備	
東部	1 施設	-	-	公募	1 施設
中央第一					
中央第二					
中央第三					
西部					

※令和9年度末までに新たに1施設整備し、既存の1施設と合わせ2施設となります。

(イ) 施設サービス

第9期計画においては、広域型の施設の新たな整備目標は設定しません。

(5) 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進

介護サービスを必要とする高齢者の増加と、令和 22(2040)年までの中長期的な見通しの中での生産年齢人口の減少を背景として、我が国全体として介護従事者の不足が懸念されており、地域の高齢者介護を支える人的基盤の確保が大きな課題となっています。現在、政府は 2020 年代初頭までに家族の介護を理由とした離職の防止等を図るべく「介護離職ゼロ」を推進しており、必要な介護サービスの確保と働く環境改善・家族支援を両輪に位置付けています。

高齢者介護を支える人材の確保は「介護離職ゼロ」実現に向けて欠かすことのできない取組です。個々の事業所における人材の確保・育成については、一義的には各介護保険事業者が自ら実施するべきものですが、本市は保険者として、事業者に対する指導・監督等を通して、事業者に対する情報提供や可能な限りの事務負担軽減に努めたり、事業者同士の連携を促したり、介護従事者の研修会等の開催支援や相談支援を行います。また、ハラスメント対策を含めた働きやすい環境づくりに向けた取組を推進します。

介護現場の持続可能性を確保していくためには、介護職員の確保・育成に加え、元気な高齢者、外国人など多様な人材を介護の支え手として位置付けて、地域や介護現場で健康づくり・介護予防に取り組む中での活躍を促すことも有効と考えられます。また、人的制約がある中で質の高いサービスが提供できる環境を維持していくためには、介護現場における業務の見直しや就労しやすい環境の整備、ロボット・ICT(国が定める標準様式及び「電子申請・届出システム」の使用の基本原則化など)を視野に入れる必要があります。こうした様々な取組を通じて、介護現場革新の取組を進めることが求められています。

さらに、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備や人材確保の観点から、共生型サービスの活用も重要です。

介護保険サービスは、利用者のニーズに対応した十分な量のサービスが提供されるだけでなく、提供されるサービスが真に利用者の日常生活を向上させるものであることや、利用者が満足する水準であることが求められます。適切なサービスが提供されることは、介護給付に要する費用の効率化に繋がり、介護保険制度の強化に資することとなることから、保険者として取組の強化を図ります。

要介護認定を遅滞なく適正に実施するために、認定審査会の簡素化や認定事務の効率化を進めつつ、必要な体制を整備していきます。

● 事業

① 介護保険事業者支援事業

【所管課:高齢者福祉課】

○事業の概要

介護保険サービスの質の向上及び充実を図るため、介護サービスの円滑な提供と市・事業者相互の連携強化を図るために設立された坂戸市介護保険事業者連絡会との連携を通じた介護サービス事業者に対する集団指導や研修会、ケアマネジャーを対象とした研修会を実施するものです。また、介護サービス事業所に対する運営指導等を通じ、事業運営に係る理解を促進し、介護サービスの質の向上と介護給付の適正化を図るものです。

○今後の方針

坂戸市介護保険事業者連絡会とさらなる連携を図り、介護保険制度改正や実務における助言、指導、高齢者支援におけるスキルアップを図る機会として研修会を引き続き開催します。また、介護現場の安全性の確保及びリスクマネジメントの推進については、国が示している事故報告様式を活用して、報告された事故情報を適切に分析し、介護現場に対する指導や支援等の取組を行います。

○今後の見込量

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護サービス事業所、ケアマネジャーへの研修会開催回数(年間)	3回	3回	3回	3回

(6)介護給付の適正化の推進

市は保険者として、被保険者のケアプランが適切に作成され、それに基づく介護サービスが適正に給付されていることや、介護報酬の請求が適正に行われていることを確認し、市民の介護保険制度に対する信頼性の向上を図ることが必要です。埼玉県国民健康保険団体連合会が提供する給付実績を活用しながら、必要に応じて事業所に対する立ち入り指導を行うなど、適切な介護サービス提供体制の確保に向けた取組を行います。また、地域差改善や介護給付費の適正化に向けて県と協議します。

● 事業

① 給付適正化事業

【所管課：高齢者福祉課】

○事業の概要

介護保険事業の健全な運営に資するため、事業者に対し、介護保険制度の趣旨を踏まえ、適切なサービスの提供、給付、請求が行われているかという観点から指導を行い、制度に対する信頼性と利用者に対する適切な介護サービスの確保に努めます。また、埼玉県国民健康保険団体連合会と連携して、適正化システムを活用し、過剰なサービス供給の抑制に努めます。

○今後の方針

国において、給付適正化5事業(①要介護認定の適正化(認定調査状況チェック)、②ケアプランの点検(ケアマネジメントの適正化)、③住宅改修等の点検、福祉用具購入・貸与の調査、④縦覧点検、医療情報との突合、⑤介護給付費通知)の見直しが図られました。今後は、効果的・効率的に事業を実施するため、要介護認定の適正化、ケアプラン点検、縦覧点検・医療情報との突合の主要3事業を中心に取り組んでいきます。

国保連合会の介護給付適正化システムにより出力される給付実績等の帳票を活用し、効果等が期待される帳票を優先して点検を行うとともに、国保連合会への委託等を検討することや、取組状況を公表します。

○今後の見込量

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認定調査員に対する研修の回数	年2回	年2回	年2回	年2回
ケアプランの点検を行う事業所数	3事業所	3事業所	3事業所	3事業所
認定調査票及び認定調査票特記事項の内容確認	全件	全件	全件	全件

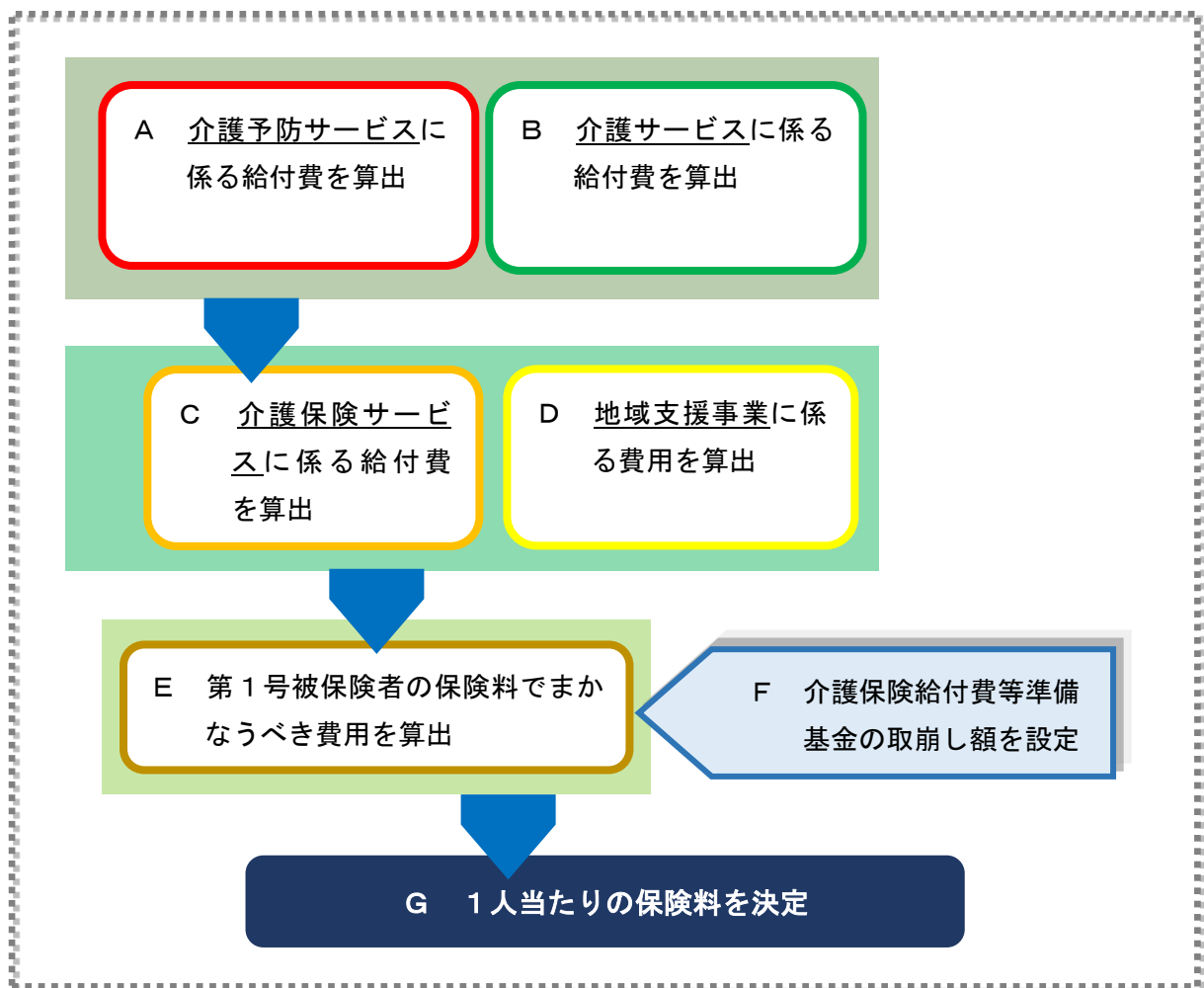
第5章 介護保険事業に関する 総費用の推計と介護保険料の設定

1 費用の推計と介護保険料の算出手順

第1号被保険者の保険料推計は、下図に示すように、本市の介護保険サービス水準とそれに伴うサービス利用量見込みに基づき、居宅サービスと施設サービス、介護予防サービスの給付費を計算し、さらに地域支援事業に係る費用を加えて第1号被保険者の保険料でまかなうべき費用を算出し、介護保険給付費等準備基金等の取り崩し額を加味した上で、保険料必要額を算出します。

この保険料必要額を、保険料基準額の段階ごとの人数と予定保険料収納率を踏まえた収納者数で割り、1人当たりの保険料を求めます。

■保険料推計のフロー図



2 第9期介護保険事業計画の総費用の推計

(1) 予防給付費及び介護給付費の推計

第9期計画期間中の予防給付費及び介護給付費は、次のとおりです。第4章に掲載した基本施策5(介護保険事業の推進)で見込んだ各サービスの利用者数・回数(日数)に基づき、算出しました。

■介護予防サービスに係る給付費

(年間の総給付費 単位:千円)

サービスの種類	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
1 介護予防サービス				
① 介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0
② 介護予防訪問看護	21,790	22,992	24,085	68,867
③ 介護予防訪問リハビリテーション	8,491	8,831	9,174	26,496
④ 介護予防居宅療養管理指導	11,491	11,902	12,175	35,568
⑤ 介護予防通所リハビリテーション	53,198	54,954	56,236	164,388
⑥ 介護予防短期入所生活介護	1,313	1,549	1,784	4,646
⑦ 介護予防短期入所療養介護	696	739	782	2,217
⑧ 介護予防福祉用具貸与	33,645	34,355	35,126	103,126
⑨ 特定介護予防福祉用具購入費	2,771	3,046	3,365	9,182
⑩ 介護予防住宅改修費	9,786	10,698	11,763	32,247
⑪ 介護予防特定施設入居者生活介護	47,435	54,719	57,779	159,933
介護予防サービス 計	190,616	203,785	212,269	606,670
2 地域密着型介護予防サービス				
① 介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0
② 介護予防小規模多機能型居宅介護	483	483	483	1,449
③ 介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0
地域密着型介護予防サービス 計	483	483	483	1,449
3 介護予防支援				
	29,567	30,706	31,399	91,672
予防給付費計(小計)…A	220,666	234,974	244,151	699,791

■介護サービスに係る給付費

(年間の総給付費 単位:千円)

サービスの種類	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
1 居宅サービス				
① 訪問介護	480,191	502,985	521,439	1,504,615
② 訪問入浴介護	39,243	40,874	42,558	122,675
③ 訪問看護	171,013	178,969	186,058	536,040
④ 訪問リハビリテーション	43,449	45,895	47,122	136,466
⑤ 居宅療養管理指導	109,149	114,953	119,384	343,486
⑥ 通所介護	702,988	740,509	767,476	2,210,973
⑦ 通所リハビリテーション	285,476	299,377	310,061	894,914
⑧ 短期入所生活介護	133,033	138,776	145,141	416,950
⑨ 短期入所療養介護	25,906	29,149	29,149	84,204
⑩ 福祉用具貸与	223,306	230,895	240,097	694,298
⑪ 特定福祉用具購入費	8,329	8,571	8,571	25,471
⑫ 住宅改修費	13,731	15,890	17,824	47,445
⑬ 特定施設入居者生活介護	532,431	625,943	653,440	1,811,814
居宅サービス 計	2,768,245	2,972,786	3,088,320	8,829,351
2 地域密着型サービス				
① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	18,432	21,942	23,387	63,761
② 地域密着型通所介護	315,839	330,687	344,307	990,833
③ 認知症対応型通所介護	0	1,690	3,446	5,136
④ 小規模多機能型居宅介護	95,609	95,561	95,561	286,731
⑤ 認知症対応型共同生活介護	395,440	414,600	444,077	1,254,117
⑥ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	98,162	98,114	98,114	294,390
⑦ 看護小規模多機能型居宅介護	4,169	15,641	75,038	94,848
地域密着型サービス 計	927,651	978,235	1,083,930	2,989,816
3 施設サービス				
① 介護老人福祉施設	1,440,537	1,455,082	1,471,073	4,366,692
② 介護老人保健施設	797,252	813,134	829,631	2,440,017
③ 介護医療院	135,458	144,394	152,359	432,211
施設サービス 計	2,373,247	2,412,610	2,453,063	7,238,920
4 居宅介護支援	350,419	367,260	380,840	1,098,519
介護給付費計(小計)…B	6,419,562	6,730,891	7,006,153	20,156,606
総給付費(合計)A+B	6,640,228	6,965,865	7,250,304	20,856,397

(2)標準給付費の推計

総給付費に、特定入所者介護サービス費等給付額(介護保険施設等に入所していたり、通所介護等を利用する低所得者の食事と居住費(滞在費)の一部を給付するもの)等を加えて、標準給付費を算出します。

【標準給付費見込額の算出方法】

標準給付費見込額(3年間合計)	21,970,974,530 円
= 総給付費	20,856,397,879 円
+ 特定入所者介護サービス費等給付額	535,457,710 円
+ 高額介護サービス費等給付額	496,435,014 円
+ 高額医療合算介護サービス費等給付額	67,788,807 円
+ 算定対象審査支払手数料	14,895,120 円

■標準給付費見込額(単位:円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
総給付費	6,640,228,879	6,965,865,000	7,250,304,000	20,856,397,879
特定入所者介護サービス費等給付額	174,798,802	177,690,702	182,968,206	535,457,710
高額介護サービス費等給付額	162,024,875	164,754,104	169,656,035	496,435,014
高額医療合算介護サービス費等給付額	22,021,664	22,556,171	23,210,972	67,788,807
算定対象審査支払手数料	4,838,840	4,956,200	5,100,080	14,895,120
審査支払手数料支払い件数	120,971 件	123,905 件	127,502 件	372,378 件

標準給付費見込額 …C	7,003,913,060	7,335,822,177	7,631,239,293	21,970,974,530
----------------	---------------	---------------	---------------	----------------

(3)地域支援事業費の推計

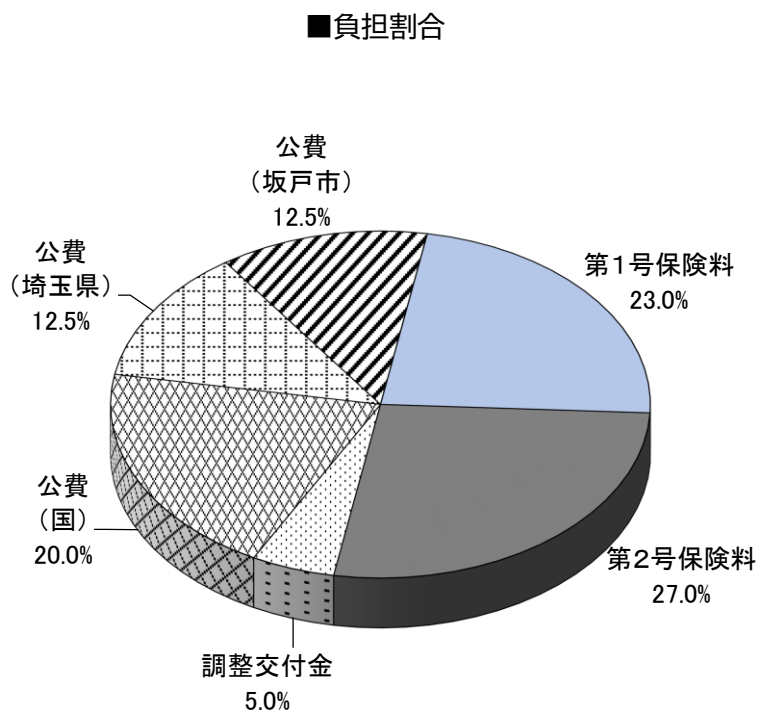
地域支援事業費は、介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業に係る給付費を積み上げて算出します。

■地域支援事業費見込額(単位:円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
地域支援事業費…D	456,624,000	470,048,442	483,472,884	1,410,145,326
うち介護予防・日常生活支援総合事業	262,587,000	274,597,442	286,607,884	823,792,326
うち包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業費	158,410,000	159,824,000	161,238,000	479,472,000
うち包括的支援事業(社会保障充実分)	35,627,000	35,627,000	35,627,000	106,881,000

(4)第1号被保険者の保険料でまかなうべき費用

介護保険サービス給付の財源及び地域支援事業の財源として、第1号被保険者の負担割合は23.0%になっています。



※施設サービス給付費、地域支援事業費(包括的支援事業、任意事業)については、第2号保険料、調整交付金、公費の比率が一部異なります。

保険給付に要する費用の財源は、40歳以上の被保険者が負担する保険料と、国・都道府県・市町村が負担する公費でまかなわれ、保険料と公費の割合は原則として50%ずつとなっています。なお、国の負担分のうち5%分は「財政調整交付金」(以下「調整交付金」)として、各市町村の後期高齢者比率や高齢者の所得状況の格差による第1号被保険者の負担能力を勘案して調整交付されることとなっています。

【第1号被保険者の保険料でまかなうべき費用】

○第1号被保険者の負担額

$$= (\text{標準給付費見込額} + \text{地域支援事業費})(3\text{年分}) \times \text{第1号被保険者保険料率}(23\%)$$

$$= 5,377,657,567 \text{ 円} \cdots (a)$$

○調整交付金相当額のうち、本市の第1号被保険者の保険料でまかなう額

$$= \text{標準給付費見込額}(3\text{年分}) \times \alpha$$

$$+ \text{地域支援事業費}(\text{介護予防} \cdot \text{日常生活支援総合事業})(3\text{年分}) \times \alpha$$

$$= 1,058,146,342 \text{ 円} \cdots (b)$$

○第1号被保険者の保険料でまかなうべき費用(3年分)…E

$$= (a) + (b)$$

$$= 6,435,803,909 \text{ 円}$$

※ $\alpha = \text{調整交付金標準交付率}(5\%) - \text{調整交付金交付見込率}(\text{約 } 0.36\%)$

(5)第1号被保険者の保険料必要額

本市は、介護保険給付費等準備基金(以下「準備基金」)を設置して、保険給付に要する費用が不足する場合に備えています。第9期計画期間の第1号被保険者の保険料の増加を可能な限り抑制するため、準備基金から1,124,000,000円を取り崩します。

【第1号被保険者保険料必要額】

○準備基金の取崩し額…F 1,124,000,000 円

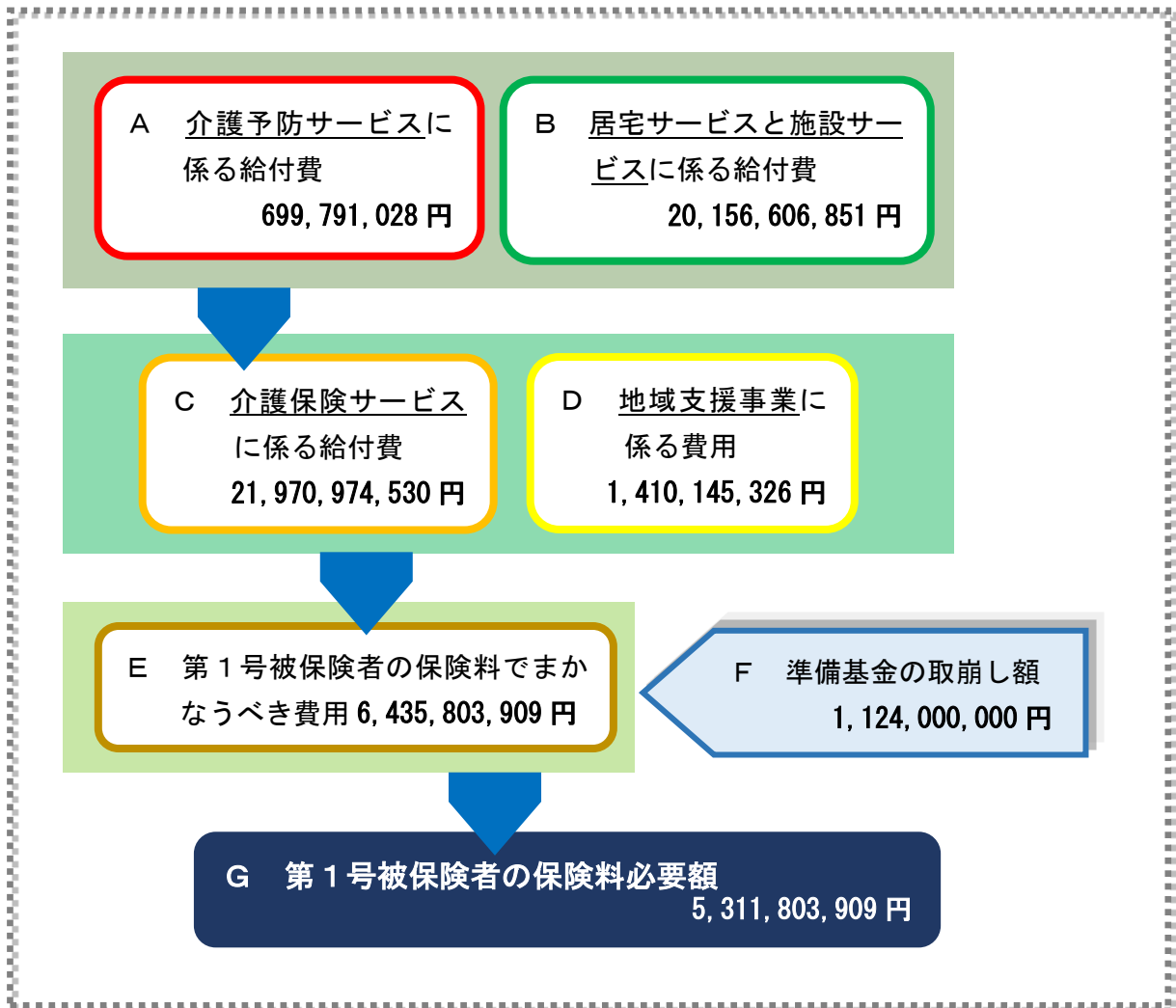
○第1号被保険者保険料必要額…G

$$= \text{第1号被保険者の保険料でまかなうべき費用} - \text{準備基金の取崩し額}$$

$$= 5,311,803,909 \text{ 円}$$

ここまでの推計結果をまとめると、次のとおりです。

■第1号被保険者保険料推計のフロー図



3 所得段階別保険料率

(1) 所得段階の設定

第1号被保険者の1人当たりの保険料(年額)は、所得状況により 16 段階の区分を設け、基準額を中心に0.455～2.4 倍の金額で設定します。各段階における対象者と保険料率の設定、本市における各段階別人数(予測)は次のとおりです。

■ 所得段階別保険料率の設定

所得段階	対象者	保険料率の設定
第1段階	生活保護受給者、市民税非課税世帯の人で老齢福祉年金を受給している人及び市民税非課税世帯の人で前年の合計所得金額から公的年金所得を差し引いた額と課税年金収入額の合計が 80 万円以下	基準額× 0.455
第2段階	市民税非課税世帯で、前年の合計所得金額から公的年金所得を差し引いた額と課税年金収入額の合計が 80 万円を超え 120 万円以下	基準額× 0.685
第3段階	市民税非課税世帯で、第1段階、第2段階に該当しない人	基準額×0.69
第4段階	本人が市民税非課税で、前年の合計所得金額から公的年金所得を差し引いた額と課税年金収入額の合計が 80 万円以下(市民税課税世帯)	基準額×0.9
第5段階 (基準額)	本人が市民税非課税で、第4段階に該当しない人(市民税課税世帯)	基準額×1.0
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 120 万円未満	基準額×1.2
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満	基準額×1.3
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満	基準額×1.5
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 320 万円以上 420 万円未満	基準額×1.7
第10段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 420 万円以上 520 万円未満	基準額×1.8
第11段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 520 万円以上 620 万円未満	基準額×1.9
第12段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 620 万円以上 720 万円未満	基準額×2.0
第13段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 720 万円以上 820 万円未満	基準額×2.1
第14段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 820 万円以上 920 万円未満	基準額×2.2
第15段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 920 万円以上 1,000 万円未満	基準額×2.3
第16段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 1,000 万円以上	基準額×2.4

■各段階別の被保険者数の予測(単位:人)

所得段階	比率	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
第1段階	14.0%	4,217	4,211	4,198	12,626
第2段階	7.8%	2,354	2,350	2,342	7,046
第3段階	6.5%	1,966	1,963	1,956	5,885
第4段階	12.3%	3,687	3,680	3,668	11,035
第5段階	14.4%	4,317	4,309	4,295	12,921
第6段階	16.6%	4,983	4,974	4,958	14,915
第7段階	15.5%	4,659	4,651	4,635	13,945
第8段階	7.2%	2,174	2,170	2,163	6,507
第9段階	2.3%	702	701	698	2,101
第10段階	1.0%	293	292	291	876
第11段階	0.6%	189	189	188	566
第12段階	0.3%	97	97	96	290
第13段階	0.2%	75	75	74	224
第14段階	0.2%	50	50	50	150
第15段階	0.2%	46	45	45	136
第16段階	0.9%	270	269	268	807
合計	100.0%	30,079	30,026	29,925	90,030

(2)補正後被保険者数の算出

保険料基準額(1人当たり年額)を算出するためには、単に第1号被保険者の保険料必要額を第1号被保険者総数で除するのではなく、第1号被保険者総数に本市の所得段階ごとの被保険者の分布状況や、保険料の収納率の状況を加味する必要があります。

まず、第1号被保険者総数に本市の所得段階ごとの被保険者の分布状況を反映させるため、各段階の被保険者数に保険料率(補正係数)を乗じて、各所得段階の補正後被保険者数を算出します。第1～第16段階の補正後被保険者数を合算した本市の令和6(2024)年～令和8(2026)年度の補正後被保険者総数は、93,125人となります。

(3) 保険料基準額と所得段階別の保険料

保険料基準額(1人当たり年額)の算出において、保険料収納率の状況を反映させるためには、(2)で算出した補正後被保険者数に予定保険料収納率を乗じた「収納者数」を計算する必要があります。第9期計画期間の予定保険料収納率は、近年の実績を踏まえて 97.0%と見込みます。

続いて、第1号被保険者の保険料必要額を収納者数(令和6(2024)年～令和8(2026)年度の合計)で除すことにより、第9期計画期間の本市における保険料基準額を算出すると、58,800円となります。保険料基準額 58,800円を所得段階ごとの保険料率設定にあてはめると、各所得段階の保険料は次のようになります。

■所得段階別保険料

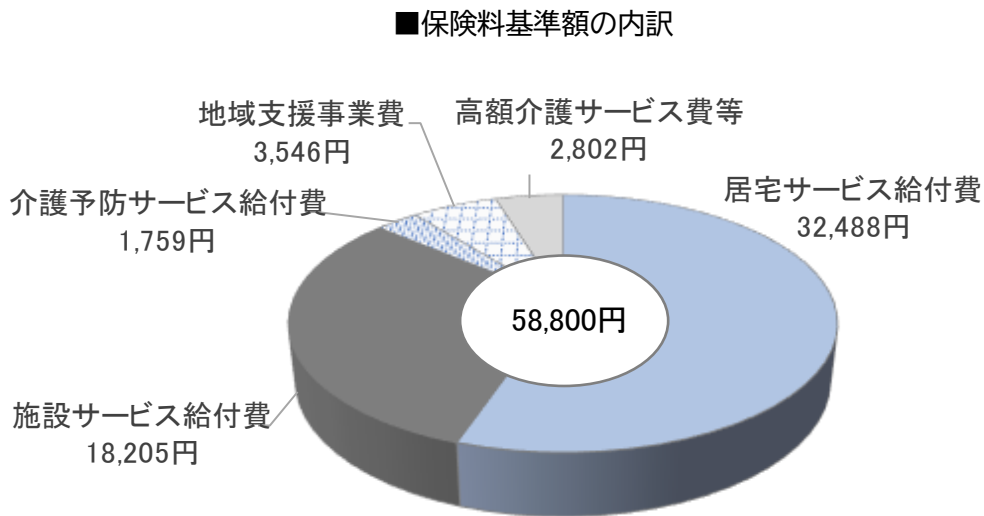
所得段階	保険料率の設定	1人当たりの保険料年額	参考:月額
第1段階	基準額×0.455※	26,750円	2,220円
第2段階	基準額×0.685※	40,270円	3,350円
第3段階	基準額×0.69※	40,570円	3,380円
第4段階	基準額×0.9	52,920円	4,410円
第5段階	基準額×1.0	58,800円	4,900円
第6段階	基準額×1.2	70,560円	5,880円
第7段階	基準額×1.3	76,440円	6,370円
第8段階	基準額×1.5	88,200円	7,350円
第9段階	基準額×1.7	99,960円	8,330円
第10段階	基準額×1.8	105,840円	8,820円
第11段階	基準額×1.9	111,720円	9,310円
第12段階	基準額×2.0	117,600円	9,800円
第13段階	基準額×2.1	123,480円	10,290円
第14段階	基準額×2.2	129,360円	10,780円
第15段階	基準額×2.3	135,240円	11,270円
第16段階	基準額×2.4	141,120円	11,760円

※第1段階については、公費による軽減措置が図られることとなり、保険料率は基準額×0.285、1人当たりの保険料年額は16,750円となります。

※第2段階については、公費による軽減措置が図られることとなり、保険料率は基準額×0.485、1人当たりの保険料年額は28,510円となります。

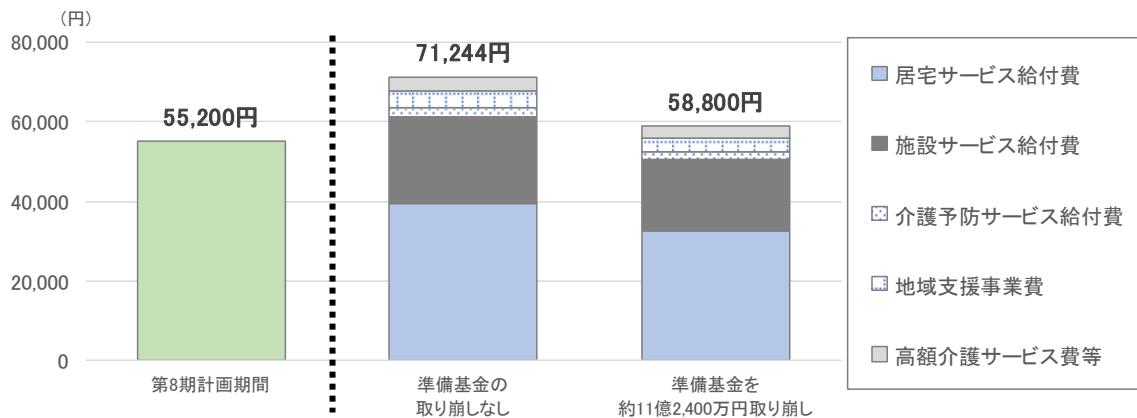
※第3段階については、公費による軽減措置が図られることとなり、保険料率は基準額×0.685、1人当たりの保険料年額は40,270円となります。

保険料基準額 58,800 円の内訳をしてみると、次のようになります。



参考として、準備基金の取り崩しを全く行わない場合の保険料基準額を試算すると、71,244 円(月額 5,937 円)となり、準備基金の取り崩しによって保険料基準額の増加幅が 12,444 円分圧縮されたことがわかります。

■保険料基準額の内訳(準備基金取崩し前後)



	第8期 計画期間	第9期計画期間		
		準備基金の取り崩し をしない場合(参考)	準備基金を約11 億2,400万円取 り崩す場合	差額(圧縮額)
居宅サービス給付費		39,362 円	32,488 円	6,874 円
施設サービス給付費		22,058 円	18,205 円	3,853 円
介護予防サービス給付費		2,132 円	1,759 円	373 円
地域支援事業費		4,296 円	3,546 円	750 円
高額介護サービス費等		3,396 円	2,802 円	594 円
合計	55,200 円	71,244 円	58,800 円	12,444 円

4 中期的な費用推計

団塊ジュニア世代が65歳を迎える令和22(2040)年にかけて、本市では高齢化率が上昇するとともに、要介護認定者数も増加が見込まれます。

本市における標準給付費見込額、地域支援事業費、保険料基準額の中期的な推計は次のとおりです。令和22(2040)年度における標準給付費見込額と地域支援事業費の合計は10,288,722,753円、保険料基準額は7,373円となる見込みです。

■中期的な費用推計(単位:円)

	令和12年度	令和22年度
標準給付費見込額(A)	8,799,976,580	9,676,415,742
地域支援事業費(B)	506,737,415	612,307,011
合計(A+B)	9,306,713,995	10,288,722,753
介護保険料基準額	6,308	7,373

第6章 計画の推進体制

1 計画の推進体制

(1) 計画の進行管理

第9期計画の基本理念「互いを認め合い、健康で心豊かに暮らせるまち」の実現に向けて、本市は国や埼玉県等の関係機関の動向を注視しながら、計画に位置づけた4つの基本目標とそれぞれの事業を推進します。

計画の実効性を確保するためには、PDCAサイクルにより進捗状況を適切に管理し、課題が生じていることが明らかになった場合は、改善を図る必要があります。市は、第9期計画の進捗状況や達成状況、地域包括ケアシステムの構築状況の点検などを定期的に評価し、その結果を坂戸市高齢者福祉及び介護保険事業審議会に報告し、審議会における確認を通して課題を明らかにします。点検にあたっては国が提供する点検ツールなどを活用し、また、課題については、以後の本市の高齢者福祉施策に反映させて、できる限り速やかに改善のための取組を進めます。

(2) 計画の目標

平成 29(2017)年の介護保険法改正により、高齢者の自立支援や重度化防止の取組の推進のため、市町村の保険者機能の強化の仕組みが導入されました。具体的には、各市町村が地域の実情に則して、高齢者の自立支援や重度化防止の取組についての目標、介護給付等に要する費用の適正化に関する取組についての目標を設定し、それらの目標に対する実績評価及び評価結果の公表を行うこととされました。こうした目標の達成状況に応じて、国が市町村に交付する「保険者機能強化推進交付金」、「介護保険保険者努力支援交付金」といった制度が創設されており、交付金を高齢者の自立支援、介護予防、重度化防止等に関する取組の推進に充てることを通して、取組の更なる推進が期待されています。

本市は、高齢者の自立支援や重度化防止の取組についての目標、介護給付等に要する費用の適正化に関する取組についての目標を次のとおり設定します。

■基本目標1 介護予防・健康づくりと生涯活躍の場づくりの推進

指標名【事業名】	現状値(令和5年度)	目標値(令和8年度)
フレイルの認知度(※1) 【施策の方向2】介護予防の推進とフレイル対策 【事業2】 介護予防普及啓発事業(一般介護予防事業)	31.6%	40.0%
お達者体操グループ数 【施策の方向2】介護予防の推進とフレイル対策 【事業3】 地域介護予防活動支援事業(一般介護予防事業)	45 グループ	51 グループ

指標名【事業名】	現状値(令和5年度)	目標値(令和8年度)
介護予防のための通いの場の参加状況(※2) 【施策の方向2】介護予防の推進とフレイル対策 【事業4】 一般介護予防事業評価事業(一般介護予防事業)	4.6%	6.0%
職員派遣回数 【施策の方向2】介護予防の推進とフレイル対策 【事業5】地域リハビリテーション活動支援事業(一般介護予防事業)	40回	45回

※1 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果より「フレイルを知っている」と回答した者の割合

※2 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果より「介護予防のための通いの場へ参加している」と回答した者の割合

■基本目標2 地域包括ケアシステムの深化・推進

指標名【事業名】	現状値(令和5年度)	目標値(令和8年度)
地域包括支援センターの認知度(※3) 【施策の方向1】地域包括支援センターを核とした相談支援の充実 【事業1】 地域包括支援センター設置・運営	45.0%	50.0%
地域づくり担い手講座の受講者実人数 【施策の方向2】地域で高齢者を支援する体制の整備 【事業2】 生活支援体制整備事業	30人	45人
在宅医療相談室で受けた相談件数 【施策の方向5】医療と介護の連携の推進 【事業1】 在宅医療・介護連携推進事業	100件	130件
避難行動被支援希望者登録台帳登録者数 【施策の方向8】災害・感染症対策に係る体制整備 【事業1】 地域における防災・防犯の支援	1,130人	1,200人

※3 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果より「地域包括支援センターを知っている」と回答した者の割合

■基本目標3 認知症高齢者を支える仕組み～「共生」と「予防」～

指標名【事業名】	現状値(令和5年度)	目標値(令和8年度)
認知症サポーター養成講座受講者数(単年度) 【施策の方向1】認知症の普及啓発、予防と早期発見 【事業1】 認知症啓発事業	305人	400人
認知症の相談窓口の認知状況(※4) 【施策の方向2】認知症高齢者のケアと介護者に対する支援 【事業3】 認知症ケア相談室	27.3%	30.0%
おれんじカフェ設置数 【施策の方向2】認知症高齢者のケアと介護者に対する支援 【事業4】 おれんじカフェの設置	18か所	20か所

指標名【事業名】	現状値(令和5年度)	目標値(令和8年度)
キーホルダー配布件数 【施策の方向2】認知症高齢者のケアと介護者に対する支援 【事業6】 見守りキーホルダー配布事業	90件	125件
市長申立て利用者数 【施策の方向2】高齢者虐待の防止と成年後見制度の推進 【事業2】 成年後見センター運営事業	10人	14人

※4 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果より「認知症の相談窓口を知っている」と回答した者の割合

■基本目標4 持続可能で質の高い介護保険サービスの推進

指標名【事業名】	現状値(令和5年度)	目標値(令和8年度)
小規模多機能型居宅介護 又は看護小規模多機能型居宅介護 【施策の方向4】サービス基盤の整備	1施設	2施設
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 【施策の方向4】サービス基盤の整備	1施設	1施設
認知症対応型通所介護 【施策の方向4】サービス基盤の整備	なし	2事業所
認定調査員に対する研修の回数 【施策の方向6】介護給付の適正化の推進 【事業1】 給付適正化事業	年2回	年2回
認定調査票及び認定調査票特記事項の内容確認 【施策の方向6】介護給付の適正化の推進 【事業1】 給付適正化事業	全件	全件
ケアプランの点検を行う事業所数 【施策の方向6】介護給付の適正化の推進 【事業1】 給付適正化事業	3事業所	3事業所

第7章 第2期坂戸市成年後見制度 利用促進基本計画

1 計画の目的

本市では、成年後見制度を的確に利用できるような支援を行うとともに、制度の利用を促進するため、坂戸市成年後見センター(以下「センター」という。)を開設し、認知症高齢者やひとり暮らし障害者等が住み慣れた地域で生活できるよう、成年後見制度に対する取組を継続的・体系的に実施します。

坂戸市成年後見制度利用促進基本計画(以下「本計画」という。)は、制度の利用が必要な人への支援や制度の理解を進める対応が必要となることから、坂戸市の成年後見制度の利用の促進に関する施策の体系を整理し、総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

2 位置付け

本計画は、上位計画に位置づけられる第7次坂戸市総合計画の下位計画並びに、坂戸市高齢者福祉計画・介護保険事業計画及び坂戸市障害者計画・坂戸市障害福祉・坂戸市障害児福祉計画との一体的な整合、連携を図ります。

3 期間

令和6(2024)年度から令和8(2026)年度の3年間を計画期間とします。

4 基本理念

本計画に基づき、全ての市民が生涯を通して地域の中で安心して自分らしく暮らせるよう地域での支え合いを促進し、多様な活動主体との連携を深め、地域共生社会の実現に取り組みます。

策定に当たり、成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28(2016)年法律第29号)(以下「促進法」という。)と国の成年後見制度利用促進基本計画等を勘案し、今後、利用の必要性が高まると考えられる成年後見制度について、制度の利用が必要な人への支援や市民への制度の理解を進める施策の体系を整理し、市が主体となり総合的に推進していく計画とします。

また、成年後見制度の運営に当たっては、次の理念・考え方を取り入れるものとします。

(1)ノーマライゼーション

判断能力が低下した者と健常者とは、お互いが特別に区別されることなく、社会生活を共にするのが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする理念

(2)自己決定権の尊重

本人の判断能力が充分でなくても、できる限り本人の意思を尊重しながら支援するべきであるとする理念

(3)現有能力の活用

認知症高齢者、知的障害、精神障害等により、判断能力が低下している場合でも、その者が持つ現有能力やエンパワーメントにアプローチする支援を行うとする理念

(4)身上配慮

成年後見人等の職務は財産的なものに偏りがちですが、その職務を行うにあたっては、本人の心身・生活の状況に配慮して行わなければならないとする理念

5 実施体制

(1)組織

促進法における中核機関としてセンターを高齢者福祉課に置くこととし、関係団体の連携体制強化のために設置する協議会は、現存する団体、会議、チーム等を活用して組織します。

(2)連携体制

地域連携ネットワークとして、坂戸市見守りネットワークを充実させ、市民、民間企業やボランティア団体等の拡大充実を図ります。また、市民の方をはじめ、家庭裁判所、社会福祉協議会、民間企業等が連携協力しあえる体制を目指します。

○地域連携ネットワークにおける関係者等の役割と連携

弁護士、司法書士、社会福祉士等、後見に関する専門職が相談や支援を担うとともに、介護保険事業者連絡会や医療機関、福祉関係団体、介護サービス事業者、障害者福祉サービス事業者等の関係機関においても、日常業務において制度利用が必要な人を発見し、繋ぐ役割としての参画を促します。

また、地域では、民生委員・児童委員や自治会等とともに、民間団体やNPO等においても、地域での日常の見守り活動や気づきから利用支援の窓口へ繋ぐことに努めていただきます。

さらに、本人の見守りや本人の意思の確認などを継続的に把握し、支援が必要な本人へのアプローチとしてチームを置き、地域ケア会議等をチームにすべく既存の繋がりを活用します。

6 基本方針

本市の基本理念に則り次の3点を基本方針とします。

- 1 個人としての尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい生活の保障
- 2 自己の意思決定支援の重視と自発的意思の尊重
- 3 財産管理のみならず、適切な身上の保護

計画の施策体系

基本施策		目標	実行プラン
1	利用者 がメリ ットを 実感 でき る制 度の 運用	1 制度の利用しやすさの向上	<ol style="list-style-type: none"> 1 制度利用に向けた相談対応の充実 2 適切な後見人等候補者の推薦 3 申立者の負担軽減 4 市長申立手続の円滑化
		2 利用者の意思決定支援や身上保護の側面を重視した運用	<ol style="list-style-type: none"> 1 後見人等への支援の拡充 2 利用者に対する相談体制の充実 3 成年後見制度利用助成金事業の円滑な運用
2	権利擁護 支援の 地域連 携の仕 組みづ くり	1 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域連携ネットワークの推進体制の構築 2 地域連携ネットワークの中核機関の運営 3 権利擁護支援の「チーム」による対応
		2 成年後見等の担い手の確保	<ol style="list-style-type: none"> 1 市民後見人等の養成等 2 親族後見人等への支援 3 法人後見活動の促進
3	制度の 理解促 進と 適正な 運用に 向けて	1 制度の周知啓発	<ol style="list-style-type: none"> 1 市民への周知啓発 2 地域連携ネットワークを活用した周知啓発 3 後見人等への周知啓発
		2 制度の適正な運用の促進	<ol style="list-style-type: none"> 1 後見人等への支援促進 2 関係機関等との連携推進

(1)基本施策1 利用者がメリットを実感できる制度の運用

成年後見人等による財産管理の側面のみならず、認知症高齢者や障害者の意思を丁寧にくみ取り、意思決定支援や身上保護の側面を重視していきます。

また、生活課題への対応や複合的な課題を抱える世帯等に対し、適切な情報提供ができるよう、関係機関と連携します。

このためには、福祉サービス等を提供する側の情報共有をはじめとした連携を図り、適切にサービスに繋げるとともに、利用者が分かりやすく、使いやすい制度の運用ができる事業展開を図ります。

なお、成年後見制度の利用者の能力に応じた対応を可能とする観点から、成年後見とともに保佐及び補助の利用促進を図るほか、利用者の自発的意思を尊重する観点から、任意後見制度を適切かつ安心して利用するための取組として周知を図ります。

さらに、相談体制においては、制度利用への繋ぎや制度の利用中における支援体制を構築します。

(2)基本施策2 権利擁護支援の地域連携の仕組みづくり

権利擁護支援が必要な人へ、適切に福祉サービス等に繋げていくために、地域関係団体や関係機関とのネットワークによる連携体制が重要であり、中核機関を中心とした権利擁護支援に繋げていきます。

権利擁護が必要な人へのアプローチやニーズの把握などのほか、困難ケースへの対応は、地域の関係団体等と連携した取組ができるようネットワークの活用を図ります。

なお、地域連携ネットワークにおける個人情報については、個人情報保護法等に基づき適正に取り扱うこととします。

また、権利擁護の支援のため、市民後見人等候補者の養成やその支援の充実とともに、親族後見人等への相談対応などの拡充を図ります。

さらに、他に適切な成年後見人等が得られず、制度の利用に繋がらない人に対しては、法人後見事業者と協議し連携します。

(3)基本施策3 制度の理解促進と適正な運用に向けて

成年後見制度を利用する人や制度を必要とする人が増加していくことを踏まえ、地域社会においてより一層制度の理解を深めていく必要があります。制度の理解促進のため、成年後見制度が生活を守り、権利を擁護する重要な手段であることの周知啓発について、対象者の拡大や手法の見直しなどに取り組みます。

また、地域の関係団体等で構成する地域連携ネットワークを効果的に活用し、ネットワーク内における制度の理解促進とともに、関係団体内における制度の理解の促進を図り、関係団体間の情報共有や連携となる仕組みを構築します。

7 基本方針ごとの取組

基本施策1 利用者がメリットを実感できる制度の運用

(1) 制度の利用しやすさの向上

利用しやすさの向上に向けて、制度の周知啓発と合わせ、相談体制や支援体制等について周知します。

制度を利用する前の相談の段階から、利用に当たっての成年後見人等候補者の推薦等、制度の利用が必要な人に、分かりやすく利用しやすい制度の運用を図ります。

① 制度利用に向けた相談対応の充実

市民等からの権利擁護に関する相談に当たって、市及び法人後見事業所、地域包括支援センター等が連携して成年後見制度や福祉サービス利用援助事業、その他の行政サービスの案内等について総合的に対応します。また、権利擁護が必要な人への訪問相談等を実施するなど、相談対応の充実を図ります。

② 適切な後見人等候補者の推薦

成年後見人等候補者の確保が困難な人を対象とした手続の円滑化を進め、状況等に応じ適切な成年後見人等候補者をコーディネートします。

コーディネートに当たっては、顔合わせ等を通して成年被後見人等の意思をできるだけ丁寧にくみ取り、円滑な人間関係を築くことができるよう取り組みます。また、関係機関との連携により事業の周知を行うことで、推薦依頼に対してより適切な対応を行うことができる成年後見人等候補者を複数人情報提供ができるよう後見人等候補者の情報共有を図ります。

③ 申立者の負担軽減

法定後見制度の利用が必要な人に、申立の手続き等について支援します。

④ 市長申立手続の円滑化

判断能力が不十分で、家族、親族等からの支援が得られない方に対して、市長が代わって審判申立を行う市長申立手続を、関係機関と情報共有を進め、迅速に適切かつ円滑な制度利用に繋がります。

(2)利用者の意思決定支援や身上保護の側面を重視した運用

成年被後見人等(利用者)及び成年後見人等に対し、利用者の意思決定支援や身上保護を重視した運用を進めます。

成年後見人等に対して、協議会等を通じて日頃の後見等活動への支援の充実を図るとともに、専門職団体等と相談対応に向けて連携した体制を構築します。

また、安心して制度を利用できるよう成年後見人等への報酬の助成について、既存の報酬助成事業の周知啓発と合わせ、申請手続等の円滑化を図ります。

① 後見人等への支援の拡充

利用者の意思決定支援や身上保護(生活や健康、療養等の手続)を重視するため、専門職団体と連携して、成年後見人等への申立支援や実務支援の充実を図ります。

成年後見人等が安心して身上保護や財産管理、家庭裁判所への報告等の職務を続けていくことができるよう、成年後見制度に関わる内容や事例等について連絡会等を開催し、情報共有やスキルアップ等の機会を増やすことにより成年後見人等への支援を拡充します。

② 利用者に対する相談体制の充実

利用者から、成年後見制度の利用中における制度の運用等に関する相談を受け適切な助言等を行うため、必要な情報を把握し、利用者や成年後見人等が円滑に制度を利用できるよう職員研修の充実を図り相談体制の充実に繋がります。

また、成年後見人等との関係性が構築できないことにより利用者の適切な権利擁護を図ることができない場合等については、利用者を取り巻く状況を踏まえ、家庭裁判所に情報提供を行う等、利用者寄り添った対応を推進します。

③ 成年後見制度利用助成金制度事業の円滑な運用

利用者が成年後見人等への報酬を負担することが困難な場合、その費用の一部を助成することにより、必要な人が必要ときに制度を利用できるよう支援します。

成年後見制度利用助成金制度事業の実施に当たっては、周知方法を充実させ申請手続等の円滑化を図った運用とします。

基本施策2 権利擁護支援の地域連携の仕組みづくり

(1)権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築

権利擁護支援のため、本人とその家族、親族や後見人等を取り巻く地域の関係団体等との連携を図り、地域連携ネットワークを構築します。地域で支え合う仕組みとして、市が中核機関となって主体的に全体をコントロールしていく体制を構築します。

地域連携ネットワークを効果的に機能させていくために、会議の設置や実務的な連携の拡充を目指すとともに、困難な事例に対しては専門職等も含むチームで対応していく仕組みを構築し制度の利用促進を図ります。

① 地域連携ネットワークの推進体制の構築

市の地域包括ケア推進会議の構成団体や権利擁護支援に取り組む団体等との連携を図り、制度の利用促進をより一層図ることができるよう地域連携ネットワークの推進体制を構築します。

② 地域連携ネットワークの中核機関の運営

成年後見制度利用促進に向けて、地域連携ネットワークを段階的、計画的に強化していくため、市は中核機関として地域との連携と対応強化を図ります。

中核機関は、広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能を担う中核的な役割を果たす機関として位置づけます。

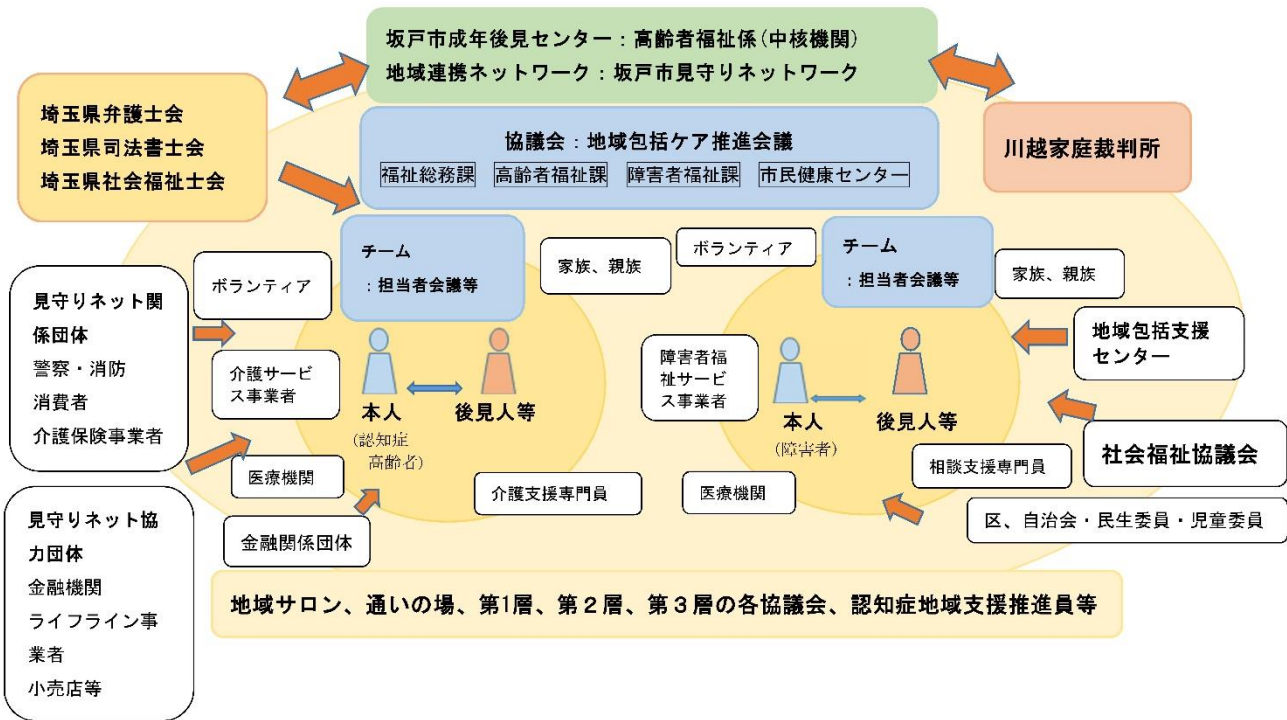
様々なケースに対応できる法律、福祉等の専門知識や地域の専門職や幅広い関係者との信頼関係を維持発展させ、円滑に協力を得るノウハウ等を段階的に蓄積し総合的に制度の利用促進を図ります。

③ 権利擁護支援の「チーム」による対応

権利擁護支援が必要な人に対して、制度の利用開始前は地域連携ネットワークを活かし地域で権利擁護支援が必要な人を発見し、必要な支援へ結び付ける機能を果たします。制度の利用開始後は、その人の状況に応じて家族、親族や保健・福祉・医療・地域の関係者等が「チーム」として協力し、意思や状況を継続的に把握した上で、身上保護を重視して必要な対応を行います。

また、チームは形骸化しないように、現存する関係者会議に充てることを目指し関係者の負担軽減を図ります。

(参考) ネットワークイメージ図



(2) 成年後見等の担い手の確保

今後の成年後見制度の需要に対応していくため制度の運用に当たり、地域の資源を活用します。また、市民後見人の養成とその支援を図るとともに親族後見人への相談対応の充実を図ります。

さらに、他に適切な成年後見人等が得られず制度の利用につながらない人については法人後見事業者と連携します。

① 市民後見人等の養成等

地域における身近な存在として、成年被後見人等の意思をより丁寧にくみ取って後見等事務を進めていくことができる市民後見人等候補者を養成します。受講者の募集に当たっては、地域連携ネットワークを活用し、地域で活動する市民等に向けて幅広く周知啓発を行います。

また、市民見人等候補者の養成に当たっては他自治体と連携し、合同して基礎講習を実施する等、効率的な運用を図ります。

② 親族後見人等への支援

親族後見人向け情報交換会の実施や情報紙等の提供により制度の理解を深め、親族後見人等へのアウトリーチを行うことにより、孤立や不安などを解決し、安心して後見等業務に取り組むことができるよう後見等活動を支援します。

また、必要に応じて成年後見制度の申立を検討している方又は成年後見人等として活動している家族、親族を対象として講座等を開催することにより、制度の利用や成年後見人等の活動を支援します。

③ 法人後見活動の促進

親族がいない、又は親族からの支援が得られず適切な第三者後見人が得られない方等に対する法人後見事業を支援します。法人後見では法人が後見等業務を行うメリットを活かし後見等活動の継続性を確保します。また、法人後見については利益相反とならないよう努めます。

基本施策3 制度の理解促進と適正な運用に向けて

(1)制度の周知啓発

制度の理解促進は関係団体や関係機関に加え、地域全体に向けて地域連携ネットワークを効果的に活用するほか、権利擁護支援とともに幅広く周知していく必要があります。

制度の運用に関わる専門職の団体等が団体内や団体同士による情報共有を進めることは制度の理解促進に繋がるため、中核機関が全体のコーディネートを図ることにより成年後見人等への支援に繋がります。

① 市民への周知啓発

成年後見制度が本人の生活を守り権利を擁護する重要な手段であることなど、市民に向け様々な媒体を活用して幅広く周知啓発を行います。また、制度利用が必要と思われる人を発見し支援に繋げることの重要性や制度の活用が有効なケースを具体的に周知啓発していくため、市民向け講演会の開催や様々な機会を活用した相談会の開催、パンフレットの作成、配布等を行います。

② 地域連携ネットワークを活用した周知啓発

地域連携ネットワークをより効果的に活用していくため、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構成する各種専門職団体による相談会の開催のほか、行政・保健・福祉・医療・地域等の関係者に対して周知啓発を行います。

また、民生委員・児童委員や介護事業者、金融機関、医療機関等、地域連携ネットワークの関係者に向けた研修会や行政等関係機関の職員に向けた研修内容を充実させ、地域の権利擁護支援の対応力を強化し制度の周知啓発の拡充を図ります。

③ 後見人等への周知啓発

法改正や地域課題の共有、事例検証等について、成年後見人等として活動していく上で必要な知識の習得を目的とした学習会等を必要に応じ開催します。

また、権利擁護支援のために養成した市民後見人等候補者を含む成年後見人等向けの情報誌等の提供により活動の支援とともに制度の理解の促進を図ります。

(2) 制度の適正な運用の促進

中核機関を中心として、地域連携ネットワークの関係団体等において制度の理解を促進していくことで制度の適正な運用に取り組めます。

地域連携ネットワークを構成する関係団体等が、ネットワークを通じて各種団体間における情報共有や連携を推進することを、地域に向けて発信することも制度の適正な運用に向けた重要な取組とします。

① 後見人等への支援促進

地域連携ネットワークの関係団体等が実施している円滑な後見等活動や適正な制度運用の取組について、関係団体間の情報共有を図り、制度の適正な運用の促進に向けた取組を推進します。また、各関係団体等の専門性を活かした成年後見人等への支援を促進します。

地域連携ネットワークやチームでの支援体制の構築により、親族後見人等が孤立することなく、日常的に相談を受けることのできる体制を整備します。利用者や成年後見人等を見守る体制の構築に取り組めます。

② 関係機関等との連携推進

地域連携ネットワークを構成する関係団体等と連携して講演会を開催することにより、周知啓発を進めるとともに関係団体等との連携を推進し成年後見人等による制度の適正な運用の促進に取り組めます。

8 計画の進行管理

(1) 計画の進行管理を行うための「振り返りの視点」の設定等

本計画の進捗状況を確認し、取組の効果と目標の在り方について定期的な進行管理及び見直しを行うこととします。

定期的な進行管理、見直しを行うに当たっては「振り返りの視点」を次のとおり設定し、次期計画や事業の見直しに反映させます。

(2) 振り返りの目的と推進についての方策

振り返りの基本は、次の2点とします。

- ①利用者にとってメリットを実感できるような制度運用となっているか。
- ②制度が広く市民に周知され、制度利用が必要な人の発見、支援に繋げることができているか。

資料編

資料 1 坂戸市高齢者福祉及び介護保険事業審議会条例

平成18年3月20日

条例第5号

改正 平成20年3月21日条例第8号
〔題名改正〕
平成21年9月25日条例第28号
平成27年3月25日条例第12号

平成20年12月24日条例第31号

平成24年3月22日条例第12号

(設置)

第1条 高齢者福祉及び介護保険事業に関する事項について審議するため、並びに介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会として、坂戸市高齢者福祉及び介護保険事業審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8第1項の規定に基づく老人福祉計画及び介護保険法(平成9年法律第123号)第117条第1項の規定に基づく介護保険事業計画の作成及び推進に関する事。
- (2) 介護保険法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス及び同法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに関する事。
- (3) 介護保険法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの運営等に関する事。
- (4) その他高齢者の福祉に関する施策の推進に関する事。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民の代表者
- (2) 保健医療福祉等関係者
- (3) 学識経験者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、福祉部高齢者福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(坂戸市高齢者保健福祉計画審議会条例の廃止)

2 坂戸市高齢者保健福祉計画審議会条例(平成14年坂戸市条例第9号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例による審議会の設置当初に委嘱された委員の任期については、第4条第1項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年坂戸町条例第15号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成20年条例第8号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。〔後略〕

附 則(平成20年条例第31号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年条例第12号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成27年条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料2 坂戸市高齢者福祉及び介護保険事業審議会委員名簿

区分	所属	氏名	備考
市民の代表者	公募	小田島 京子	
	公募	齊藤 多美恵	
	公募	三ツ森 幸子	
	坂戸市区長会	梶 英一	令和3・4年度
		田中 明雄	令和5年度
	坂戸市老人クラブ連合会	馬場 敏雄	令和3年度
		長野 佐七	令和4・5年度
	公益社団法人坂戸市シルバー人材センター	栗原 厚夫	副会長
介護保険被保険者代表	山田 ふみ		
保健医療福祉等関係者	社団法人坂戸鶴ヶ島医師会	川口 茂	
	坂戸鶴ヶ島歯科医師会	小林 繁	
	坂戸鶴ヶ島市薬剤師会	高山 仁実	
	坂戸市介護保険事業者連絡会	松本 正人	
	坂戸市民生委員・児童委員連絡協議会連合会	杉本 政弘	
	社会福祉法人坂戸市社会福祉協議会	新井 勇	
	坂戸市ボランティア連絡会	須田 正子	会長
学識経験者	城西大学	于 洋	

資料 3 諮問書

坂高発第1374号
令和3年6月8日

坂戸市高齢者福祉及び
介護保険事業審議会 会長 様

坂戸市長 石川 清

坂戸市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の作成及び推進等について（諮問）

坂戸市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の作成及び推進等について、坂戸市高齢者福祉及び介護保険事業審議会条例第2条の規定により、貴審議会のご意見を求めます。

資料 4 答申書

坂高審発第 4 号
令和 6 年 3 月 1 日

坂戸市長 石川 清 様

坂戸市高齢者福祉及び介護保険事業審議会
会 長 須 田 正 子

坂戸市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定について（答申）

令和 3 年 6 月 8 日付け坂高発第 1 3 7 4 号により諮問のありました坂戸市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定について、本審議会において慎重に審議した結果、次のとおり答申します。

答申

本市の人口は、平成 2 9（2 0 1 7）年をピークとして減少に転じている一方で、6 5 歳以上の高齢者の人口は徐々に増加し、令和 5（2 0 2 3）年 1 0 月 1 日現在 3 0. 2 %である高齢化率は、令和 1 2（2 0 3 0）年には 3 0. 7 %になると推計されています。また、いわゆる団塊ジュニア世代が 6 5 歳以上となる令和 2 2（2 0 4 0）年にかけて、生産年齢人口の減少が見込まれることから、同年の高齢化率は 3 3. 9 %となると推計されています。

本市の高齢者福祉の状況と、今後の本市の高齢者福祉像を見定めると、地域共生社会の実現に向けて、認知症の問題やフレイル対策など介護予防への重点的な取組、高齢者が住み慣れた地域で可能な限り生活していけるような地域における支え合いの仕組みの強化など、多くの課題があります。加えて、令和 2（2 0 2 0）年春以降、全世界的な問題となっている新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症への徹底した対策と、高齢者福祉のための取組との両立は、今後 3 年間の第 9 期計画期間の目標達成に向けて大きな課題であると考えられます。

このような情勢を踏まえ、本審議会では諮問された坂戸市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定について、議論を尽くし慎重に審議をいたしました。

審議会の意見を受けて調整された坂戸市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の素案につきましては、高齢者福祉事業、介護保険事業の推進を図る上での指針として、適当であると認めます。

なお、本審議会の意見・要望について配慮いただくとともに、基本理念に掲げた「互いを認め合い、健康で心豊かに暮らせるまち」の実現に向けて、市民、各関係機関、地域、民間企業、大学等との連携による高齢者福祉施策のさらなる推進が図られますことを大いに期待するものであります。

別紙

意見・要望

1 介護予防・健康づくりと生涯活躍の場づくりの推進について

高齢者の健康寿命を維持し、可能な限り住み慣れた地域で健やかに暮らし続けることを支える観点から、高齢者自身が健康づくりと介護予防の意義を理解し、主体的に取り組めるよう啓発に努められたい。地域における活動の展開に当たっては、新型コロナウイルス感染症流行による外出や社会参加の減少があったことを鑑み、高齢者が希望や状況に応じて活動を選択し、参加できる仕組みの充実等、高齢者の介護予防と健康づくりの促進に取り組むよう努められたい。

いわゆる団塊ジュニア世代が65歳となる令和22（2040）年を見据えて、高齢者の保健事業と介護予防事業の取組の連携を深め、効果的な事業実施に努められたい。

2 地域包括ケアシステムの深化・推進について

高齢者が安心して自分らしく日常生活を営むことができるよう、本市の実情に応じた地域包括ケアシステムを更に深化・推進させるとともに、「支える側」「支えられる側」といった従来の関係を超えて、人と人、人と社会が繋がり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる社会である「地域共生社会」の実現に努められたい。地域共生社会の実現に向けては、健康状態が良好で介護を必要としない高齢者が増加することにも着目し、高齢者が地域の活動の担い手として活躍することなど、社会に参画し続けることを支援する施策を講じられたい。

高齢者単身世帯の増加に伴い、買い物や医療機関の受診等に係る移動に困難を抱える高齢者が増加していることから、市民団体やNPO等、地域の支え合い活動を担う人材の育成に取り組まれたい。

近年、台風や局所的豪雨、巨大地震による自然災害が激甚化する傾向にあり、全国各地で甚大な被害が発生している。これらの災害が発生した場合、自宅や介護保険施設等で生活する高齢者の生命を脅かす懸念があることを十分に認識し、災害時における地域での見守り・助け合いの体制強化に努めるとともに、介護保険事業者への適切な指導に当たられたい。

3 認知症高齢者を支える仕組み～「共生」と「予防」～について

75歳以上の後期高齢者が今後も増加することに伴い、認知症高齢者の増加が見込まれることを念頭に、認知症サポーターの地域での活動拡大を図るなど、「予防」と「共生」の考え方の元、認知症施策を積極的に実施されたい。

施策の推進に際しては、市民一人ひとりが認知症に対する理解を深めるよう積極的な普及啓発に努めるとともに、相談支援の充実や家族介護者と認知症高齢者への支援の充実等、きめ細やかな支援に努められたい。

4 持続可能で質の高い介護保険サービスの推進について

令和7（2025）年以降に現役世代の減少が顕著となり、地域の高齢者介護を支える人的基盤の確保が大きな課題になるという全国的な動向を念頭に、事業者に対する情報提供や事務負担軽減への配慮、事業者同士の連携促進など保険者としての主体的な取組を展開し、本市の介護基盤の強化に努められたい。

5 介護保険事業の推進について

介護を要する可能性が高い75歳以上の高齢者人口の増加を意識し、介護需要に対応できる必要かつ適切な介護サービス量の確保に努められたい。居宅サービスにおいては、要介護高齢者の住み慣れた地域での生活を支えるため、認知症対応型通所介護や認知症対応型共同生活介護の基盤整備を積極的に進められたい。また、介護人材実態調査結果報告書において、不足していると思う介護保険サービスとして挙げられていた定期巡回・随時対応型訪問介護看護や複合型サービスである小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護の基盤整備を図られたい。

6 介護保険料について

介護保険事業に係る財源内訳は、公費（国・県・市）及び第1号被保険者（65歳以上の方）・第2号被保険者（40歳以上65歳未満の方）の保険料で成り立っており、第1号被保険者の負担率は、第8期計画期間に引き続き23%となる。

本市において要介護認定者数が増加するとともに、政府による令和6年度介護報酬改定において介護報酬の引き上げがなされるといった事情がある中で、必要な介護サービスを確保するためには、第1号被保険者の保険料水準の一定程度の上昇はやむを得ないものと考えるが、介護保険給付費等準備基金残高を積極的に活用し、保険料水準の上昇の抑制に努められたい。

資料5 用語の解説

あ行**I C T** 《57 ページ》

Information and Communication Technology. 情報通信技術のことです。

S D G s (持続可能な開発目標) 《4 ページ》

平成 27 年 9 月に行われた国連持続可能な開発サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された国際目標のことです。令和 12 (2030) 年に向けて 17 のゴール・169 のターゲットが示されており、我が国を含めた世界各国で実現に向けた取組が展開されています。

N P O 《76 ページ》

Non Profit Organization. 様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対して収益を分配することを目的としない団体の総称です。

か行**介護給付** 《48 ページ》

要介護認定を受けた人に対する保険給付のことです。例えば、居宅サービスを利用した場合、所得に応じサービス種類ごとに定める基準額の 7～9割が保険給付されます。

介護給付費通知 《48 ページ》

介護サービスを利用している人に対して、本市から定期的に利用状況をお知らせする通知です。事業者からの介護報酬請求と実際に利用したサービス内容に違いがないかどうかを確認する趣旨で送付しています。

介護サービス 《1 ページ》

要介護認定を受けた人が利用できるサービスです。在宅で利用する「居宅サービス」、施設に入所して利用する「施設サービス」など、自分らしくできる限り自立した暮らしができるよう、様々な種類のサービスが用意されています。

介護度 《10 ページ》

要支援状態、要介護状態を介護の必要の程度に応じて定めた区分のことで、要支援 1～2、要介護 1～5 の 7 段階に区分されるもの

です。

介護予防 《1 ページ》

元気な人も支援や介護が必要な人も、生活機能の低下や要介護度の重度化をできるだけ防ぎ、自分らしい生活を実現できるようにすることです。具体的には、日頃から健康管理を行い高齢期に合った健康づくりを行うことを指します。

介護予防・日常生活支援総合事業 《49 ページ》

地域支援事業を構成する事業のひとつです。市町村が中心となり、地域の実情に応じて住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実させることにより、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的・効率的な支援等ができることを目指すものです。

基幹型機能 《81 ページ》

全ての地域を統括・支援し、総合調整をする中心的役割を担うことです。

機能訓練 《113 ページ》

心身の諸機能の維持回復を図る訓練のことです。筋力の増強、持久力の向上、関節可動域の維持、運動速度の増大等を目的とし、その心身の状況に応じて訓練が行われます。

ケアプラン 《48 ページ》

一人ひとりのニーズに合った適切なサービスが提供されるようにするため、介護予防・日常生活支援総合事業対象者や要介護等認定者が利用するサービスの種類、内容、担当者、本人の健康上・生活上の問題点、解決すべき課題、サービスの目標及びその達成時期を定めた計画のことです。

ケアマネジメント 《81 ページ》

介護予防・日常生活支援総合事業対象者や要介護等認定者の社会生活におけるニーズを満たすため、保健・医療・福祉等の多様なサービスを適合させる体系的な連携・調整・統合の一連の活動のことです。

ケアマネジャー 《40 ページ》

要介護等認定者からの介護サービスの利用に関する相談に対応したり、適切な居宅サービス・施設サービスを利用できるようケアプランの作成、サービス事業者等との連絡調

整を行う専門職のことで。

言語聴覚士 《110 ページ》

言葉によるコミュニケーションに問題がある人に専門的サービスを提供し、自分らしく生活ができるよう訓練を通して支援する専門職です。また、摂食・嚥下の問題にも専門的に対応します。ST(Speech Therapist)ともいいます。

権利擁護 《57 ページ》

自己の権利や援助のニーズを他者に伝えることが困難な人について、その権利や意思を代弁して、権利行使ができるように支援することです。

高齢者学級 《79 ページ》

高齢者への学習機会の提供と社会参加の促進を目的とした市の事業であり、趣味や娯楽活動など地域の実情に応じた活動を展開しています。

高齢者虐待 《47 ページ》

介護者による高齢者の生命・生活の維持や人権・人格を侵すような言動のことをいいます。「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」では、①身体的虐待(暴行)、②介護の放棄(ネグレクト)、③心理的虐待(侮辱、無視)、④性的虐待、⑤経済的虐待(年金を取り上げる、財産を処分する)を「養護者による高齢者虐待」と定義しています。

国保データベースシステム(KDBシステム) 《73 ページ》

全国の国民健康保険団体連合会が市町村などの保険者に提供しているデータ分析システムです。健診・医療・介護のレセプト情報を保有し、様々な観点から比較・分析できるツールであり、健康課題を把握して事業の対象者抽出に活用することができるものです。

コミュニティ活動 《76 ページ》

地域住民が生活している場所において、生産、労働、教育、衛生、医療、遊び、スポーツ、芸能、祭り等に関わり合いながら、地域をより良くするために活動することです。

さ行

サービス付き高齢者向け住宅 《45 ページ》

「高齢者の居住の安定確保に関する法律」の基準によって登録される住宅で、介護・医療と連携し、高齢者の安心を支えるサービスを提供するバリアフリー構造の住宅のことを指します。都道府県単位で認可・登録された賃貸住宅等であり、民間事業者等によって運営され、自立あるいは軽度の要介護状態の高齢者を受け入れています。

在宅医療 《33 ページ》

できる限り住み慣れた家庭や地域で療養することができるよう患者の自宅で行われる医療行為のことです。

さかちバス、さかちワゴン 《77 ページ》

本市が毎日運行している市民バスであり、病院やスーパー、コンビニエンスストアなどへの身近な移動手段として利用できるものです。

作業療法士 《110 ページ》

医師の指導のもとに手芸や工作等の作業を行うことにより、身体や心に障害のある人の身体運動機能や精神心理機能の改善を目指す治療(作業療法)を行う専門職のことです。OT(Occupational Therapist)ともいいます。

市民後見人 《106 ページ》

一般市民による成年後見人のことです。認知症や知的障害等で判断能力が不十分になった人に親族がいない場合に、同じ地域に住む市民が家庭裁判所から選任され、本人に代わって財産の管理や契約等の法律行為を行います。

社会福祉協議会 《25 ページ》

社会福祉法に基づいて組織されている民間組織で、地域福祉の推進を目的とする団体のことです。「社協」ともいい、「福祉のまちづくり」の実現を目指した様々な活動を行っています。

縦覧点検 《136 ページ》

過去の介護給付費請求について、複数月の請求における算定回数確認やサービス間・事業所間の給付の整合性を確認して審査を行うことです。

就労的活動支援コーディネーター《83 ページ》

役割がある形での高齢者の社会参加等を促進するため、就労的活動の場を提供できる民間企業・団体等と就労的活動を実施したい事業者等とを引き合わせて、高齢者個人の特性や希望に合った活動を調整する役割を担う人のことです。

手段的日常生活動作（IADL）《20 ページ》

Instrumental Activity of Daily Living。食事・更衣・排泄・入浴・歩行・移動・整容といった毎日の生活を送るために最低限必要な基本的動作である「日常生活動作(ADL)」では捉えられない、より複雑な日常生活における応用的動作のことをいいます。具体的には、電話の使い方、買い物、家事、移動、外出、服薬の管理、金銭の管理等が該当します。

シルバー人材センター 《80 ページ》

高齢者に就業機会を確保し、提供することによって、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的に設立された公益社団法人です。市内の企業や家庭等から仕事（高齢者の知識や経験を生かして行う臨時的・短期的な仕事）を受注して、構成員である会員に提供しています。

生活支援コーディネーター 《83 ページ》

高齢者の生活支援等サービスの体制整備を推進するため、地域の社会資源の把握や関係者間のネットワーク構築を図る役割を果たす人のことです。

成年後見制度 《2 ページ》

認知症高齢者や障害者など判断能力が不十分な人に対して、家庭裁判所に選任された成年後見人が、契約や財産に関わる行為、法律行為について本人の利益を代行する制度です。

た行**第1号被保険者 《9 ページ》**

被保険者とは、保険料を支払い、保険給付の対象となる人のことです。介護保険では、65歳以上の人を第1号被保険者、40～64歳の医療保険加入者を第2号被保険者としています。

ダブルケア 《53 ページ》

子育てと親や親族の介護を同時に担う状

態のことです。

団塊の世代、団塊ジュニア世代《1 ページ》

団塊の世代とは、昭和22年（1947年）～24年（1949年）に生まれた人のことを、団塊ジュニア世代とは、昭和46年（1971年）～49年（1974年）に生まれた人のことを指します。

地域共生社会 《1 ページ》

公的な支援やサービスだけに頼るのではなく、地域の住民が共に支え合い課題を解決していこうというものです。地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会をいいます。

地域密着型サービス 《49 ページ》

要介護者等が住み慣れた地域で、地域の特性に応じて多様で柔軟なサービスを受けることができるようにするためのサービスです。認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護等が該当します。市内の事業所で実施されているサービスを利用できるのは、原則として坂戸市民のみです。

特定健康診査 《3 ページ》

生活習慣病予防のため、40～74歳の人を対象にメタボリックシンドロームに着目して行われる健診です。

都道府県地域医療構想 《121 ページ》

団塊の世代が全て75歳以上となる令和7年（2025年）を見据えて、医療や介護を必要とする人が、できる限り住み慣れた地域で必要なサービスの提供を受けられる体制を確保するため、それぞれの地域の目指すべき医療の姿を明らかにする構想です。「医療介護総合確保推進法」により、各都道府県が定める医療計画に加えることとされており、埼玉県では第7次の埼玉県地域保健医療計画（平成30～令和5年度）の一部として策定されました。

な行**日常生活自立度 《61 ページ》**

認知症の程度を踏まえ、家庭内及び社会的

な自立の状態をⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴの5区分で表したものです。自立度Ⅰは「何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している状態」を、自立度Ⅴは「著しい精神症状や周辺症状あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする状態」を指します。

認知症ケアパス 《98 ページ》

認知症になった場合に、どこでどのようなサービスを受けることができるのかといった具体的なイメージを持つことができるように、認知症の進行状況にあわせて提供される医療や介護のサービスの標準的な流れを示したものです。

認知症施策推進大綱 《54 ページ》

認知症の人ができる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すため、令和元年6月に政府の認知症施策推進関係閣僚会議が取りまとめた大綱です。令和7年(2025年)までを対象期間としており、①普及啓発・本人発信支援、②予防、③医療・ケア・介護サービス・介護者への支援、④認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援、⑤研究開発・産業促進・国際展開の5つを柱としています。認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進することとしています。

認知症疾患医療センター 《99 ページ》

都道府県及び政令指定都市が指定した病院に設置するもので、認知症に関する専門医療相談や鑑別診断等を行い、地域の保健医療・介護機関と連携を図り地域の認知症疾患対策の拠点となる専門医療機関のことで。

認知症バリアフリー 《98 ページ》

移動、消費、金融手続き、公共施設など、生活のあらゆる場面で、認知症になってからもできる限り住み慣れた地域で普通に暮らし続けていくための障壁を減らしていく取組のことで。

は行

8050 問題 《52 ページ》

80代の親が、自宅にひきこもる50代の子どもの生活を支え、経済的にも精神的にも行き詰まってしまう問題のことで。

バリアフリー化 《94 ページ》

障害者や高齢者が円滑に移動できるよう段差の解消等を進めることです。

P D C A サイクル 《151 ページ》

Plan(計画)、Do(実施)、Check(確認)、Act(処置・改善)の4段階からなる管理手法のことで、4つのサイクルを繰り返すことにより、業務改善を図るものです。

避難行動被支援希望者登録台帳 《50 ページ》

避難行動要支援者(在宅で生活する高齢者や障害者等の要配慮者のうち、災害発生時に自ら避難することが困難で、特に支援を要する人)の情報を登録する市の台帳のことをいいます。登録は避難行動要支援者の希望に応じて行い、その情報をあらかじめ地域や関係機関に提供して、災害発生時に避難行動の支援を依頼しています。

振り込め詐欺 《96 ページ》

電話やはがき、文書等で相手をだまし、指定の口座へ金銭を振り込ませる手口や、市役所職員等を装って、医療費や保険料の還付金名目でATM(Automated Teller Machine)を操作させ、現金を振り込ませる手口の詐欺全般のことで。

フレイル 《21 ページ》

健康な状態と要介護状態の中間に位置し、身体的機能や認知機能の低下が見られる状態のことで。

ま行

民生委員・児童委員 《50 ページ》

厚生労働大臣に委嘱されたボランティアとして、住民の生活状態を適切に把握することや援助を必要とする人等に相談・助言することを主な職務として活動している人です。

や行**ヤングケアラー** 《53 ページ》

ケアラーとは、高齢、身体上又は精神上の障害又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する方で、そのうち18歳未満の方がヤングケアラーとされています。

有料老人ホーム 《61 ページ》

高齢者が入居し、入浴、排せつの介護又は食事の提供、その他の日常生活上必要な便宜等の供与をする事業を行う施設のことです。

ユニバーサルデザイン 《94 ページ》

年齢や障害の有無にかかわらず、全ての人にとって使いやすいように意識してつくられた設計のことです。

要支援・要介護認定 《9 ページ》

介護給付、予防給付を受けようとする被保険者が、要支援・要介護状態に該当することと該当する状態区分について受ける市町村の認定のことをいいます。

養護老人ホーム 《89 ページ》

身体的・精神的・経済的理由等により、在宅で養護・介護を受けることが困難な高齢者（原則65歳以上）を対象とした入所施設のことをいいます。

予防給付 《109 ページ》

要支援認定を受けた人に対する保険給付のことです。例えば、居宅サービスを利用した場合、所得に応じサービス種類ごとに定める基準額の7～9割が保険給付されます。

ら行**理学療法士** 《110 ページ》

座る、立つ、歩く等の身体機能の回復や維持及び予防を目的に、運動療法や物理療法（温熱、電気等）等を用いて自立した日常生活が送れるよう支援する医学的リハビリテーションの専門職です。PT（Physical Therapist）ともいいます。

老人福祉センター 《46 ページ》

高齢者が健康の増進、教養の向上、語らいやレクリエーションを通して仲間づくりを

し、健康で明るい生活を楽しんでいただくための市の施設です。市内には城山荘とことぶき荘の2つが設置されています。

坂戸市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第9期）

～健康長生きプラン～

令和6年3月発行

発行 坂戸市
編集 坂戸市 福祉部 高齢者福祉課
〒350-0292 埼玉県坂戸市千代田一丁目1番1号
TEL 049-283-1331（代表）
URL <https://www.city.sakado.lg.jp/>



坂戸市イメージキャラクター
さかろん

